

く、「聞く可汗新に没すと。弔禮を申べんと欲す」と。景略先づ高麗に據りて坐す。梅録、俯僂して前みて哭す。景略、之を撫して曰はく、「可汗、代を棄つ。爾が哀慕を助く」と。梅録の驕容猛氣、索然として俱に盡く。是より回鶻の使至れば、皆、景略を庭に拜す。威名、塞外に聞ゆ。冬十月辛亥、郭鋒始めて回鶻より還る。

十一月庚午、上、圓丘に祀る。

上屢、李納に詔し、棣州を以て王武俊に歸さしむ。納、百方遷延し、海州を以て之を朝廷に易へんと請ふ。上、許さず。乃ち、武俊に詔して先づ田緒の四縣を歸さしめんと請ふ。上、之に従ふ。十二月、納始めて棣州を以て武俊に歸す。

七年、春正月己巳、襄王儼・薨す。

二月癸卯、鴻臚少卿庾錠を遣はし、回鶻の奉誠可汗を冊す。

戊戌、涇原節度使劉昌に詔し、平涼の故城を築き、以て彈箏峽口を扼せしむ。涇辰にして畢、兵を分ちて之に戍す。昌、又、朝谷堡に築く。甲子、詔して其堡を名づけて、彰信と曰ふ。涇原稍安し。

- 【一】 儼。肅宗の子なり。
- 【二】 平涼の故城は原州を去ること一百五十里。
- 【三】 涇辰。子より亥に至るを辰と曰ふ、涇辰は十二日なり。
- 【四】 朝谷堡。東のかた平涼を距ること三十五里。舊唐書には胡谷堡に作る。
- 【五】 彰信。舊唐書には彰義に作る。

初め上、長安に還り、神策等の軍の衛從の勞有るを以て、皆、名を興元元從奉天定難功臣と賜ひ、官を以て之を領せしめ、撫恤優厚なり。禁軍、恩を恃みて驕横に、百姓を侵暴し、官吏を誦辱し、案牘を毀裂するに至る。府縣官、忿に勝へずして之を刑する者有り。朝に一人を咎うれば、夕に萬里に貶せらる。是に由りて、府縣、公嚴の官有りと雖も、其職を擧ぐるを得る莫し。市井の富民、往往にして賂を行ひ、名を軍籍に寄すれば、則ち府縣、制する能はず。辛巳、詔して、神威六軍の吏士、百姓と訟ふる者、之を府縣に委ね、小事は本軍に牒し、大事は奏聞せしめ、若し軍士、府縣を陵忽せば、身を禁じて以て聞し、御史臺に委ねて推覆せしめ、縣吏輒ち敢て咎辱すれば、必ず貶謫に従ふ。

癸未、易定節度使張孝忠・薨す。

安南都護高正平、賦斂を重くす。夏四月、羣蠻の會長杜英翰等、兵を起して都護府を圍む。正平、憂を以て死す。羣蠻、之を聞きて皆降る。五月辛巳、柔遠軍を安南に置く。

(一〇) 端王遇・薨す。

(一一) 韋臯、比年、書を致し、雲南王異牟尋を招く。終に未だ報を獲ず。然れども吐蕃、雲南の兵を發

- 【六】 府は京兆府を謂ひ、縣は赤縣・畿縣を謂ふ。
- 【七】 神威六軍。當に神策六軍に作るべし。即ち神策軍と左右龍武・神武・神威六軍とを言ふ也。
- 【八】 身を禁ず。其身を囚禁する也。
- 【九】 安南都護府は、本、交州。調露二年、安南都護府を置く。
- 【一〇】 遇。皇弟なり。
- 【一一】 韋臯が書をもて雲南を招くこと、前卷三年に始まる。

する毎に、雲南、之に與ふること益少し。臯、異牟尋の心唐に附くを知る。討擊副使段忠義は、本、(三) 閣羅鳳の使なり。六月丙申、臯、忠義を遣りて雲南に還らしめ、并せて書を致して敦く之を諭す。

秋七月戊寅、定州の刺史張昇雲を以て義武留後と爲す。

庚辰、虔州の刺史趙昌を以て安南都護と爲す。羣蠻遂に安んず。

八月丙午、翰林學士陸贄を以て兵部侍郎と爲し、餘職は皆解く。贄、之を惡めばなり。

吐蕃、靈州を攻め、回鶻の敗る所と爲り、夜遁る。九月、回鶻、使を遣はし、來りて俘を獻す。冬十二月甲午、又、使を遣はし、獲る所の吐蕃の酋長尙結心を獻す。

(三) 福建觀察使吳湊、治を爲して聲有り。贄、私憾を以て之を毀り、且

つ其の風を病むを言ふ。上召して京師に至らしめ、之をして歩せしめて以て之を察し、贄の誣ふるを知る。是に由りて始めて參を惡む。丁酉、湊を以て陝虢觀察使と爲し、以て參の黨李翼に代らしむ。

(四) 陸王述・薨す。

吐蕃、臯の使者が雲南に在るを知り、使を遣はして之を讓む。雲南王異牟尋、之を給きて曰はく、

「唐の使は本蠻なり。臯、其の歸るを聽すのみ。它の謀無きなり」と。因つて執へて以て吐蕃に送

る。吐蕃多く其大臣の子を取りて質と爲す。雲南愈々怨む。勿鄧の酋長苴夢衝、潜に吐蕃に通じ、羣蠻を扇誘し、雲南の使者を隔絶す。臯、(三) 部落總管蘇寇を遣はし、兵を將めて(六) 琵琶川に至らしむ。

【三】 閣羅鳳。異牟尋の祖。
【四】 福建。古の閩越の地。秦、閩中郡と爲す。
【五】 述も亦臯弟なり。
【六】 琵琶川。瀾州の西南徼外に在り。

卷の第二百三十四

唐紀五十

德宗神武聖文皇帝九

(一) 貞元八年、春二月壬寅、夢衝を執へ、其罪を數めて之を斬る。雲南の路始めて通ず。

三月乙丑、山南東道節度使曹の成王阜・薨す。

宣武節度使劉玄佐、威略有り。李納の使至る毎に、玄佐厚く之を結ぶ。

故に常に其陰事を得、先んじて之が備を爲す。納、之を憚る。其母、貴しと

雖も、日に絹一匹を織る。玄佐に謂つて曰はく、「汝は本寒微なり。天子、

汝を富貴にして此に至れり。必ず死を以て之に報いよ」と。故に玄佐、始

終、臣節を失はず。庚午、玄佐・薨す。

山南東道節度判官李實、留後の事に知たり。性刻薄にして、軍士の衣食を裁損す。鼓角將楊清潭、

衆を帥ゐて亂を作し、夜城中を焚掠す。獨り曹王阜の家を犯さず。實、城を蹶えて走り免る。明日、

唐德宗神武聖文皇帝貞元八年

【一】 貞元八年。西紀七九二年。
【二】 鼓角將は軍中の鼓角を掌る者なり。
【三】 曹王阜の家は、蓋し巴に出でて館外に次し、使宅に居らす。

都將徐誠、城に縋して入り、號令し禁遏し、然る後止む。清潭等六人を收へて之を斬る。實、京師に歸る。以て司農少卿と爲す。實は元慶の玄孫なり。丙子、荆南節度使樊澤を以て山南東道節度使と爲す。

初め寶參、度支轉運使と爲り、班宏、之に副たり。參、宏に許す、「一歳を俟ち、使職を以て之に歸せん」と。歳餘にして、參、歸する意無し。宏怒る。司農少卿張滂は、宏が薦めし所なり。參、滂をして江淮の鹽鐵を分ち主らしめんと欲す。宏、可かず。滂、之を知り、亦宏を怨む。參が上の疎んずる所と爲るに及び、乃ち度支使を宏に讓る。又、利權の専ら宏に歸するを欲せず、乃ち滂を上に薦め、滂を以て戶部侍郎・鹽鐵轉運使と爲す。仍は宏に隸し、以て之を悦ばす。

寶參、陰狡にして復り、權を恃みて貪る。遷除する毎に、多く族子給事中申と之を議す。申、權を招き賂を受く。時人、之を喜鵲と謂ふ。上頗る之を聞き、參に謂つて曰はく、「申必ず卿の累と爲らん。宜しく之を出して以て物議を息むべし」と。

參、再三、其の它無きを保す。申も亦俊めず。左金吾大將軍魏王則之は、巨の子なり。申と善し。左議大夫知制誥吳通玄、陸贄と叶はず。寶參、贄が進用せられんことを恐れ、陰に通玄、則之と與に

【四】道王元慶は、高祖の子なり。
【五】喜鵲。寶參、朝士を遷除する毎に、先づ申と議す。申因つて先づ其人に報じ、以て權を招き賂を納る。時人、之を喜鵲と謂ふは、人家、喜事有れば、鵲必ず先づ門庭に噪ぎ、以て之を報すればなり。
【六】魏王巨は肅宗上元二年、段子璋の殺す所と爲る。

謗書を作り、以て贄を傾けんとす。上、皆、其狀を察知す。夏四月丁亥、則之を昭州の司馬に、通玄を泉州の司馬に、申を道州の司馬に貶す。尋ぎて通玄に死を賜ふ。

劉玄佐の喪、將佐、之を匿し、疾と稱して代を請ふ。上も亦之が爲めに隠し、使を遣はし軍中に即き、「陝虢觀察使吳湊を以て代と爲すは可ならんか」と問はしむ。監軍孟介、行軍司馬盧瑑、皆以て便と爲す。然る後之を除す。湊行きて汜水に至る。玄佐の柩將に發せんとす。軍中、儀仗を備へんと請ふ。瑑、許さず。又、器用を留めて以て新使を俟たしむ。將士怒る。玄佐の壻及び親兵、皆、甲を被り、玄佐の子士寧を擁し、衰經を釋き、重榻に登り、自ら留後と爲らしめ、(二〇)城將曹金岍、浚儀の令李邁を執へて

【七】昭州。漢の荔浦縣の地、蒼梧郡に屬す。武德四年、樂州を置く。貞觀八年、改めて昭州と曰ふ。京師に至るまで四千四百六十三里。
【八】泉州。京師の東南六千二百一十六里。

曰はく、「爾は皆吳湊を請ひし者なり」と。遂に之を門す。盧瑑逃れ免る。士寧、財を以て將士を賞し、孟介を劫し、以て朝に請ふ。上、以て宰相に問ふ。寶參曰はく、「今、汴人、李納を指し、以て制命を邀む。許さずんば、將に納に合せんとす」と。庚寅、士寧を以て宣武節度使と爲す。士寧、宋州の刺史翟良佐が己に附かざるを疑ひ、巡撫に託言し、宋州に至り、之に代らしむ。逸準は(二三)正臣の子なり。

【九】汜水縣は、本、鄭州に屬す。時に孟州に屬す。
【一〇】城將。之をして兵を領し、城堞を巡視せしむ。
【一一】門。骨を別ちて、はなればなれにすること。
【一二】劉正臣は肅宗の至徳の初め平盧節度使たり。

乙未、中書侍郎同平章事竇參を貶して、郴州の別駕と爲し、竇申を錦州の司戸に貶す。尙書左丞趙憬・兵部侍郎陸贄を以て竝に中書侍郎・同平章事と爲す。憬は仁本の曾孫なり。

張滂、鹽鐵の舊簿を班宏に請ふ。宏、與へず。滂、宏と共に巡院官を擇ぶに、合ふ者有る莫く、闕官甚だ多し。滂、上に言つて曰はく、「此の如くならば、職事必ず廢れ、臣が罪、逃るる所無からん」と。丙午、上、宏、滂に命じ、分ちて天下の財賦を掌らしむること、大歴の故事の如し。

壬子、吐蕃、靈州に寇し、水口支渠を陥れ、營田を敗る。河東・振武に詔して之を救はしめ、神策六軍二千を遣はし、定遠・懷遠城に戌せしむ。吐蕃乃ち退く。

陸贄請ふ、「臺省の長官をして各其屬を擧げしめ、其名を詔書に著し、異日、其殿最を考し、并せて以て擧者を升黜せん」と。五月戊辰、詔して贄の議を行ふ。未だ幾くならざるに、或るひと上言つて曰はく、「諸司の擧ぐる所、皆、情故有り、或は貨賂を受け、實才を得ず」と。上、密に贄に諭す、「今より除改は、卿宜しく自ら擇ぶべし。諸司に任ずる勿れ」と。贄、上奏す。其の

【三】 郴州。京師の南三千三百里。

【四】 趙仁本は二百一卷高宗成亨元年に見ゆ。

【五】 大曆元年、第五琦・劉晏に命じて天下の財賦を分ち掌らしむること、二百二十四卷に見ゆ。

【六】 定遠縣は靈州の東北二百里に在り。懷遠縣は靈州に屬す。

【七】 擧者を升黜す。擧ぐる所、人を得るときは、擧主を升せ、以て賢を進むるの賞を昭かにし、擧ぐる所、人に非ざるときは、擧主を黜け、以て擧を失するの罰を昭かにするなり。

【八】 諸司は即ち臺省の長官を謂ふ。

略に曰はく、「國朝(制)、五品以上は、制敕して之を命ず。蓋し宰相・商議して奏可する者なり。六品以下は、則ち旨授す。蓋し吏部、材を銓し職を署し、詔旨畫開して、而も可否せざる者なり。開元中、起居・遺補・御史等の官、猶ほ竝に選曹に列す。其後、倖臣、朝を専らにし、僉議を捨てて己が權を重んじ、公擧を廢して私惠を行ふ。是れ周行庶品をして苟くも時宰の意に出でざれば、則ち致す莫からしむるなり」と。又曰はく、「宣行して以來、纔に十數を擧ぐ。其資望を議するに、既に班行に愧ぢず、其行能を考ふるに、又未だ闕敗を聞かず。而るに議者遽に以て口に騰せ、上、聖聰を煩はす。道の行はれ難きこと、亦、知る可し。請ふ言ふ所の人をして其狀・某人は賄を受け・某の擧は情有るを指陳せしめ、之を有司に付し、其虛實を覈し、謬りて擧ぐる者は、必ず其罰を行ひ、善を誣ふる者は、亦、其辜を反さん。何ぞ必ずしも其姦賊を貸して、辯詰を加へず、其公議を私して、(三)主名を出さざらん。無辜をして疑はれ、有罪をして縱にするを獲、枉直をして貫を同じくせしめば、人何ぞ焉に頼らん。又、宰相は數人に過ぎず、豈能く徧く多士を諳んせんや。若し悉く羣官を命せしめば、理須く展轉して詢訪すべし。是れ則ち公擧を變じて私薦と爲し、明揚に易ふるに闇投を以てするなり。情故必ず多く、弊を爲すこと益、甚だしからん。承前・官を命ずること謗に涉らざる罕なる所以は、則ち鈞を秉ること一ならずと雖も、或は自ら情を行ひ、亦、私に所親に

【九】 起居郎舍人、拾遺補闕・及び御史は、皆、吏部の奏擬に由るを言ふ。

【一〇】 反つて坐するに罪を以てするを謂ふ。

【一一】 主名。告主の名なり。

訪ふに由り、轉た賣る所と爲ればなり。其弊、遠きに非ず。聖鑒明かに知らん」と。又曰はく、「今の宰相は、則ち往日の臺省の長官なり。今の臺省の長官は、乃ち將來の宰相なり。但だ是れ職名暫く異なり、固に、行舉頓に殊なるに非ず、豈に長官たるの時は則ち一二の屬吏を擧ぐる能はず。宰相の位に居れば則ち千百の具僚を擇ぶ可き有らんや。物議悠悠として、其の惑ふこと斯に甚だし。蓋し尊者は其要を領し、卑者は其詳に任ず。是を以て人主は輔臣を擇び、輔臣は庶長を擇び、庶長は佐僚を擇ぶ。將に務めて人を得んとすれば、此よりも易きは無し。夫れ才を求むるには廣きを貴び、課を考ふるには精しきを貴ぶ。往者、則天、人心を收めんと欲し、進用すること次ならず、但だ人が士を薦むるを得るのみに非ず、亦、自ら其才を擧ぐるを得たり。然して課責既に嚴に、進退皆速かなり。是を以て、當代、人を知るの明を謂ひ、累朝、多士の用に頼る」と。又曰はく、「則天の擧用の法は、易きに傷るれども人を得、陛下の慎簡の規は、太だ精しけれども士を失ふ」と。上、竟に前詔を追うて行はず。

癸酉、平盧節度使李納・薨す。軍中、其子師古を推して留後に知たらしむ。

六月、吐蕃の千餘騎、涇州に寇し、田軍千餘人を掠めて去る。嶺南節度使・奏す、「近日、海船の珍異、多く安南に就きて市易す。判官を遣はして安南に就きて收

- 【三】 行舉。臺省の長官、之を擧げ、宰相、之を行ふ。
- 【四】 庶長。庶官の長。
- 【五】 則天。武后なり。
- 【六】 慎簡。書に曰はく慎みて乃の僚を簡ぶと。
- 【七】 田軍。屯田の軍なり。

市せしめんと欲す。乞ふ中使一人を命じて與に俱にせしめよ」と。上、之に従はんと欲す。陸贄・上言して以爲はく、「遠國の商販は、惟だ利を是れ求む。之を緩くすれば斯に來り、之を擾せば則ち去る。廣州は素衆舶の湊まる所たり。今忽ち改めて安南に就くは、若し侵刻過深なるに非ずんば、則ち必ず招攜すること所を失ひしならん。曾て、内に訟めず、更に上の心を蕩かす。況んや嶺南・安南、王士に非ざるは莫く、中使・外使、悉く是れ王臣なるをや。豈に必ず嶺南を信じて而して安南を絶ち、中使を重んじて以て外使を輕んせんや。奏する所望むらくは寢めて行はざらんことを」と。

秋七月甲寅朔、戸部尙書判度支班宏・薨す。陸贄請ふ、「前の湖南觀察使

李巽を以て、權に度使に判たらしめんと。上、之を許す。既にして復た、司農少卿裴延齡を用ひんと欲す。贄・上言して以爲はく、「今の度支は、萬

貨を準平す。刻吝なれば則ち患を生じ、寛假すれば則ち姦を容る。延齡は誕妄の小人なり。之を用ひば交、物聽を駭かさん。尸祿の責、固より宜しく微臣に及ぶべし。人を知るの明、亦恐らくは聖鑒を傷つけんと。上、從はず。己未、延齡を以て度支の事に判たらしむ。

河南北・江淮・荆・襄・陳・許等の四十餘州、大水あり、溺死する者二萬餘人。陸贄、使を遣はして賑撫せしめんと請ふ。上曰はく、「聞く、損する所殊だ少しと。即ち優恤を議せば、恐らくは姦欺を生せ

- 【一】 招攜云。攜は離るるなり。攜離を招く所以の者、其道を失へるを言ふなり。左傳に、管仲曰はく、招攜するに禮を以てすと。全唐文には攜を懷に作る。亦通す。
- 【二】 内訟。訟は責むるなり。人、過有りて能く自ら責むるなり。

ん」と。贄・上奏す。其略に曰はく、「流俗の弊、多く諂諛に徇ひ、意を悦ばす所を揣れば、則ち其言を修にし、聞くを惡む所を度れば、則ち其事を小にす。(二五)制備、所を失ふこと、恆に斯に病む」と。又曰はく、「費す所の者は財用、收むる所の者は人心なり。苟くも人を失はずんば、何ぞ用に乏しきを憂へん」と。上、爲めに使を遣はさんことを許し、而して曰はく、「淮西は貢賦既に闕く、必ずしも使を遣はさじ」と。贄復た上奏して以爲はく、「陛下、師を息め垢を含み、彼の渠魁を宥せり。惟れ茲下人、宜しく矜恤すべき所なり。昔(三〇)秦と晉とは讐敵なるに、穆公猶ほ其饑を救へり。況んや帝王、萬邦を懷柔するは、唯だ徳と義とのみなるをや。寧ろ人、我に負くも、我の・人に負く無からん」と。八月、中書舍人京兆の奚陟等を遣はし、諸道の水災を宣撫せしむ。

前の青州の刺史李師古を以て平盧節度使と爲す。章阜、(三一)維州を攻め、其大將論贊熱を獲たり。

陸贄・上言し、以へらく、邊儲贖らざるは、措置・當を失し・蓄斂・宜に乖くに由ると。其略に曰はく、「所謂措置、當を失すとは、成卒、守臣に隸せず、守臣、元帥に總べられず、一城の將・一旅の兵・各、中使を降して監臨し、皆別詔の委任を承くる有るに至り、分鎮、千里の地に互り、相率從する莫く、繼

邊、十萬の師を列し、謀主を設けず、寇至る有る毎に、方に中より覆し、徵發を蒙りて赴き援くる比ほひ、寇已に勝を獲て罷歸る。吐蕃を中國に比すれば、衆寡、敵せず、工拙、倅しからず。然るに彼は攻めて餘有り、我は守りて足らず。蓋し彼の號令は將に由り、而して我の節制は朝に在り、彼の兵衆は合併し、而して我の部分は離析するが故なり。所謂蓄斂、宜に乖くとは、陛下頃ろ(三二)軍に就きて和糴するの法を設けて以て運を省き、人に加倍の價を與ふるを制して以て糶を勸む。此令初めて行はるるや、人皆悦慕せり。而るに有司競うて苟且を爲し、専ら織造を事とし、歲稔れば則ち時に斂藏せず、食に艱めば則ち抑へて、收糶せしめ、遂に豪家・貪吏をして、反つて利權を操り、賤しく人に取り、以て公私の乏を俟たしむ。又、勢要近親・羈遊の士有り、賤糶を軍城に委し、高價を京邑に取る。又、多く締紵を支して直に充つ。窮邊、寒けれども衣る可からず、鬻げども售る所無し。上既に下に信無く、下亦僞を以て之に應ず。度支の物估轉た高く、軍城の穀價轉た貴し。度支は苟くも滯貨を售るを以て功利と爲し、軍城は得る所の加價を以て羨餘と爲す。(三三)巡院を設けて轉た(三四)囊橐を成すと雖も、空しく簿帳を申べ・僞りて(三五)困倉を指す有るに至る。其數を計れば、則ち億萬にして餘有り、其實を考ふれば、則ち百十にも足らず」と。又曰はく、「舊制、關中の

【二五】制備。事に隨つて之が制を爲し而して豫め備ふるを謂ふなり。
 【三〇】左傳に、晉饑う。秦、之に粟を輸る。秦饑う。晉、之に糶を閉づ。穆公、晉を伐ち、惠公を執ふ。而して晉又饑う。穆公復た之に粟を輸りて曰はく、吾、其君を怨めども其民を矜むと。
 【三一】代宗の廣徳元年、維州、吐蕃に没す。

【三二】此れ李泌の行ふ所の法なり。事、前卷二年に見ゆ。
 【三三】巡院。轉運使度支悉く巡院有り、委ぬるに當道使司を訪察するを以てし、及び州縣、兩稅の外の權率及び違格勅文法等の事狀有れば臺司に報ぜしむ。
 【三四】囊橐。底あるを囊といひ、底なきを橐といふ。
 【三五】困倉。皆以て穀を藏す。圓きを困と曰ひ、方なるを倉と曰ふ。

用度の多きを以て、歲ごとに東方の租米を運び、「斗錢、斗米を運ぶ」の言有るに至る。聞見に習うて、時宜に達せざる者は則ち曰はく、「國の大事には、費損を計らず。勞煩を知ると雖も、廢す可からざるなり」と。近利に習うて、遠患を防がざる者は則ち曰はく、「秋成の時に至る毎に、但だ畿内に令して和糴せしめば、既に事を集し易く、又、農を勸むるに足らん」と。臣以ふに、兩家の論は、互に長短有り。將に國用を制せんとすれば、須く重輕を權るべし。食足らずして財餘り有れば、則ち財を積むを弛めて、倉廩を實するを務め、食餘り有りて財足らざれば、則ち財食を積むを緩めて、貨泉を用ふるを畜む。近歲、關輔屢に豊に、公儲委積し、數年を給するに足る。今夏、江淮、水潦あり、米貴きこと加倍し、人多く流庸す。關輔は穀賤しきを以て農を傷ふ。宜しく價を加へて以て糴すべくして而も錢無し。江淮は穀貴きを以て人困しむ。宜しく價を減じて以て糴すべくして而も米無し。而して又彼の乏しき所を運び、此の餘る所を益す。斯れ所謂見聞に習うて、時宜に達せざる者なり。今江淮の斗米直百五十錢、運びて東渭橋に至るに、儲直又約二百。米糴にして且つ陳く、尤も京邑の賤しむ所たり。市司の月估に據るに、斗糴三十七錢。其九を耗して其一を存し、彼人を餓るしめて此農を傷ふ。事を制すること斯の若き

【三六】貨泉。貨幣なり。

【三七】流庸。流は流徙、庸は備雇。

【三八】糴。米糴に穀を割きたるを糴といふ。

【三九】月估。市司、月ごとに物價の低昂を具して以て上に聞す。

【四〇】江淮の米を以て運漕の儲直を合せて、一斗、錢三百五十と爲す。而して京師の米價、斗ごとに止だ三十七錢、是れ其九を耗して其一を存する也。

は、深く失せりと謂ふ可し。頃者、毎年、江湖淮浙より、米を運ぶこと百一十萬斛、河陰に至りて、四十萬斛を留め、河陰倉に貯へ、陝州に至りて、又三十萬斛を留め、太原倉に貯へ、餘の四十萬斛は、東渭橋に輸す。今、河陰・太原倉の見米、猶ほ三百二十餘萬斛有り。京兆の諸縣、斗米、直錢七十に過ぎず。請ふ令して來年、江淮より、止だ三十萬斛を運びて河陰に至り、河陰・陝州、次を以て運びて東渭橋に至らしめ、其の江淮の停むる所の運米八十萬斛は、轉運使に委し、斗毎に八十錢を取り、水災の州縣に於て之を糴し、以て貧乏を救はん。計るに錢六十四萬緡を得、儲直六十九萬緡を減せん。請ふ戸部をして先づ二十萬緡を以て京兆に付せしめ、(京兆ヲ)米を糴して以て渭橋倉の缺數を補はしめ、(四)斗ごとに百錢を用ひ、以て農人を利し、一百二萬六千緡を以て邊鎮に付し、十萬人の一年の糧を糴せしめ、餘の十萬四千緡は、以て來年の和糴の價に充て、其江淮の米錢、儲直は、竝に轉運使に委し、綾絹綿綿を折市し、以て上都に輸せしめ、先に貸りたる戸部の錢を償はん」と。九月、西北邊に詔して、貴糴して以て倉儲を實せしむ。邊備浸く充つ。

【四一】渭橋倉。即ち東渭橋倉。

【四二】價を増して以て糴するときは農を利す。

【四三】緡。布に似たる緡。緡なり。

【四四】唐、長安に都し、之を上都と謂ふ。

冬十一月、壬子朔、日、之を食する有り。

吐蕃・雲南、日に益、相猜ふ。雲南の兵の境上に至る毎に、吐蕃輒ち亦兵を發し、「相應す」と聲言

し、實は之が備を爲す。辛酉、韋阜復た雲南王に書を遣り、「與に共に吐蕃を襲ひ、之を雲嶺の外に驅り、悉く吐蕃の城堡を平げ、獨り雲南と與に大城を境上に築き、戍を置きて相保ち、永く一家に同じからんことを欲す」といふ。

右庶子姜公輔、久しく官を遷らず。陸贄に詣り、遷らんことを求む。贄密に之に語りて曰はく、「聞く、竇相屢奏擬すれども、上、允さず、公を怒るの言有りと。」公輔懼れ、道士と爲らんと請ふ。上、其故を問ふ。公輔、敢て贄の語を泄さず、參の言を聞けるを以て對と爲す。上怒る。「參、怨を君に歸す」と。己巳、公輔を貶して吉州の別駕と爲し、又、中使を遣はして參を責む。

庚午、山南西道節度使嚴震奏す、「吐蕃を芳州及び黑水堡に敗れり」と。

初め李納、棧州、蛤蜊に鹽利城有るを以て之に據る。又、德州の南三漢城に成し、以て田緒の路を通ず。李師古が位を襲ぐに及び、王武俊、其の年少きを以て之を輕んず。是月、兵を引きて德棣に屯し、將に蛤蜊及び三漢城を取らんとす。師古、趙錡を遣はし、兵を將ゐて之を拒がしむ。上、中使を遣はし、之を諭止せしむ。武俊乃ち還る。

【四五】雲南の地は、本、漢の雲南縣なり。其西に高山相連なる。雲嶺は即ち雪山、亦、雪嶺とも曰ふ。今の雲南省騰越道麗江縣の西北に在り。
【四六】允さず。聖旨、請ふ所に從はざるを謂ふ。
【四七】芳州。高宗上元二年、已に吐蕃の陷る所と爲る。
【四八】黑水は羌中の西南に出で、黑水城の西を遷る。其地蓋し、陰平の西北、臨洮の西南、古の沓中の地に在るなり。
【四九】蛤蜊。恐らくは當に棧に作るべからん。

初め劉惔、蕤するや、劉濟、莫州に在り。其母弟灘、父の側に在り、父の命を以て濟を召し、而して軍府を以て之に授く。濟、灘を以て瀛州の刺史と爲し、它日、己に代らんことを許す。既にして濟、其子を用つて副大使と爲す。灘、之を怨み、擅に表を朝廷に通じ、兵千人を遣はして防秋す。濟怒り、兵を發して灘を撃ち、之を破る。

左神策大將軍柏良器、才勇の士を募り、以て販鬻者に易ふ。監軍竇文場、之を惡む。會、良器の妻の族、飲醉し、宮舍に寓宿す。十二月丙戌、良器、坐して右領軍に左遷せらる。是より、宦官始めて軍政を専らにす。

九年、春正月癸卯、初めて茶に稅す。凡そ州縣の産茶及び茶山の外の要路、皆、其直を估し、什に一を稅す。鹽鐵使張滂の請に従ふなり。滂奏す、「去歲、水災ありて稅を減じ、用度、足らず。請ふ茶に稅して以て之を足さん。明年より以往、茶に稅するの錢、所在に別に貯へしめ、水旱有るを俟ち、以て民の田稅に代へん」と。是より、歲ごとに茶稅錢四十萬緡を收

【五〇】劉惔蕤すること、二百三十二卷貞元元年に見ゆ。
【五一】莫州。莫縣に治す、幽州の南二百八十里に在り。
【五二】瀛州。河間郡。幽州の巡屬の大州なり。其地、幽州の南に在り。
【五三】河朔三鎮及び淄青、皆、其子を以て副大使・備帥と爲す。
【五四】唐の左右神策大將軍は正二品。
【五五】宮舍。宮中の直宿の舍なり。宦官、柏良器が能く其職を擧ぐるを惡み、其妻の黨が衛禁を犯すに因りて其罪を文致す。
【五六】右領軍は、十六衛の一なり。時に南牙の諸衛は位に具はるのみ。北軍、禁兵を掌り、權重し。故に良器、左遷と爲す。

む。未だ嘗て以て水旱を救はざるなり。滂又奏す、『姦人、錢を銷して銅器と爲し、以て贏を求む。請ふ悉く銅器を禁じ、銅山は人の開き采るを聽し、私に賣るを得る無からしめん』と。

二月甲寅、義武留後張昇雲を以て節度使と爲す。

初め 鹽州既に陥り、塞外復た保障無し。吐蕃常に 靈武を阻絶し、鄜坊を侵擾す。辛酉、詔して、兵三萬五千人を發し、鹽州に城かしむ。又、涇原・山南・劍南に詔し、各兵を發して深く吐蕃に入り、以て其勢を分たしむ。之を城くこと二旬にして畢る。鹽州節度使杜彥光に命じて之に戍せしめ、朔方都虞候楊朝晟をして、木波堡に戍せしむ。是に由りて、靈夏・河西、安きを獲たり。

上、人をして陸贄に諭すに『要重の事は、趙憬に對して陳論する勿れ。當に密に手疏を封じて以て聞すべし。又、苗祭は、父晉卿が 往年 政を攝せしを以て、嘗て不臣の言有り、(五)諸子、皆、古の帝王と名を同じくす。今、明かに斥逐を行ふを欲せず。兄弟宜しく各、外官に除すべし。屯兵の地に近づかしむる勿れ。又、卿、清慎なること太だ過ぎ、諸道の饋遺、一に皆拒絶す。恐らくは事情、通せざらん。鞭靴の類の如きは、受くるも亦傷む無し』といふを以てす。贄、上奏す。其略に曰はく、『昨、臣が奏する所、

- 【一】 鹽州陥ること二百三十二年に見ゆ。
- 【二】 靈武の往來の路を阻絶し、鄜坊の民を侵擾す。
- 【三】 木波堡。慶州の方渠縣の界に在り。
- 【四】 往年云云。寶應の間、連に國憂有り、晉卿、冢宰を攝す。
- 【五】 諸子云云。晉卿の十子、發・丕・堅・垂、帝王と名を同じくす。

惟れ趙憬、聞くを得、陛下已に神を勞するに至り、委曲防護す。是れ心膂の内に於て、尙ほ形迹の拘する有り。迹同じく事殊に、克く以て濟す鮮し。恐らくは私無きの徳に爽ひ、且つ(六)吝かならざるの明を傷つけんと。又曰はく、『(七)人を爵するには必ず朝に於てし、人を刑するには必ず市に於てす。惟だ衆の觀ず、事の彰はれざらんことを恐る。君上、之を行つて愧心無く、兆庶、之を聽きて疑議無く、賞を受くるに、之に安んじて忤色無く、刑に當るに、之に居りて怨言無し。此れ聖王が、典章を宜明し、天下と公共にする所以の者なり。凡そ是れ諸訴の事は、多くは信實の言に非ず、中傷を利とし、公辯を懼れ、或は云ふ、歲月已に久しく、究尋す可からずと。或は云ふ、事體、妨有り、須く爲めに隱忍すべしと。或は云ふ、惡迹未だ露はれず、宜しく它事を假りて名と爲すべしと。或は云ふ、但だ其人を棄つ、何ぞ必ずしも明言責辱せん。詞皆情理に近けれども、意、實に矯誣を苞む。善を傷ひ姦を售ること、斯よりも甚だしと爲すは莫し。若し晉卿父子、實に大罪有らば、則ち當に公に典憲を議すべし。若し誣枉を被らば、豈に陰に播遷を受けしめんや。夫れ訟を聽き議を辨するは、必ず情を求め跡を辨じ、情見はれ跡著はれ、辭服し理窮まり、然る後刑罰を加ふ。是を以て下に冤人無く、上に謬聽無し』と。又曰はく、『監臨、賄を受け、尺に盈つれば刑有り。士吏の微に

- 【六】 吝ならず。書に曰はく、過を改むること吝ならずと。
- 【七】 禮記に曰はく、人を朝に爵し、衆と之を共にし、人を市に刑し、衆と之を棄つと。
- 【八】 尺に盈つ云云。律に、諸の監臨の官、監臨する所の財物を受くること、一尺なれば、四十を笞つ。諸の監臨主司、財を受けて法を枉ぐること一尺なれば、一百を杖つ。

至るまで、尙ほ當に嚴禁すべし。矧んや風化の首に居り、反つて通行す可けんや。賄道一たび開かば、展轉して滋、甚だしからん。鞭韉已ますんば、必ず金玉に及ばん。目、欲す可きを見れば、何ぞ能く自ら心に窒かん。已に與に交私せば、何ぞ能く中ごろ其意を絶たん。是を以て、涓流絶えざれば、溪壑、災を成す」と。又曰はく、「若し受くる所有り却くる所有らば、則ち却に遇ふ者は、拒まれて通せざるを疑はん。若し俱に辭して受けずんば、則ち威を受けざる者は乃ち其の常理なるを知り、復た何の嫌阻することか之れ有らんや」と。

初め竇參、左司郎中李異を惡み、出して常州の刺史と爲す。參が郴州に貶せらるるに及び、異、湖南觀察使と爲る。汴州節度使劉士寧、參に絹五十匹を遺る。異、奏す、「參、藩鎮に交結す」と。上大に怒り、參を殺さんと欲す。陸贄以爲はく、「參の罪、死に至らず」と。上乃ち止む。既にして復た中使を遣はし、贄に謂つて曰はく、「參、中外に交結し、其意、測り難し。社稷の事重し。卿速かに文書を進めて處分せよ」と。贄、上言す、「參は朝廷の大臣なり。之を誅するには名無かる可からず。昔劉晏の死するや、罪、明白ならず、今に至るまで衆議之が爲めに憤邑し、叛臣、以て辭と爲すを得。參の貪縱の罪は、天下共に知る。潛に異圖を懐くに至りては、事跡曖昧なり。若し推鞠せずして、遽に重辟を加へば、駭動せんこと細ならず。竇參が臣に於て(二三)分無きは、陛下の知る所なり。豈に其の

- 【九】 風化の首。宰相は風化の自りて出づる所たるをいふ。
- 【一〇】 二百二十六卷建中元年二年に見ゆ。
- 【一一】 重辟。重刑なり。
- 【一二】 契分の雅無きを言ふ。何等の私の情誼無き意。

人を營救せんと欲せんや。蓋し典刑を惜みて、濫ならざらんことを」と。三月、更めて參を驩州の司馬に貶し、男女皆配流す。上、又、命じて其親黨を理せしむ。贄、奏す、「罪に參既に宥を蒙る、親黨も亦應に未減すべし。況んや參が罪を得るの初め、私黨竝に已に連坐するをや。人心久しく定まる。請ふ更に問はざらん」と。之に従ふ。上、又、其の家貲を籍せんと欲す。贄曰はく、「法に在りて、反逆の者は悉く其財を没し、贓汚の者は止だ犯す所を徴し、皆須く正を結し刑を施し、然る後收籍すべし。今、罪法未だ詳かならず。陛下已に惠貸を存す。若し其家を簿録せば、恐らくは財を以て義を傷はん」と。時に宦官、左右、參を恨むること尤も深く、謗毀すること已ます。參未だ驩州に至らざるに、竟に死を路に賜ふ。竇參は杖殺せらる。貨財奴婢、悉く京師に傳送す。

- 【一三】 首從。首は頭たる者を謂ひ、從は隨從する者を謂ふ。首たる者は罪重く、隨從する者は輕し。
- 【一四】 海州は東海郡。淄青の巡屬。
- 【一五】 大祥。子、父の喪に居れば、再葬にして大祥す。
- 【一六】 定州。義武帥の治所。
- 【一七】 義豐。定州に屬す。
- 【一八】 安喜縣は、本、定州の治所。蓋し州治徙りしなり。
- 【一九】 無極。定州に屬す。今の直隸省保定道。

(二四) 海州團練使張昇、昇雲の弟、李納の壻なり。父の(二五)大祥を以て定州に歸る。嘗て公座に於て王武俊を罵る。武俊、之を奏す。夏四月丁丑、詔して、其官を削り、中使を遣はし、杖して之を囚へしむ。定州は富庶なり。武俊常に之を欲す。是に因りて、兵を遣はして襲うて(二六)義豐を取り、(二七)安喜、(二八)無極の萬餘口を掠め、之を德棣に徙す。昇雲、城を閉ちて自

ら守り、屢使を遣はして之に謝す。乃ち止む。上、李師古に命じて、(三〇) 三漢城を毀たしむ。師古、詔を奉ず。然れども常に亡命を招聚し、罪を朝廷に得る者有れば、皆撫して之を用ふ。

五月甲辰、中書侍郎趙憬を以て門下侍郎・同平章事と爲し、義成節度使賈耽を右僕射と爲し、右丞盧邁、本官を守り、竝に同平章事とす。邁は(三一) 翰の族子なり。憬、陸贄が恩を恃み、大政を専らにせんと欲し。(三二) 己を排して之を門下に置くと疑ひ、多く疾と稱して、事に豫らず。是に由りて、贄と隙有り。

陸贄・上奏し、備邊の六失を論じて以爲はく、『措置、方に乖き、課責、度を虧き、財、兵の衆きに匱しく、力は將の多きに分れ、怨は均しからざるに生じ、機は遙に制するに失す。關東の成卒、土風に習はず、身、邊荒に苦しみ、心、戎虜を畏れ、國家資奉すること驕子の若く、姑息なること

情人の如く、指を屈して、歸るを計り、頤を張りて哺を待ち、或は王師の敗るるを利とし、擾攘に乗じて東に潰え、或は城鎮を拔棄して、遠近の心を搖かす。豈に惟だ益無きのみならんや。實に亦損有り。復た、刑を犯して謫徙する者有り。既に是れ無良の類にして、且つ加ふるに士を懷ふの情、亂を思ひ災を幸ふこと、又成卒よりも甚だし。措置、方に乖くと謂ふ可し。頃より、權、下に移り、柄、朝に失はれ、將の號令、既に、克く之を軍に行ふ鮮く、國の典常、又之を將に施す能はず。務めて相

【三〇】 李納が三漢城を築くこと前年に見ゆ。
【三一】 興元の時、盧翰、李勉、劉從一と同じく相たり。
【三二】 政事堂は中書省に在り。今、憬、東省に遷る、故に贄が己を排するを疑ふ。右僕射は門下省に屬す。

(三三) 遵養し、苟くも歳時を度る。一の有功を賞せんと欲すれば、翻つて無功の者の反仄せんことを慮り、一の有罪を罰せんと欲すれば、復た同惡の者の憂虞せんことを慮り、罪は隱忍を以てして彰はさず、功は嫌疑を以てして賞せず、姑息の道、乃ち斯に至る。故に身を忘れ節を效す者をして、諂を等夷に獲しめ、衆を率ゐ先登する者をして、怨を士卒に取らしめ、軍を債り國を憂むる者をして、愧畏を懷かざらしめ、救を緩くし期を失ふ者をして、自ら以て智能と爲さしむ。此れ義士の心を痛むる所以、勇夫の體を解く所以なり。課責、度を虧くと謂ふ可し。虜、入寇する毎に、將帥遞に相推倚し、敢て誰何する無く、虚しく賊勢を張る。上

【三三】 遵養。遵は率なり、相率めて以て惡を養ふを言ふ。
【三四】 勝兵。人の材力、兵を執りて以て戦ふに堪ふる者を謂ふ。

聞すれば則ち曰はく、「兵少くして、敵せず」と。朝廷、之を省察する莫く、唯だ、徵發して師を益すを務む。備禦の功に裨無く、重ねて供億の弊を増す。閭井日に耗り、徵求日に繁し。編戶の家を傾け産を破るの資を以て、有司の權鹽稅酒の利を兼ね、總べて其の入る所、半は以て邊を事とす。財、兵の衆きに匱しと謂ふ可し。吐蕃、國を擧げて(三四) 勝兵の徒、纔に中國の十數大郡に當るのみ。動けば則ち中國、其衆を懼れて、敢て抗せず、靜なれば則ち中國、其強を憚りて、敢て侵さず。厥理は何ぞや。良に、中國の節制は門多く、蕃醜の統帥は專一なるを以ての故なり。夫れ統帥專一なれば、則ち人心、分れず、號令、貳ならず、進退、齊しくす可く、疾徐、意の如く、機會、愆ふ靡く、氣勢、自ら壯なり。斯れ乃ち少を以て衆と爲し、弱を以て

強と爲す者なり。開元・天寶の間、西北の兩蕃を控禦せしは、唯だ朔方・河西・隴右の三節度のみ。中興以來、未だ外討に違あらず、兩蕃に抗する者、亦、朔方・涇原・隴右・河東の四節度のみ。頃より朔方の地を分ち、牙を建て節を擁する者、凡そ三使、其餘の鎮軍、數且に四十ならんとし、皆、特詔の委寄を承け、各、中貴を降して監臨し、人、抗衡するを得、相稟屬する莫し。毎に邊書の急を告ぐるを俟ち、方めて計會して兵を用ひしむ。既に軍法の下臨する無く、惟だ客禮を以て相待つ。夫れ兵は氣勢を以て用を爲す者なり。氣聚まれば則ち盛に、散すれば則ち消し、勢合すれば則ち威に、析るれば則ち弱し。今の邊備は、勢弱く氣消す。力將多きに分ると謂ふ可し。戎を理むるの要は、優劣の科を練覈し、以て衣食の等級の制を爲し、能者をして企及せしめ、否者をして心を息めしむるに在り。厚薄の殊なる有りと雖も、而も缺望の覺無し。今、窮邊の地、長鎮の兵は、皆、百戰傷夷の餘にして、終年勤苦の劇しきに、然るに衣糧の給する所、唯だ當身に止まり、例して妻子の分つ所と爲り、常に凍餒の色有り。而して關東の戍卒は、敵に應ずるに怯れ、勞に服するに懈り、衣糧の頒つ所、厚きこと數等を踰ゆ。又、素より禁旅に非ざる有り、本是れ邊軍の將校、詭りて媚詞を爲し、因つて遙に神策に隸せんと請ひ、舊所を離れず、唯だ虛名を改むるのみ。其の糜賜の饒きに於て、遂に三倍の益有り。夫れ事

【二五】西北の兩蕃。以て奚・契丹の兩蕃に別つ。開元天寶以來は、西は吐蕃、北は突厥なり。中興以來のいはゆる兩蕃は、西は吐蕃、北は則ち回紇なり。

【二六】事、二百二十五卷大曆十四年に見ゆ。

【二七】抗衡。相對抗して低昂する所無きなり。

業未だ異ならず、而して給養、殊なる有り。苟くも未だ懐に忘れずんば、孰か能く懼むる無からん。怨は均しからざるに生ずと謂ふ可し。凡そ將帥を選任せんと欲すれば、必ず先づ行能を考察し、可なる者は之を遣はし、不可なる者は之を退け、疑ふ者は使はず、使ふ者は疑はず。故に、將、軍に在りては、君命も受けざる所有り。頃より邊軍の去就裁斷、多く宸衷に出で、戎臣を選置するには、先づ、制し易きを求め、其部を多くして以て其力を分ち、其任を軽くして以て其心を弱くし、遂に、軍情に爽ふも亦命を聽き、事宜に乖くも亦命を聽かしむ。戎虜の馳突するは、迅きこと風颺の如し。駟書上聞するに、旬月にして方めて報す。土を守る者は兵寡きを以て敢て抗敵せず、鎮を分つ者は、詔無きを以て肯て師を出さず。賊既に縱掠して退き歸る。此に乃ち功を陳べ捷を告ぐるに、其敗喪は則ち百を減じて一と爲し、其、摺獲は則ち百を張りて千を成す。將帥既に總制の・朝に在るを幸とし、罪累を憂へず。陛下、又、大權己に由ると以爲ひ、事情を究めず。機は遙に制するに失ふと謂ふ可し。臣愚謂ふに、宜しく諸道の將士の防秋の制を罷め、本道をして但だ衣糧を供せしめ、戍卒の留まるを願ふもの及び蕃漢の子弟を募り、以て之を給し、又多く屯田を開き、官爲めに收糶すべし。寇至れば則ち人、自ら戰を爲し、時至れば則ち家、自ら農を力む。夫の倏ち來り忽ち往く者と、豈に等々を同じくして論す可けんや。又、宜しく文武の能臣を擇び、隴右・朔方・河東の三元帥と爲し、分ちて緣邊の諸節度使を統べ、

【二八】此れ孫子の言。

【二九】駟は驛傳遞馬なり。

【三〇】摺獲。ひろひ、うる。

要に非ざる者有れば、便近なる所に隨つて之を併せ、然る後姦濫虚浮の費を減じて以て財を豊にし、衣糧等級の制を定めて以て衆を和し、委任の道を弘めて以て其用を宣べ、賞罰の典を懸けて以て其成を考ふべし。是の如くせば、則ち戎狄・威懷し、疆場・寧謐ならん」と。上、盡くは從ふ能はずと雖も、心に甚だ之を重んず。

韋阜、大將董勳等を遣はし、兵を將ゐて 西山を出で、吐蕃の衆を破り、堡柵五十餘を拔く。

丙午、門下侍郎同平章事董晉、罷めて禮部尚書と爲る。

雲南王異牟尋、使者三輩を遣はし、一は 戎州に出で、一は黔州に出で、一は安南に出で、各 生金・丹砂を齎し、韋阜に詣らしむ。金は以て堅きを示し、丹砂は以て赤心を示す。阜の與ふる所の書を三分して信と爲し、皆、成都に達す。異牟尋・上表し、吐蕃を棄てて唐に歸せんと請ひ、并せて阜に帛書を遣り、自ら 唐の雲南王の孫吐蕃の贊普の義弟日東王と稱す。阜、其使者を遣はして長安に詣らしめ、并せて上表して賀す。上、異牟尋に詔書を賜ふ。阜をして使を遣はして之を慰撫せしむ。

- 【一】 西山。彭州導江縣より西のかた蠶崖關を出で、維茂を歴、當悉諸州に至るまで、皆西山なり。
- 【二】 戎州。漢の犍道南安縣の地。梁、戎州を置く。京師の西南三千一百四里に在り。
- 【三】 生金。金鑛の未だ鍛鍊を経ざる者を生金と爲す。
- 【四】 丹砂。石中に産す、石を鑿りて之を取る。
- 【五】 吐蕃。雲南王を以て弟と爲すこと、二百十六卷天寶十載に見ゆ。日東王に封ずること、二百二十六卷代宗大曆十四年に見ゆ。

賈耽・陸贄・趙悅・盧邁、相たり、百官、事を白すに、更るがはる譲りて、言はず。秋七月、奏して

請ふ、(三六)「至徳の故事に依り、宰相迭に筆を乗り、以て政事を處し、旬日にして一たび易らん」と。詔して之に從ふ。其後、日に一たび之を易ふ。

劍南・西山の諸羌の 女王湯立志・哥隣王董臥庭・白狗王羅陀忽・弱水王董辟和・南水王薛莫庭・悉董王湯悉贊・清遠王蘇唐磨・咄霸王董邈蓬及

比連租王、先に皆吐蕃に役屬す。是に至りて各、衆を帥ゐて内附す。韋阜、之を維・保。霸州に處き、給するに耕牛・種糧を以てす。立志・陀忽・辟和、入朝す。皆、官に拜し、厚く賜うて之を遣る。

癸卯、戸部侍郎裴延齡・奏す、「度支に判たるより以來、諸州の欠負錢八

百餘萬緡を檢責し、諸州の抽貫錢三百萬緡・呈樣物三十餘萬緡を收む。請ふ別に欠負(四)耗贖季庫を置き、以て之を掌り、染練物は則ち別に月庫を置き、以て之を掌らん」と。詔して之に從ふ。欠負は皆貧人にして、償ふ可き無し。其數を存する者を徙す。抽貫錢は、給用して隨つて盡く。呈樣染練は、皆左藏の正物なり。延齡徙して別庫に置き、虚しく名數を張り、以て上を惑はす。上、之を信じ、以て能く國を富ますと爲し、而して之を寵す。實に於ては増す所無きなり。虚しく吏人の簿書を費すのみ。京城の西は汗濕の地にして、蘆葦

- 【三六】 事、二百十九卷肅宗至徳元載十月に見ゆ。
- 【三七】 女王。亦、羌の別種、東は吐蕃・党項・茂州と接し、西は三波訶に屬し、北は于闐と距り、雅州に屬す。
- 【三八】 哥隣より以下の諸種、皆西山に散居す、西山は即ち雪山なり。
- 【三九】 白狗嶺に九峰有り、積雪春夏消えず。雪山と相連なる。
- 【四〇】 天寶元年、生羌を招附し、霸州を置く。
- 【四一】 耗贖。耗はへること、贖はあまること。季庫。三月を一季と爲す。凡そ三月終るときは物を庫に入る、故に之を季庫と謂ふ。

を生ずること數畝。延齡・奏して稱す、「長安・咸陽に、陂澤數百頃有り、廐馬を牧す可し」と。上、有司をして閱視せしむるに之れ無し。亦、罪せざるなり。左補闕權德輿・上奏して以爲はく、「延齡、常賦の支用して未だ盡きざる者を取りて羨餘に充て、以て己が功と爲す。縣官の先に市ふ所の物、再び其直を給し、用て別貯に充つ。邊軍、今春より以來、竝に糧を支せず。陛下、必ず以はん、延齡、孤貞獨立し、時人、正を醜みて流言すと。何ぞ信臣を遣はして覆視し、其本末を究め、明かに賞罰を行はざる。今、羣情衆口、朝市に喧し。豈に京城の士庶、皆、朋黨を爲さんや。陛下も亦宜しく稍聖慮を回して之を察すべし」と。上、從はず。

八月庚戌、太尉中書令西平の忠武王李晟・薨す。

冬十月甲子、韋臯、〔四三〕其節度巡官崔佐時を遣はし、詔書を齎して雲南に詣らしめ、并せて自ら帛書を爲りて之に答ふ。

十一月乙酉、上、圓丘に祀り、天下に赦す。

〔四四〕劉士寧既に宣武節度使と爲り、諸將、多く服せず。士寧、淫亂殘忍にして、出でて敗すれば輒ち數日返らず。軍中之に苦しむ。都知兵馬使李萬榮、衆心を得たり。士寧、之を疑ひ、其兵權を奪ひ、汴州の事を攝せしむ。十二月乙卯、士寧、衆二萬を帥りて外野に敗す。萬榮晨に使府に入り、留むる所の親兵千餘人を召し、之を詐りて曰はく、「敕して大夫を徵し入朝せしめ、吾を以て留務を掌らし

〔四二〕 節度巡官は判官推官の下、衙推の上に在り。
〔四三〕 八年三月、劉士寧に命じて宣武節度使と爲す。

め、汝が輩は人ごとに錢三十緡を賜ふ」と。衆皆拜す。又、外營の兵を諭す。皆、命を聽く。乃ち兵を分ちて城門を閉ぢ、馳せて士寧に白して曰はしむ、「敕して大夫を徵す。宜しく速かに路に即くべし。少しも或は遷延せば、當に首を傳へて以て獻すべし」と。士寧、衆が用を爲さざるを知り、五百騎を以て逃れて京師に歸る。東都に至る比ほひ、餘す所僕妾のみ。京師に至る。敕して第に歸り喪を行はしめ、其出入を禁ず。淮西節度使吳少誠、變を聞き、兵を發して〔四五〕鄆城に屯し、使を遣はして故を問ひ、且つ戰はんと請ふ。萬榮、言を以て之に戯る。少誠慙ぢて退く。上、萬榮が士寧を逐ひしを聞き、陸贄に問はしむ。贄・上奏し、以爲へらく、今軍州已に定まる、宜しく且く朝臣を遣はして宣勞し、徐ろに事情を察すべし。冀はくは差失を免れんと。其略に曰はく、「今、士寧逐はるるは、是れ衆情なりと雖も、萬榮が軍を典るは、且つ朝旨に非ず。此れ安危疆弱の機なり。願はくは陛下、之を審かにし之を慎めよ」と。上復た贄に謂はしむ、「若し更に淹遲せば、恐らくは事に於て便に非ざらん。今議して一親王を除して節度使に充て、且つ萬榮をして留後に知たらしめ、其制即ち内より出でんとす」と。贄復た上奏す。其略に曰はく、「臣、戎を服し力を角するは諒に克く堪ふるに匪すと雖も、而も武を經し謀を伐つは、或は見る所有り。夫れ制置の安危は勢に由り、付授の濟否は才に由る。勢は器の如く、惟だ置く所に在り。

〔四五〕 鄆城。漢晉の鄆縣なり。隋の開皇の初め、鄆城縣を置き、汴州に屬す。時に蔡州に屬す。
〔四六〕 士寧を逐ひし故を問ふ。
〔四七〕 之に戯れ、畏るる所無きを示す。

之を夷地に置けば則ち平かなり。才は負ふが如く、唯だ授くる所に在り。授くること其力に踰ゆれば則ち踏る。萬榮が今の陳奏する所は、頗る張皇に涉り、但だ微求の情を露はし、殊えて退讓の禮無く、茲鄙躁に據り、殊だ循良に異なり。又聞く本是れ滑州の人、偏に當州の將士に厚くし、之と相得ること、纔に三千に止まり、諸營の兵、已に甚だ怨を懷くと。此頗僻に據るに、亦將材に非ず。若し志を得ば驕盈し、悖らずんば則ち敗れ、悖らば則ち上を犯し、敗れば則ち軍を償さんと。又曰はく、「苟くも邀むるは則ち順ならず。苟くも允ふは則ち誠ならず。君臣の間、勢必ず嫌阻せん。其の之を滋蔓に圖らんよりは、若かじ之を萌芽に絶たんには」と。又曰はく、「國を爲むるの道、義を以て人に訓ふ。將に君に事ふるを教へんとすれば、先づ長に順ならしむ」と。又曰はく、「方鎮の臣、事、專制多し。之に罪を加へんと欲せば、誰か則ち辭無からん。若し傾奪の徒をして、便ち代りて其任に居るを得しめば、利の在る所、人各、心有り。此源潛に滋さば、禍必ず救ひ難からん。獨り亂を長するの道なるのみに非ず、亦、逆を謀るの端に關す」と。又曰はく、「昨、士寧を逐ふは、倉卒に起り、諸郡の守將、固に謀を連ぬるに非ず、一城の師人、亦未だ志を協せず。各、成敗の勢を計度し、逆順の名に迴違

- 【四七】滑州の人。劉玄佐は滑州匡城の人、萬榮と同里にして相善し。
- 【四八】當州。本州と言ふが如し、滑州を謂ふ。
- 【四九】頗は偏頗なり。
- 【五〇】苟くも邀むとは、當に求むべき所にあらずして之を求むるをいふ。苟くも允ふとは、當に從ふべき所にあらずして之に從ふをいふ。下、不順を以て之を求め、上、不誠を以て之に應ずれば、其勢必ず嫌阻に至る。

せん。安んぞ肯て軀を捐てて之と惡を同じくせん」と。又曰はく、「陛下但だ文武の羣臣一人を選び、命じて節度と爲し、仍は優詔を降し、本軍を慰勞し、萬榮を獎むるに撫定の功を以てし、別に寵任を加へ、將士を褒むるに輯睦の義を以てし、厚く資裝を賜はば、其大情を揆るに、理必ず寧息せん。萬榮縱ひ跋扈せんと欲すとも、勢何ぞ能く爲さん」と。又曰はく、「儻し後、事、(三) 愆素有らば、臣請ふ敗虜の罪を受けん」と。上、從はず。壬戌、通王諶を以て宣武節度大使と爲し、萬榮を以て留後と爲す。丁卯、故の駙馬都尉郭曖の女を納れ、(三) 廣陵王淳の妃と爲す。淳は太子の長子なり。妃の母は即ち昇平公主なり。

- 【五一】愆素。素より慮る所に違ふなり。
- 【五二】淳。後の憲宗なり。
- 【五三】八國は即ち前の女王哥鄰等。弱水は最も弱小にして、八國の數に預るを得ず。
- 【五四】牂柯蠻は昆明の東九百里に在り、東のかた辰州を距ること二千四百里、其南千五百里は即ち交州。
- 【五五】大聲にて詔書を宣するなり。

十年、春正月、劍南・西山の羌蠻二萬餘戸來り降る。詔して、韋臯に(二) 押近界羌蠻及び西山八國使を加ふ。崔佐時、雲南の都する所の羊苴咩城に至る。吐蕃の使者數百人、先づ其國に在り。雲南王異牟尋、尙ほ吐蕃が之を知るを欲せず、佐時をして(三) 牂柯の服を衣て入らしむ。佐時可かずして曰はく、「我は大唐の使者なり、豈に小夷の服を衣るを得んや」と。異牟尋、已むを得ず、夜之を迎ふ。佐時、(三) 詔書を大宣す。異牟尋、恐懼し、左右を顧みて色を失ふ。業に已に唐に歸す。

乃ち獻欬流涕し、俯伏して詔を受く。(一) 鄭回、密に佐時を見て之を教ふ。故に佐時盡く其情を得たり。因つて異牟尋に勸め、悉く吐蕃の使者を斬り、吐蕃の立つる所の號を去り、(二) 其金印を獻じ、南詔の舊名に復せしむ。異牟尋、皆之に従ふ。仍ほ金契を刻して以て獻す。異牟尋、其子尋夢濛等を帥ひ、佐時と點蒼山の神祠に盟ふ。是より先、吐蕃、回鶻と、(三) 北庭に争うて大に戦ひ、死傷甚だ衆く、兵萬人を雲南に徵す。異牟尋、辭するに國小なるを以てし、三千人を發せんと請ふ。吐蕃、之を少しとす。益して五千に至る。乃ち之を許す。異牟尋、五千人を遣はして前行せしめ、自ら數萬人を將ひて其後に踵ぎ、晝夜兼行し、襲うて吐蕃を撃ち、神川に戦ひ、大に之を破り、(四) 鐵橋等十六城を取り、其五王を虜にし、其衆十餘萬を降す。戊戌、使を遣はして來りて捷を獻す。

(一) 瀛州の刺史劉濟、兄濟の逼る所と爲り、西して隴坻を扞がんと請ふ。遂に部兵千五百人・男女萬餘口を將ひ、京師に詣る。號令嚴整にして、道に在りて、一人の敢て人の雞犬を取る者無し。上、之を嘉す。二月丙午、以て秦州の刺史・隴右經略軍使と爲す。(五) 普潤に理す。軍中、柝を撃たず、音樂を設けず。士卒の病む者は、灑親ら之を視、死する者は之を哭す。

- 【四】 鄭回が異牟尋に・唐に歸せんことを勸むること、二百三十三卷三年に見ゆ。
- 【五】 吐蕃が雲南に金印を給すること、二百一十六卷玄宗天寶十載に見ゆ。
- 【六】 北庭を争ふこと前卷五年六年に見ゆ。
- 【七】 鐵橋は施蠻の東南に在り。
- 【八】 濟と灑と協はざることを、前卷八年に始まる。
- 【九】 理は治なり。普潤を以て治所と爲す。

乙丑、義成節度使李融・薨す。丁卯、華州の刺史李復を以て義成節度使と爲す。復は(一〇) 齊物の子なり。復、河南の尉洛陽の盧坦を辟して判官と爲す。監軍薛盈珍、數軍政を侵す。坦毎に理に據りて以て之を拒む。盈珍常に曰はく、(一一) 『盧侍御の言ふ所は公なり。我、固に違はざるなり』と。

- 【一〇】 李齊物は淮安王神通の孫なり。
- 【一一】 坦、後、卒に能く盈珍の譖を脱る。侍御は坦の寄祿官、所謂憲衛なり。
- 【一二】 黄少卿。西原黃洞の蠻酋なり。
- 【一三】 上元の後、邕管經略使を置き、邕貴黨横等の州を領す。

夏四月庚午、宣武軍亂る。留後李萬榮、討ちて之を平く。是より先、宣武の親兵三百人、素より驕横なり。萬榮、之を惡み、遣りて京西に詣りて防秋せしむ。親兵、之を怨む。大將韓惟清・張彥琳、親兵を誘うて亂を作し、萬榮を攻む。萬榮撃ちて之を破る。親兵掠めて潰え、多く宋州に奔る。宋州の刺史劉逸準、厚く之を撫す。惟清は鄭州に奔り、彥琳は東都に奔る。萬榮悉く亂者の妻子數千人を誅す。軍士數人有り、市に呼びて曰はく、『今夕、兵大に至らん。城當に破るべし』と。萬榮收へて之を斬り、奏して稱す、『劉士寧の爲す所なり』と。五月庚子、士寧を柘州に徙す。

欽州の蠻酋(一三) 黄少卿・反し、州城を圍む。(一四) 邕管經略使孫公器・奏す、『請ふ嶺南の兵を發して之を救はん』と。上、許さず。中使を遣はして之を諭解せしむ。

陸贄・上言す、『郊禮の赦下り、已に半年に近し。而るに竄竊の者、尙ほ未だ恩に霑ほはず』と。乃

ち三狀を爲りて擬進す。上、之に謂つて曰はしむ、「故事に、左降の官、赦に準じて量移すること、三五百里に過ぎず。今、擬する所は、稍や超越せるに似たり。又多く兵馬及び當路の州縣に近し。事恐らくは便に非ざらん」と。賛復た上言して以爲はく、「王者は人を待つに誠を以てし、責怒有りて猜嫌無く、懲沮有りて怨忌無く、斥遠して以て其の恪まざるを傲め、(二) 甄恕して以て其の自ら新にするを勉む。傲めざれば則ち浸く威刑に及び、勉めざれば而ち復た黜削を加ふ。屢進退すと雖も、俱に愛憎して法を行ふに非ず。乃ち暫く左遷せしめ、材を念うて漸く進鋭を加ふ。又、復た用ふるを知らば、誰か増脩せざらん。何ぞ常を亂るを憂へん、何ぞ憾を蓄ふるを患へん。如し或は其の貶黜せらるるを以て便ち姦凶と謂ひ、恆に防閑の中に處き、長く擯棄の例に従はば、則ち是れ過を悔ゆる者、自ら補ふに由無く、才を蘊ふる者、終に伸べられざらん。凡そ人の情、窮すれば則ち變を思ふ。(三) 悽を含み亂を貪るは、或は茲より起る。今若し移す所、三五百里に過ぎずんば、則ち疆域の本道を離れず、風土の反つて舊州よりも悪しき有り、徒らに家を徙すの勞有り、寔に移配の擾を増さん。又、當今の郡府、多く軍兵有り。所在の封疆、少しも館驛無し。人に疑慮を示すは、體、又、弘きに非ず。乞ふ更に裁審を賜へ」と。上、性猜忌にして、臣下に委任せず、官、大小と無く、必ず自ら選びて之を用ひ、宰相の

- 【二】量移。移は徙るなり、罪を得て遠く適せらるる者、赦に遇ふときは、近地に量移せらるるをいふ。
- 【三】當路の州縣。其地、京に入るの路に當る者を謂ふ。
- 【四】甄恕。みわけてゆるす。甄は察するなり。
- 【五】悽。悲痛なり。

進擬、(一) 稱可する所少し。羣臣一たび謹言有るに及びては、往往にして終身、復た收用せず。好みて辯給を以て人を取り、敦實の士を得ず。進用に難み、羣材滯淹す。贊・上奏して諫む。其略に曰はく、「夫れ登進して以て庸を懋め、黜退して以て過を懲らす。二者迭に用ひ、理、循環の如し。進みて過有れば則ち懲を示し、懲して改脩すれば則ち復た進む。既に法を廢せず、亦、棄人無し。織介と雖も必ず懲し、而して材を用ふること置しからず。故に能く黜退する者をして、克く勵みて復を求めしめ、登進する者をして、警飾して恪居せしめ、上に滯疑無く、下に蓄怨無し」と。又曰はく、「明主は辭を以て人を盡さず、意を以て士を選ばず。如し或は善を好みて而も用ふる所を擇ばず、言を悦びて而も行ふ所を驗せずんば、進退、愛憎の情に隨ひ、離合、異同の趣に繫らん。是れ繩墨を捨てて意にて曲直を裁し、權衡を棄てて手にて重輕を揣るに由る。甚だ精微なりと雖も、謬無き能はず」と。又曰はく、「中人以上は、迭に長する所有り。苟くも區別、宜しきを得、付授、器に當り、各、其性に適し、各、其能を宣へば、合はせて以て功を成すに及びては、亦、全才と異なる無し。但だ明鑒大度之を御する道有るに在るのみ」と。又曰はく、「一言の稱愜するを以て能と爲し、而して虚實を核めず、一事の違忤するを以て咎と爲し、而して忠邪を考へず。其の稱愜すれば則ち付任、涯を逾え、其の及ばざる所を思はず、其の違忤すれば則ち罪責、當を過ぎ、其の能く

- 【一】稱可。心にながみ裁可する也。
- 【二】庸は功なり。懋は勉むるなり。
- 【三】恪居。官次につつしみ居るをいふ。

せざる所を恕せず。是を以て職司の内、成功無く、君臣の際、定分無し」と。上、聽かず。贊、又、財賦を均節せんと請ふこと、凡そ六條。其一是兩税の弊を論ず。其略に曰はく、「舊制、賦役の法は、租調庸と曰ふ。丁男一人、田百畝を受け、歳ごとに粟二石を輸す、之を租と謂ふ。每户、各土の宜しきに隨ひ、絹若しくは綾若しくは純共二丈・綿三兩を出し、不蠶の土は、布二丈五尺・麻三斤を輸す、之を調と謂ふ。丁毎に歳役は則ち其庸を收め、日ごとに絹三尺に準ず、之を庸と謂ふ。天下を家と爲し、法制均一なり。轉徙せんと欲すと雖も、其姦を容るる莫し。故に人、心を搖かす無く、而して事、定制有り。(一)羯胡・華を亂り、黎庶雲のごとく擾るるに及び、版圖、地を避くるに墮れ、賦法、軍に奉ずるに壞る。建中の初め、百度を再造するや、(二)事を執る者、弊の宜しく革むべきを知れども、而も作す所其原を兼ね失ふ。簡の從ふ可きを知れども、而も操る所其要を得ず。凡そ其弊を極はんと欲せば、須く弊を致すの由を窮むべし。時弊すれば則ち但だ其時を理め、法弊すれば則ち全く其法を革む。(三)爲す所必ず當れば、其悔乃ち亡ぶ。兵興りて以來、供億、度無し。此れ乃ち時の弊にして、法の弊に非ざるなり。而るに遽に租調庸の法を更め、使者を分遣し、郡邑を搜撻し、簿書を校驗し、州毎に(四)大曆中の一年の科率の最も多き者を取り、以て兩税の定額と爲す。夫れ賦の生ずる所は、必ず人力に因

- 【一】羯胡。安祿山・史思明を謂ふ。
- 【二】事を執る者。楊炎を謂ふなり。
- 【三】周易革卦象傳に曰はく、革めて當れば、其悔乃ち亡ぶと。
- 【四】事、二百二十六卷建中元年に見ゆ。

る。故に先王の賦入を制するは、必ず丁夫を以て本と爲す。稽を務むるを以て其税を増さず、稼を獲むるを以て其租を減せざれば、則ち播種多し。殖産を以て其征を厚くせず、流寓を以て其調を免せざれば、則ち地著固し。飭勵を以て其役を重くせず、(五)竄怠を以て其庸を蠲かざれば、則ち功力勤む。是の如し、故に、人、其居に安んじ、其力を盡す。兩税の立つは、惟だ資産を以て宗と爲し、丁身を以て本と爲さず、曾て・寤らず、資産の中に、襟懷囊篋に藏する有れば、(六)物は貴しと雖も、人、能く窺ふもの莫く、(七)場圃困倉に積む有れば、直は輕しと雖も、而も衆、以て富めりと爲し、(八)流通蕃息の貨有れば、數は寡しと雖も、而も日を計りて贏を收め、(九)廬舎器用の資有れば、價は高しと雖も、而も終歲利無きことを。此の如きの比、其流實に繁し。一槩に估を計り縉を算すれば、宜なり其の平を失し僞を長すること。是に由りて、輕資を務めて轉徙を樂しむ者は、恆に徭税を脱れ、本業を敦くして居産を樹つる者は、毎に徵求に困しむ。此れ乃ち之を誘うて姦を爲し、之を驅りて役を避けしむるなり。力用、弛まざるを得ず、賦入、闕げざるを得ず。復た(十)創制の首なるを以て、齊平を務めず、供應、煩簡の殊なる有り、牧守、能否の異なる有り、所在の徭賦、輕重相懸たり、遣はす所の使臣、意見各

- 【五】竄怠。おこたり、おこたる。竄は惰なり。
- 【六】物云云。商賈、賣貨を貯へ、時を待ちて利を取る者なり。
- 【七】場圃云云。田を力めて穀粟を蓄ふる者なり。
- 【八】流通蕃息云云。蕃は繁なり。子錢を貸して利を收むる者を謂ふ。
- 【九】廬舎云云。居室を美にして服用を侈り、一時に奪る者なり。
- 【十】創制の首は、法を立つるの初めなり。

異なり、計奏一たび定まれば、加ふる有りて除く無し。又大曆中、供軍進奉の類、既に兩税に收入す。今、兩税の外に於て、復た又並び存す。望むらくは稍や均減を行ひ、以て凋殘を救はんことを』
 と。其二は、兩税は布帛を以て額と爲し、錢數を計らざらんと請ふ。其略に曰はく、『凡そ國の賦税は、必ず人の力を量り、土の宜しきに任ず。故に入る所の者は、惟だ布麻繒織と百穀とのみ。先王、物の貴賤の平を失ひ、人の交易・準じ難からんことを懼れ、又、(三)泉布の法を定め、以て輕重の宜を節し、斂散弛張、必ず是に由る。蓋し財を御するの大柄、國を爲むるの利權、之を守ること官に在り、以て下に任せず。然れば則ち穀帛は人の爲る所なり、錢貨は官の爲る所なり。是を以て國朝、令に著し、租は穀を出し、庸は絹を出し、調は繒織布を出す。曷ぞ嘗て人の錢を鑄るを禁じ、而して錢を以て賦と爲す者有らんや。今の兩税は、獨り舊章に異なり、但だ資産を估して差と爲し、便ち錢穀を以て税を定め、時に臨みて (三)雜物を折徴し、毎歳色目頗る殊に、唯だ求得の利宜を計り、供辨の難易を論ずる靡く、徴する所は業とする所に非ず、業とする所は徴する所に非ず、遂に或は價を増して以て其の無き所を買ひ、價を減じて以て其の有る所を賣り、一増一減、耗損已に多し。望むらくは諸州を勘會し、初めて兩税を納るる、年ごとに絹布もて估を定め、當今の時價に比類し、賤を加へ貴を減じ、其中を酌取し、總べて合税の錢を計り、折して

【三】泉布。貨幣なり。鄭氏周禮注に曰はく、其の藏するを泉と曰ひ、其の行はるるを布と曰ふ。名を水泉の流行して徧からざる無き取る。
 【三】錢穀の價を折して以て他の雜物を徴するなり。

布帛の數と爲さんことを』と。又曰はく、『夫れ地力の物を生ずるは大限有り。之を取ること度有り、之を用ふること節有れば則ち常に足る。之を取ること度無く、之を用ふること節無ければ、則ち常に足らず。物を生ずるの豐敗は天に由り、物を用ふるの多少は人に由る。是を以て聖王は程を立て、入るを量りて出づるを爲し、災難に遇ふと雖も、下、困窮する無し。(三)理化既に衰ふれば、則ち乃ち是に反し、出づるを量りて入るを爲し、無き所を恤へず。桀は天下を用てして而も足らず、湯は七十里を用てして而も餘り有り。是れ乃ち用の盈虚は、節すると節せざるとに在るのみ』と。其三、長吏の戸を増し税を加へ田を闢くを以て課績と爲すを論ず。其略に曰はく、『人に長たる者、能く忠恕にして地を易ふるの情を推し、至公にして國に徇するの意を體すること罕なり。迭に小惠を行ひ、競うて姦佞を誘ひ、鄰境を傾奪するを以て智能と爲し、逋逃を招萃するを以て理化と爲す。彼を捨てて此に適く者は、既に新收と爲して而して (三)復有り、倏ち往き忽ち來る者は、又、業を復するを以て優せらる。唯だ士を懷うて安居し、首末、遷らざる者は、則ち之を使ふこと日に重く、之を斂すること日に加はる。是れ地著の人をして恆に惰遊の (三)賦役に代らしむ。何ぞ之を驅りて轉徙せしめ、之に教へて澆訛せしむるに異ならん。此れ、牧宰、弘通する克はず、各所部に私するの過に由るなり』と。又曰はく、『法を立てて人を齊ふるは、久しくして弊せざるは無し。之を理むる者、若し維御損

【三】理化。猶ほ治化と言ふがことし。
 【三】復。除くなり。
 【三】全唐文には、賦は服に作る。

益の宜を知らざれば、則ち功偽萌生すること、恆に沮勸に因りて滋し。請ふ有司に申命し、詳かに考績を定め、若し當管の内、人益阜殷に、定むる所の税額餘有らば、其の戸口に據りて均減するに任せ、減數の多少を以て考課の等差と爲し、(三)其當管の税物、毎戸を通比し、十分して三を減する者は上課と爲し、二を減する者はこれに次ぎ、一を減する者又これに次ぎ、如し或は人多く流亡し、見戸に加税せば、殿罰に比較すること、亦之の如くせん」と。其四は、税限の迫促なるを論ず。其略に曰はく、「官を建て國を立つるは、人を養ふ所以なり。人に賦し財を取るは、國に資する所以なり。明君は其の資する所を厚くして其の養ふ所を害はず。故に必ず人事を先にして其暇力を借り、家給を先にして其餘財を斂む」と。又曰はく、「蠶事方に興れるに、已に織税を輸す。農功未だ艾めざるに、遽に穀租を斂む。上司の繩責既に嚴に、下吏の威暴愈々促り、有る者は急に賣りて其半直を耗し、無き者は求假して其倍酬を費す。望むらくは更に詳かに徵税の期限を定めんことを」と。其五は、(三)稅茶錢を以て義倉を置き以て水旱に備へんと請ふ。其略に曰はく、「古、(三八)九年六年の蓄と稱するは、率士の臣庶、通じて之が計を爲すのみ。間に、獨り公庾を豊かにし、編贖に及ばざるに非ざるなり。近者、有司奏請して茶を税し、歲ごとに約五

【三六】此れ戸を増すを以て課最と爲さず、而して戸額を以て之が税を増し、能く地著戸の税額を減するを課最と爲すなり。

【三七】稅茶は上の九年に見ゆ。

【三八】禮記玉制に曰はく、三年耕せば必ず三年の食有り、九年耕せば必ず三年の食有り、三十年の通を以て國用を制す。國に九年の蓄無きは足らずと曰ふ、六年の蓄無きは急と曰ひ、三年の蓄無きは國に非すと曰ふと。

十萬貫を得。元赦して、戸部に貯へ、用て百姓の凶饑を救はしむ。今以て糧を蓄へば、適に前旨に副はん」と。其六は、兼并の家の私斂、公税よりも重きを論ず。其略に曰はく、「今、京畿の内、田一畝毎に、官税五升にして、而して私家の收租は、殆ど・畝ごとに一石に至る者有り。是れ官税に二十倍するなり。降りて中等に及ぶも、租猶ほ之に半す。夫れ土地は王者の有する所、耕稼は農夫の爲す所なり。而して兼并の徒、(三九)居然として利を受く」と。又曰はく、「望むらくは凡そ占する所の田、約して條限を爲し、租價を裁減し、務めて貧人を利せんことを。法は必ず行ふを貴び、(四〇)深刻に在るを愼む。其制を裕にして以て俗に便にし、其令を嚴にして以て違ふを懲し、微しく・餘有るを損し、稍・足らざるを優にし、(四一)失ふも富を損せず、優にするは窮を賑す可し。此れ乃ち富を安んじ窮を恤むの善經、捨つ可からざるなり」と。

【三九】居然。あながら。

【四〇】全唐文には、愼ば不に作り、「深刻に在らず」と讀む。

【四一】全唐文には「損するも富を失はす」と讀む、勝れりと爲す。

【四二】周禮地官に、保息六を以て萬民を養ふ。一は慈幼、二は養老、三は賑窮、四は恤貧、五は寛疾、六は安富。

卷の第二百三十五

唐紀五十一

德宗神武聖文皇帝十

貞元十年、六月壬寅朔、昭義節度使李抱真薨す。其子殿中侍御史緘、抱真の從甥元仲經と謀り、
 祕して喪を發せず、詐りて抱真の表を爲り、職事を以て緘に授けんことを
 求め、又詐りて其父の書を爲り、裨將陳榮を遣はし、王武俊に詣りて貨財
 を假らしむ。武俊怒りて曰はく、「吾、三乃公と厚善なるは、同じく王室を
 獎げんと欲すればなるのみ。豈に汝と惡を同じくせんや。聞く乃公已に亡
 すと。乃ち敢て朝命を俟たずして自立し、又敢て我に告ぐ。況んや求むる有
 るをや」と。榮をして歸らしめ、聲を寄せて緘を質責す。昭義歩軍都
 虞候王延貴は汝州梁の人なり。素より義勇を以て聞ゆ。上、抱真が已に
 薨せるを知り、中使第五守進を遣はし往きて變を觀、且つ軍事を以て王延

唐德宗神武聖文皇帝貞元十年

抱真の從甥元仲經と謀り、

- 【一】貞元十年。西紀七九四年。
- 【二】乃公。汝の翁なり。
- 【三】聲を寄す。傳言する也。
- 【四】質責。質は正なり。正義を以て之を責むる也。
- 【五】梁縣は、漢晉には河南郡に屬す。後魏、汝北郡を置く。隋分ちて承休縣を置き、梁縣は故に仍る。唐、承休縣を以て汝州を帶ぶ。故の梁縣は其西南四十五里に在り。

貴に委ねしむ。守進、(二)上黨に至る。緘、「抱眞、疾有り」と稱し、見る能はざることを三日。緘乃ち兵を嚴にして守進に詣る。守進、之に謂つて曰はく、「朝廷已に相公が館を捐てしを知り、王延貴をして軍事を權知せしむ。侍御宜しく喪を發し服を行ふべし」と。緘、愕然たり。出でて諸將に謂つて曰はく、「朝廷、緘が事を掌るを許さず。諸君の意如何」と。對ふるもの莫し。緘懼れ、乃ち歸りて喪を發し、(三)使印及び管鑰を以て監軍に授く。守進、延貴を召し、(四)口詔を宣し、事を視しめ、緘を趣して(五)東都に赴かしむ。元仲經出で走る。延貴悉く罪を仲經に歸し、捕へて之を斬る。詔して延貴を以て昭義の軍事を權知せしむ。

雲南王異牟尋、其弟湊羅棟を遣はし、地圖・土貢及び吐蕃の給する所の金印を獻じ、復た(二)南詔と號せんと請ふ。癸丑、祠部郎中袁滋を以て冊南詔使と爲し、銀窠金印を賜ふ。文に曰はく、「貞元冊南詔印」と。滋、其國に至る。異牟尋、北面して跪きて冊印を受け、稽首再拜す。因つて使者と宴し、玄宗の賜ひし所の(三)銀平脱の馬頭盤二を出し、以て滋に示し、又、老當工・歌女を指して曰はく、「皇帝の賜ひし所の龜茲樂、惟に二人在るのみ」と。滋曰はく、「南詔當

- 【六】 昭義軍は上黨に治す。
- 【七】 館を捐つ。死者は其館舎を棄てて逝くを言ふなり。
- 【八】 使印。節度の印なり。
- 【九】 受くる所の詔旨を口宣す。故に口詔と曰ふ。
- 【一〇】 東都云云。私第に歸らしむるなり。
- 【一一】 南詔。夷語、王を以て詔と爲す。其先、渠帥、六有り、自ら六詔と號す。蒙嶺詔、越析詔、浪宵詔、遼賤詔、施浪詔、蒙舍詔なり。蒙舍詔は諸部の南に在り、故に南詔と稱す。蒙歸義に至りて、玄宗封じて雲南王と爲す、因つて雲南と號す。
- 【一二】 銀平脱。漆器に銀を鏤めたるもの。

に深く祖考を思ひ、子子孫孫、忠を唐に盡すべし」と。異牟尋、拜して曰はく、「敢て謹みて使者の命を承けざらんや」と。

義武節度使張昇雲に名を茂昭と賜ふ。御史中丞穆贄、度支の吏の贓罪を按ず。裴延齡、(三)之を出さんと欲す。贄、從はず。延齡、之を譖し、饒州の別駕に貶す。朝士、延齡を畏れて(四)目を側つ。贄は(五)寧の子なり。

韋阜・奏す、「吐蕃の(二)峨和城を破る」と。

秋七月壬申朔、王延貴を以て昭義留後と爲し、名を虔休と賜ふ。昭義行軍司馬攝・洛州の刺史元誼、虔休が留後と爲るを聞き、意、平かならず。表して、磁邢洛を以て別に一鎮と爲さんと請ふ。昭義の精兵、多く(三)山東に在り。誼厚く賚うて以て之を悅ばす。上屢、中使を遣はして之を諭す。從はず。臨洛の守將夏侯仲宣、城を以て虔休に歸す。虔休、磁州の刺史馬正卿を遣はし、裨將石定蕃等を督し、兵五千を將ゐて洛州を撃たしむ。定蕃、其衆二千を帥ゐ、叛きて誼に歸す。正卿退き還る。詔して、誼を以て饒州の刺史と爲す。誼、行かず。虔休自ら兵を將ゐて之を攻め、洛水を引き以て城に灌ぐ。

- 【一三】 吏を庇ひ、其罪を出さんことを欲す。
- 【一四】 之を畏れて、敢て正視せざるなり。
- 【一五】 天寶の末、安祿山反するや、穆寧、兵を河北に起し、以て之を討つ。
- 【一六】 峨和城。武德元年、漢の蠶陵縣の地を以て翼州を置く。管内に峨和城有り。今の四川省西川道松潘縣疊溪營の西に在り。
- 【一七】 昭義軍は潞州に鎮す。磁邢洛三州を謂つて山東と爲す。

黃少卿、欽・橫・潯・貴等の州を陥れ、孫公器を邕州に攻む。

九月、王虔休、元誼の兵を破り、進みて、(一八) 鷄澤を拔く。

裴延齡・奏して稱す、「官吏太だ多し。今より缺員ありとも、請ふ且く補ふ勿く、其俸を收め、以て

府庫を實せん」と。上、神龍寺を修めんと欲し、五十尺の松を須ふるに、

得可からず。延齡曰はく、「臣近ろ同州の一谷の木數千株、皆、八十尺可

なるを見き」と。上曰はく、「開元・天寶の間、美材を近畿に求めしが、猶

ほ得可からざりき。今安んぞ之れ有るを得ん」と。對へて曰はく、「天、珍

材を生ずるは、固に聖君を待ちて乃ち出づ。開元・天寶、何に従りてか之を

得ん」と。延齡・奏す、「左藏庫司、多く失落有り。近ろ、檢閲して、簿書を

置かしむるに因り、乃ち糞土の中に於て銀十三萬兩を得たり。(一九) 其匹段雜

貨、百萬有餘。此れ皆已棄の物、即ち是れ羨餘なり。悉く應に移して雜庫

に入れ、以て別勅の支用に供すべし」と。太府少卿韋少華、伏せず、抗表

して稱す、「此れ皆毎月申奏せる見在の物なり。請ふ推驗を加へん」と。執政、三司をして詳覆せし

めんと請ふ。上、許さず。亦、少華を罪せず。延齡、奏對する毎に、恣に詭譎を爲す。皆、衆の敢

て言はざる所、亦未だ嘗て聞かざる者なり。延齡、之に處りて、疑はず。上も亦頗る其の誕妄なるを知

【一八】 鷄澤。漢の廣平縣の地。武德四年、雞澤縣を置き、涿州に屬す。今の直隸省大名道雞澤縣の南。

【一九】 胡三省曰はく、匹段雜貨、糞土の中に在らしめば、已に應に腐爛して用ふ可からざるべし。甚だ愚なる人と雖も、亦、其の妄誕なるを知らん。德宗、之に罪を加へず。

延齡復た何の忌憚する所有らんやと。

る。(二〇) 但だ其の好みて人を誣毀するを以て、外事を聞かんことを冀ふ。故に之を親厚す。羣臣、延齡

が寵有るを畏れ、敢て言ふもの莫し。惟だ鹽鐵轉運使張滂・京兆の尹李充・司農卿李錡、職事の相關

するを以て、時に其妄を證し、而して陸贄獨り身を以て之に當り、日ひに其

の用ふ可からざるを陳す。冬十一月壬申、贄・上書し、極めて延齡の姦詐

を陳べ、其罪惡を數む。其略に曰はく、「延齡、聚斂を以て長策と爲し、詭

妄を以て嘉謀と爲し、(二一) 掎克して怨を斂むるを以て(二二) 匪躬と爲し、諧を

靖め讒を服とするを以て節を盡すと爲し、典籍の惡む所を總べ、以て智術

と爲し、聖哲の戒むる所を冒し、以て行能と爲す。(二三) 堯代の共工。(二四) 魯邦

の少卯と謂ふ可きなり。其姦蠱を跡ぬるに、日に長じ月に滋す。陰祕

の者は、固に未だ盡く彰はれず、敗露の者は、尤も悉く數へ難し」と。

又曰はく、「陛下若し其の謗を負ふを意はば、則ち誠に宜しく亟かに爲めに

辨明すべし。陛下若し其の良無きを知らば、又安んぞ曲げて容掩を加ふ可

けんや」と。又曰はく、「陛下姑く保持せんと欲し、曾て詰問無し。延齡、

能く蔽惑すと謂ひ、復た懼思せず、東を移して西に就き、便ち課績と爲し、

此を取りて彼に適き、遂に羨餘と號す。朝廷を愚弄すること、兒戲に同じき有り」と。又曰はく、「矯詭の態、誣罔の辭、事に

【二〇】 胡三省曰はく、德宗、裴延齡を親厚するは、特に外事を聞かんことを冀ふのみにあらず、亦、進奉を以て其欲に逢へばなるのみと。

【二一】 掎克。苛税を取り立つること。

【二二】 匪躬。己の身を捨てて君の爲めに盡すこと。

【二三】 堯代の共工。書經の堯典に見ゆ。

【二四】 魯邦の少卯。孔子、魯の司寇と爲り、少正卯が姦雄なるを知り、之を誅す。史記に見ゆ。

遇うて輒ち行ひ、口に應じて便ち發し、日として有らざるは靡く、時として爲さざるは靡し。又、以て備に陳べ難きなり」と。又曰はく、「昔、趙高、鹿を指して馬と爲せり。臣謂ふに、鹿と馬とは、物理猶ほ同じ。豈に延齡が有を掩うて無と爲し、無を指して有と爲すが若くならんや」と。又曰はく、「延齡の凶妄、寰區に流布し、上は公卿・近臣より、下は輿臺の賤品に逮ぶまで、誼誼として談議し、億萬、徒を爲す。能く以て上言するは、其人幾くか有る。臣、卑鄙を以て、任、台衡に當る。情、衷に激し、罷めんと欲すと雖も、而も自ら黙する能はざるなり」と。書・奏す。上、悦ばず、延齡を待つこと益、厚し。

十二月、王虔休、氷合するに乗じて壕を度り、急に洛州を攻む。元誼、兵を出して之を撃つ。虔休、勝たずして返る。日暮れ氷解け、士卒、死する者太半なり。

申書侍郎同平章事陸贄、上の知待の厚きを以て、事、不可有れば、常に之を力争す。所親、或は其の太だ鋭きを規む。贄曰はく、「吾、上は天子に負かず、下は學ぶ所に負かず、它是恤ふる所無し」と。裴延齡日に贄を上短る。趙憬が入りて相たるや、贄、實に之を引けり。既にして贄に憾有り、密に贄が延齡を譏彈する所の事を以て延齡に告ぐ。故に延齡益、以て計を爲すを得たり。上、是に由りて延齡を信じ、而して贄を直とせず。贄、憬と約し、上の前に至り、極めて延齡の姦邪を論ず。上、

【三】事、八卷泰の二世三年に見ゆ。
【四】事、前卷八年九年に見ゆ。

怒、色に形はる。憬、黙して言無し。壬戌、贄罷めて太子賓客と爲る。

初め渤海の文王欽茂・卒す。子宏臨早く死し、族弟元義立つ。元義・猜虐なり。國人、之を殺し、臨宏の子華嶼を立つ。是を成王と爲す。中興と改元す。華嶼・卒す。復た欽茂の少子嵩鄰を立つ。是を康王と爲す。正歷と改元す。

十一年、春二月乙巳、嵩鄰を冊拜して、忽汗州都督・渤海王と爲す。

陸贄既に相を罷め、裴延齡因つて「京兆の尹李充・衛尉卿張滂・前の司農卿李銛、贄に黨す」と譖す。會、早す。延齡・奏して言ふ、「贄等、執を失ひて怨望し、衆に言つて曰はく、「天下、早し、百姓且に流亡せんとす。度支多く諸軍の芻糧を欠き、軍中の人馬、食する所無し。其事奈何せん」と。後以て衆心を動搖す。其意止だ臣を中傷せんと欲するのみに非ず」と。後數日、上、苑中に獵す。適、神策軍士有り、訴へて云ふ、「度支、馬芻を給せず」と。上、延齡の言を意うて信と爲し、遽に宮に還る。夏四月壬戌、贄を貶して忠州の別駕と爲し、充を涪州の長史と爲し、滂を汀州の長史と爲し、銛を邵州の長史と爲す。初め、陽城、處士より、徵せられて諫議大夫と爲り、官を拜して・辭せず。未だ京師に至らざるに、人皆風采を想望

【一】獨り此を以て延齡の罪と爲すのみにあらず、且つ社稷を危くせんと欲するを言ふ。
【二】忠州は京師の南二千一百二十里。
【三】涪州は京師の南二千三百五十里。
【四】汀州は京師の東南六千一百七十三里。
【五】邵州は京師の東南三千四百里。
【六】二百三十二卷二年に見ゆ。

して曰はく、「城必ず諫諍して職下に死せん」と。至るに及びて、諸諫官紛紛として、事を言ふこと細碎なり。天子益之を厭苦す。而るに城方に二弟及び客と與に、日夜痛飲す。人、能く其際を窺ふもの莫し。皆以爲へらく虚しく名を得たるのみと。前の進士河南の韓愈、争臣論を作り、以て之を讖る。城、亦、以て意に屑しとせず。城に造りて問はんと欲する者有れば、城、其意を揣知し、輒ち強ひて酒を與ふ。客或は時に先づ酔うて席上に仆れ、城或は時に先づ酔うて客の懷中に臥し、客の語を聴く能はず。陸贄等が坐して貶せらるるに及び、上の怒未だ解けず、中外惴恐し、以爲へらく罪且に測られざらんとすと。敢て救ふ者無し。城聞きて起ちて曰はく、「天子をして姦臣を信用し。無罪の人を殺さしむ可からず」と。即ち拾遺王仲舒・歸登・右補闕熊執易・崔邠等を帥ひ、延英門を守り、上疏して延齡の姦佞・贄等の無罪を論す。上大に怒り、城等に罪を加へんと欲す。太子、之が爲めに營救す。上の意乃ち解け、宰相をして諭して之を遣らしむ。是に於て、金吾將軍張萬福、諫官が閤に伏して諫むるを聞き、趨り往きて延英門に至り、大言して賀して曰はく、「朝廷に直臣有り、天下必ず太平ならん」と。遂に暹く城と仲舒等を拜し、已にして連に「太平萬歳、太平萬歳」と呼ぶ。萬福は武人にして、年八十餘、此より、名、天下に重し。登は崇敬の子なり。時に朝

【七】陽城、韓愈が己を讖れることを一向心に懸けぬなり。

【八】延英門は延英殿の門なり。陽城、陸贄を救はんと欲し、王仲舒に約して延英殿の門を守り、上書して閤に伏して去らざるなり。

【九】崇敬は、禮家の學に明かに、玄宗代及び帝の四世に歴事す。

夕、延齡を相とせんすとす。陽城曰はく、「脱し延齡を以て相と爲さば、城當に白麻を取りて之を壞るべし」と。庭に慟哭す。李肇といふ者有り、泌の子なり。城盡く延齡の過惡を疏し、密に之を論せんと欲し、肇が故人の子なるを以て、之をして繕寫せしむ。【一】肇徑に以て延齡に告ぐ。延齡先づ上に詣り、一一自ら解く。疏入る。上、以て妄と爲し、之を省みず。

丙寅、幽州・奏す、「奚王啜利等の六萬餘の衆を破る」と。

回鶻の奉誠可汗・卒す。子無し。國人、其相骨咄祿を立てて可汗と爲す。骨咄祿は本姓。【二】跌跌氏、辨慧にして勇略有り、天親の時より、兵馬を典り事を用ひ、大臣・諸酋長、皆、之に畏服す。既に可汗と爲り、【三】姓藥葛羅氏を冒し、使を遣はし、來りて喪を告げ、天親可汗より以上の子孫の幼穉なる者、皆、之を闕庭に内る。

五月丁丑、宣武留後李萬榮・昭義左司馬領留後王虔休を以て、皆、節度使と爲す。

甲申、河東節度使李自良・薨す。戊子、監軍王定遠・奏す、「請ふ行軍司馬李說を以て留後と爲さん」と。説は神通の五世の孫なり。

【一】白麻。唐の故事、中書は黃白二麻を用ひ、綸命の輕重の辨と爲す。其後、翰林學士専ら内命を掌り、中書は黃麻を用ひ、其白は皆翰林院に在り、將相を拜授し、德音赦宥するときは之を用ふ。此にては裴延齡を相と爲すとの辭令書を謂ふ。

【二】故人。陽城が諫議に除せられしは、李泌の薦なり。

【三】李肇、先人の名を辱む、惜む可し。

【四】跌跌。回紇と同じく鐵勒に出で、而して種を異にす。

【五】回鶻の天親可汗は合骨咄祿なり。

【六】回紇の可汗は姓藥葛羅。骨咄祿、其本姓を捨て、其姓を冒し以て其國を嗣ぐ。

【七】闕庭。唐の闕庭なり。

庚寅、秘書監張薦を遣はし、回鶻の可汗骨咄祿を冊拜して騰里邏羽錄沒密施合胡祿毗伽懷信可汗と爲す。

癸巳、李說を以て河東留後と爲し、府事に知たらしむ。說深く王定遠を德とし、監軍の印を鑄んと請ふ。監軍に印有ること、定遠より始まる。

秋七月丙寅朔、陽城、國子司業に改めらる。裴延齡を言ふに坐するが故なり。

王定遠自ら李說に功有るを恃み、河東の軍政を専らにし、諸將を易置す。說、盡くは従ふ能はず。是に由りて隙有り。定遠、私怒を以て大將彭令茵を拉殺し、(一)馬矢の中に埋む。將士皆憤怒す。說、其狀を奏す。定遠、之を聞き、直に說に詣り、刀を抜きて之を刺す。說走り免る。定遠、諸將を召し、箱を以て救及び告身二十餘通を貯へ、之に示して曰はく、「救有り、說をして京師に詣らしめ、(二)行軍司馬李景略を以て留後と爲し、諸君皆官を遷さる」と。衆皆拜す。大將馬良輔、竊に箱中を視るに、皆、定遠の告身及び受くる所の救なり。乃ち衆を磨きて曰はく、「救告は皆僞なり。受く可からず」と。定遠走りて(三)乾陽樓に登り、其麾下を呼ぶ。應ずるもの莫し。城を踰えて墜り、(四)枯柳の傷つくる所と爲りて死す。

【一】 維南王神通は高祖の徒弟にして、兵を關西に起し、首として義旗に應ず。

【二】 馬矢。馬糞なり。

【三】 李景略が李說の忌む所と爲ること、蓋し此に始まる。

【四】 乾陽樓。蓋し晉陽宮城の南門の樓なり。

【五】 木の伐り去りたる者、其遺餘を枿と爲す。木のきりかぶ。

八月辛亥、司徒兼侍中北平の莊武王馬燧・薨す。閏月戊辰、元誼、洺州を以て詐り降る。王虔休、裨將を遣はし、二千人を將ゐて城に入る。誼、皆之を殺す。

九月丁巳、韋臯に(一)雲南安撫使を加ふ。横海節度使程懷直、士卒を恤まず。野に獵し、數日、歸らず。懷直の従父兄懷信、兵馬使たり。衆心の怨めるに因り、門を閉ちて之を拒ぐ。懷直奔りて京師に歸る。冬十月丁丑、懷信を以て横海留後と爲す。南詔、吐蕃の(二)昆明城を攻め、之を取る。又、(三)施順の二蠻王を虜にす。

【一】 南詔を安撫するを以て官名と爲す。

【二】 昆明城。西蠻の西北に在り、鹽池の利有り。

【三】 施順の二蠻。皆烏蠻種。

【四】 施蠻は鐵橋の西北に在り、大施談・斂尋談に居る。順蠻は劍賧の西北四百里に在り。

十二年、春正月庚子、元誼・石定蕃等、洺州の兵五千人及び其家人萬餘口を帥ゐ、魏州に奔る。上、釋きて・問はず、田緒に命じて之を安撫せしむ。乙丑、渾瑊・王武俊を以て竝に中書令を兼ねしむ。己巳、嚴震・田緒・劉濟・韋臯に竝に同平章事・天下の節度觀察使を加へ、悉く檢校官を加へ、以て其意を悦ばす。三月甲午、韋臯・奏す、「西南蠻の高萬唐等二萬餘口を降せり」と。

乙巳、(一) 閑殿宮苑使李齊運を以て禮部尚書と爲し、戸部侍郎裴延齡を戸部尚書と爲す。使職は故の如し。齊運、才能學術無く、専ら柔佞を以て、幸を上に得たり。宰相對し罷む毎に、則ち齊運次ぎて進みて其議を決す。或は病みて家に臥するや、上、除授する所有らんと欲すれば、往往にして中使を遣はし、就きて之に問はしむ。

丙辰、(三) 詔王暹・薨す。

魏博節度使田緒、嘉誠公主に尙す。庶子三人有り、季安最も幼なり。公主、之を子とし、以て副大使と爲す。夏四月庚午、緒暴に薨す。左右、之を匿し、季安をして軍事を領せしむ。年十五なり。乙亥、喪を發し、季安を推して留後と爲す。

庚辰、上の生日なり。故事に、沙門・道士に命じ、麟德殿に講論せしむ。是に至りて、始めて命じて儒士を以て之に參せしむ。(三) 四門博士韋渠牟、嘲談して辨給なり。上、之を悦び、旬月にして右補闕に遷る。始めて寵有り。

五月丙申、邠寧節度使張獻甫暴に薨す。監軍楊明義、都虞候楊朝晟を請うて留後を權知せしむ。丙辰、朝晟を以て邠寧節度使と爲す。

六月乙丑、(四) 監句當左神策實文場、監句當右神策霍仙鳴を以て、皆、護

【一】 閑殿・宮苑の二使、李齊運蓋し之を兼ぬ。
【二】 暹は皇弟なり。
【三】 四門博士は正七品上。七品以上侯伯子男の子、及び庶人の子の俊秀なる者を教ふるを掌る。
【四】 左右神策中尉は實霍に始まる。此より宦官の權、日に以て益々重く、復た制す可

軍中尉と爲し、監左神威軍使張尙進、監右神威軍使焦希望を、皆、中護軍と爲す。初め上、(三) 六統軍を置き、六尙書に視へ、以て節度使の鎮を罷めし者を處き、相承けて麻紙を用ひて制を寫す。是に至りて文場、宰相に諷し、統軍に比して麻を降さしむ。翰林學士鄧綯奏して言ふ、「故事に、惟だ王を封じ相を命ずるときのみ、白麻を用ふ。今以て中尉を命ずるは、識らず陛下下に以て文場を寵するか、遂に(六) 著令と爲すか」と。上乃ち文

からず。護軍中尉に下ること一等なるを中護軍と爲す。此れ職事官にして禁兵を掌る者にして、唐初に置きし所の勳級の所謂上護軍・護軍の如きに非ざるなり。
【五】 興元元年、六統軍を置くこと、二百二十九卷に見ゆ。
【六】 著令。定著して令と爲すなり。

場に謂つて曰はく、「武徳・貞觀の時、中人は員外將軍同正に過ぎざりしのみ、緋を衣る者幾くも無かりき。輔國より以來、制度を墮壞せり。朕今爾を用ふるは、私無しと謂はず。若し復た麻制を以て宣告せば、天下必ず、爾、我を脅して之を爲すと謂はん」と。文場・叩頭して謝し、遂に其麻を焚く。命じて統軍を并せ、今より中書より敕を降さしむ。明日、上、綯に謂つて曰はく、「宰相、中人を違拒する能はず。朕、卿が言を得て方に悟れるのみ」と。是時、竇・霍、執、中外を傾け、藩鎮の將帥、多く神策軍に出で、臺省の清要、亦、其門に出づる者有り。宣武節度使李萬榮、風を病み、昏くして、事を知らず。霍仙鳴、「宣武押牙劉沐、軍政を委ぬ可し」と薦む。辛巳、沐を以て行軍司馬と爲す。

宣歙觀察使劉贊卒す。初め上、奉天の窘乏せるを以て、故に宮に還りて以來、尤も意を聚斂に専ら

にす。藩鎮多く進奉を以て恩を市ふ。皆云ふ、「税外に方圓す」と。亦云ふ、「用度の羨餘なり」と。其實は、或は常賦を割留し、或は百姓を増斂し、或は利祿を減刻し、或は蔬果を販鬻し、往往にして私に自ら入れ、進むる所纔に什に一二のみ。李兼、江西に在りて月進有り。韋阜、西川に在りて日進有り。其後、常州の刺史濟源の裴肅、進奉を以て浙東觀察使に遷る。刺史の進奉は、肅より始まる。劉贊・卒するに及び、判官嚴綬、留務を掌り、府庫を竭して以て進奉す。徴して刑部員外郎と爲す。幕僚の進奉は、綬より始まる。綬は蜀の人なり。李萬榮・疾病なるや、其子迺、兵馬使たり、甲申、迺、諸將を集め、李湛・伊婁説・張丕を責むるに、軍事を憂へざるを以てし、之を外縣に斥く。上、中使第五守進を遣はし、汴州に至らしむ。宣慰始めて畢るや、軍士十餘人呼びて曰はく、「兵馬使、勤勞すれども賞無し。劉沐は何人ぞ、行軍司馬と爲る」と。沐懼れ、中風と陽りて昇かれて出づ。軍士又呼びて曰はく、「倉官劉叔何、給納すること姦有り」と。殺して之を食ふ。又、守進を斫らんと欲す。迺、之を止む。迺、又、伊婁説・張丕を殺す。都虞候匡城の鄧惟恭、萬榮と郷里にて相善し。萬榮常に委ぬるに腹心を以てす。迺亦之に倚る。是に至りて、惟恭、監軍俱文珍と謀り、迺を執へて京師に送る。秋七月乙未、東都留守董晉を以て同平章事とし、宣武節度使を兼ねしむ。萬榮を以て太子少保と爲し、迺を慶州司

【七】 税外に方圓す。折るるときは方を成し、轉ずるときは圓を成す。常税の外に於て、別に自ら轉折して以て貨財を致せるを言ふなり。常税の外に於て色色と工夫して之を得たりとの意。

【八】 史、其郡縣を審にする能はず、故に止た蜀の人と云ふ。

馬に貶す。丙申、萬榮・薨す。鄧惟恭既に李迺を執へ、遂に軍事を權し、自ら謂へらく、當に萬榮に代るべしと。人を遣はして董晉を迎へす。晉既に詔を受け、即ち僱從十餘人と與に、鎮に赴き、兵衛を用ひず。鄭州に至るに、迎ふる者、至らず。鄭州の人、晉の爲めに懼る。或るひと晉に勸む、「且く留まりて變を觀よ」と。汴州より出づる者有り、晉に言つて曰はく、「入る可からず」と。晉、對へず、遂に行く。惟恭、晉が來ること速かなるを以て、謀るに及ばず。晉、城を去ること十餘里。惟恭乃ち諸將を帥りて出で迎ふ。晉、惟恭に命じ、馬より下る勿らしめ、氣色甚だ和ぐ。惟恭差自ら安んず。既に入り、仍は惟恭に委ぬるに軍政を以てす。初め劉玄佐、汴州の兵を増して十萬に至り、之を遇すること厚し。李萬榮・鄧惟恭、毎に厚きを加ふ。士卒、驕りて、禦ぐ能はず。乃ち腹心の士を置き、公庭の廡下に幕し、弓を挟み劍を執りて以て之に備へ、時に酒肉を勞賜す。【一〇】 晉至るの明日、悉く之を罷む。

【九】 鄭州より東のかた汴州に至るまで一百五十里。

【一〇】 胡三省曰はく、董晉の意、以謂へらく、此士は前帥の腹心なり。吾新に來りて帥と爲る。若し亦恃みて腹心と爲さば、吾が衛と爲すに足らず、而して適、以て變を生ずるに足らんと。之を罷むるは、則ち諸軍を待つこと一の如く、且つ猜問する所無きを示すなりと。

【一】 迺、上の弟なり。

【二】 晉、いはゆる晉從なり。

【三】 制使。唐の時、中使を謂つて敕使と爲す。亦、之を制使と謂ふ。

戊戌、韓王迺・薨す。

壬子、詔して、宣武の將士鄧惟恭等は李迺を執送する功有るを以て、各、官を遷し錢を賜ひ、其の迺の、晉す所と爲り、制使を邀逼する者は、皆、問ふ勿らしむ。

八月己未朔、日、之を食する有り。

己巳、田季安を以て魏博節度使と爲す。

丙子、汝州の刺史陸長源を以て宣武行軍司馬と爲す。(四)朝議以へらく、董晉は柔仁にして(三)可多し。恐らくは事を集す能はざらんと、故に長源を以て之を佐けしむ。長源、性剛刻にして、多く舊事を更張す。晉初め皆之を許し、案成れば則ち命じて且く罷めしむ。是に由りて、軍中、安きを得たり。

丙戌、門下侍郎・同平章事趙憬・薨す。

初め上、節度使を生代するを欲せず、常に自ら(二)行軍司馬を擇び、以て儲帥と爲す。李景略、河東行軍司馬たり。李說、之を忌む。回鶻の梅録・入貢し、太原を過ぐ。說、之と宴す。梅録、坐次を争ふ。說、遏むる能はず。景略、之を叱す。梅録、其聲を識り、趨り前みて之を拜して曰はく、「豊州の(一)李端公に非ずや」と。又拜し、遂に下坐に就く。座中、皆、目を景略に屬す。說益、平かならず。乃ち厚く中尉竇文場に賂し、之を去らしめんとす。會、回鶻將に入寇せんとす」と傳ふる者有り。上、之を憂へ、豊州は虜衝に當るを以て、

- 【四】朝議。朝廷の議なり。
- 【三】可多し。凡そ人、請ふ有れば、悉く從ひ、裁するに理法を以てする能はざるを言ふなり。
- 【二】行軍司馬は、戎政を弼くるを掌り、居るときは蒐狩を習ひ、役有るときは戦守の法を申ぶ。器械糧備、軍籍賜予、皆、これを専らにす。
- 【一】李景略が梅録を折くこと、二百三十三卷三年に見ゆ。唐人、侍御を呼びて端公と爲す。李肇の國史補に曰はく、宰相は相呼びて堂老と曰ひ、兩省は閤老と曰ひ、尙書は院長と曰ひ、御史は端公と曰ふと。

守る可き者を擇ぶ。文場因つて景略を薦む。九月甲午、景略を以て豊州都防禦使と爲す。窮邊、氣寒く、土瘠せ民貧し。景略、勤儉を以て衆を帥る、二歳の後、備備完實し、北邊に雄たり。盧邁、風疾を得たり。庚子、賈耽、(一)私忌あり。宰相、(二)班を絶つ。上、中使を遣はし、(三)主書を召して旨を承けしむ。

丙午、戸部尙書判度支裴延齡・卒す。中外相賀す。上獨り之を悼惜す。

壬子、吐蕃、慶州に寇す。

冬十月甲戌、諫議大夫崔損・給事中趙宗儒を以て竝に同平章事とす。損は(三)玄暉の弟の孫なり。嘗て裴延齡の薦むる所と爲る。故に之を用ふ。

十一月乙未、右補闕韋渠牟を以て左諫議大夫と爲す。上、(三)陸贄が官を貶せられしより、尤も宰相に任せず、御史・刺史・縣令より以上は、皆自ら選用し、中書は文書を行ふのみ。然れども深く禁中に居り、信を取る所の者は、裴延齡・李齊運・戸部郎中王紹・司農卿李實・翰林學士韋執誼及び渠牟にして、皆、權、宰相を傾け、趨附、門に盈つ。紹は謹密にして損益する無く、實は狡險にして(三)掎克す。執誼は文章を以て上と唱和し、年二十餘にして、右拾遺より、召されて翰林に入る。渠牟は形神恂躁にして、尤も上の親狎する所と爲る。上、執政に對する毎に、漏、三刻に過ぎず。渠牟、事

- 【一】私忌。父母及び祖父母・曾祖父母の死日を私忌と爲す。
- 【二】班を絶つ。宰相の班絶えて一人も無きないふ。
- 【三】唐の制、尙書省の主書は從八品下、中書省は從七品上、堂吏なり。
- 【二】崔玄暉は二張を誅し中宗を復するの功有り。
- 【三】去年四月、陸贄貶せらる。
- 【三】掎克。苛税を取り立つること。

を奏すれば、率ね六刻に至り、語笑款狎、往往にして外に聞ゆ。薦引する所、咸、不次に遷擢し、率ね皆庸鄙の士なり。

宣武都虞候鄧惟恭、内、自ら安んぜず。潜に將士二百餘人を結び、亂を作さんと謀る。事覺はる。董晉悉く其黨を捕斬し、惟恭を械して京師に送る。己未、詔して、死を免し、汀州に安置す。

十三年、春正月壬寅、吐蕃、使を遣はし、和親を請ふ。上、吐蕃が數約に負きしを以て、許さず。

上、(一)方渠・合道・木波は皆吐蕃の要路なるを以て、之に城かんと欲し、邠寧節度使楊朝晟に問はしむ、「幾何の兵を須ふるか」と。對へて曰はく、「邠寧の兵、以て之に城くに足らん。它道を煩はさじ」と。上復た之に問

はしめて曰はく、「邠寧に鹽州に城くや、兵七萬を用ひ、僅に能く事を集せり。今、三城は尤も虜境に通る。兵當に之に倍すべし。事更に相反するは、何ぞや」と。對へて曰はく、「鹽州に城くの衆は、虜皆之を知れり。今、本鎮の兵を發し、旬日ならずして塞下に至り、其不意に出でて之に城かば、虜謂はん、吾が衆も亦七萬に滅せじと。其衆未だ集まらずんば、敢て輕しく來りて我を犯さざらん。三旬に過ぎずして、吾が城已に畢らん。兵を留めて之に成せば、虜至ると雖も、能く爲す無からん。城の旁

【四】荒遠の州郡に投竄する、之を安置と謂ふ。

【一】唐の方渠縣の地に木波・馬嶺・石昌・合道の四鎮有り。

【二】鹽州に城くこと前卷九年に見ゆ。

草盡き、久しく留まる能はざらん。虜退がば則ち芻糧を運びて以て之を實せん。此れ萬全の策なり。若し大に諸道の兵を集めば、月を踰えて始めて至らん。虜も亦衆を集めて來り、我と爭戦せば、勝負未だ知る可からず。何ぞ城を築くに暇あらんや」と。上、之に従ふ。二月、朝晟、軍を分ちて三と爲し、各、一城を築かしむ。軍吏曰はく、「方渠には井無し。軍を屯す可からず」と。判官孟子周曰はく、「方渠は、承平の時、居人、市を成せり。井

【三】渠方縣の鹹河は土橋・歸徳川・同家谷の三處より源を發し來る、鹹苦にして飲む可からず。甜河は城西に在り、蕃部の鼻家族の北界より來り、人の飲食に供す。

【四】智井。廢井なり。

【五】馬嶺。唐の馬嶺縣は慶州に屬す。

【六】素の如し。皆其の素慮る所の期の如きなり。

無くば何を以て人を聚めんや」と。命じて、智井を浚はしむ。果して甘泉を得たり。三月、三城成る。夏四月庚申、楊朝晟の軍還りて、馬嶺に至る。吐蕃始めて兵を出して之を追ふ。相拒ぐこと數日にして去る。朝晟遂に馬嶺に城きて還る。地を開くこと三百里。皆、其素の如し。庚午、義成節度使李復、薨す。庚辰、陝虢觀察使姚南仲を以て義成節度使と爲す。監軍薛盈珍方に大に會し、之を聞き、言つて曰はく、「姚大夫は書生なり。豈に將才ならんや」と。判官盧坦私に人に謂つて曰はく、「姚大夫は、外は柔なりと雖も、中は甚だ剛なり。監軍、之を侵さば、必ず受けざらん。軍府の禍、此より始まらん。吾、留むる所と爲らんことを恐る」と。遂に它道より潛に去る。南仲果して牒を以て之を請ふ。遇はずして、免るるを得たり。既にして盈珍、南仲と隙有り。幕府、多く罪を以て貶せられ、死する者有り。

吐蕃の贊普乞立贊卒す。子足之煎立つ。

六月壬午、韋臯奏す、「吐蕃入寇し、嶺州の刺史曹高仕、之を臺登城の下に破れり」と。

光祿少卿同正張茂宗は、茂昭の弟なり。義章公主に尙せんことを許す。未だ昏を成さざるに、茂宗の母卒す。遺表して、嘉禮を終らんと請ふ。上、之を許す。秋八月癸酉、茂宗を左衛將軍同正に起復す。左拾遺義興の蔣父、上疏して諫めて以爲はく、「兵革の急なるや、古、墨衰して事に従ふ者有り。未だ駙馬の起復して主に尙するを聞かざるなり」と。上、中使を遣はして之に諭せども、止めず。乃ち特に延英に召對し、謂つて曰はく、「人間、吉を借りて昏を成す者多し。卿何ぞ此を執るの堅き」と。對へて曰はく、「昏姻・喪紀は、人の大倫なり。吉凶、瀆す可からざるなり。委巷の家、禮教を知らず、其女、孤貧にして恃無く、或は吉を借りて人に従ふ有り。未だ男子の吉を借りて婦を娶る者を聞かざるなり」と。太常博士韋彤・裴璠、復た上疏して諫む。上、悦ばず。命じて下嫁の期を趣し、辛巳、婚を成す。

【七】臺登。漢の縣。唐には嶺州に屬す。清溪關より、西南のかた臺登に至るまで五百五十里。

【八】茂昭、時に義武節度使たり。

【九】義章公主。上の女なり。義章は縣の名、郴州に屬す。

【一〇】左傳に、晉の文公卒し、未だ葬らず。秦の穆公、鄭を伐つ。晉の襄公、墨衰經して以て秦の師を殺に敗る。

【一一】唐の中世以後、宰相を召對すれば、乃ち延英を開く。今蔣父特に拾遺を以て召對す。

【一二】委巷。曲巷なり、其の屈曲にして僻陋なるをいふ。

【一三】孤貧云云。貧にして其親を喪ふをいふ。

九月己丑、中書侍郎同平章事盧邁、病を以て罷め、太子賓客と爲る。

冬十月、淮西節度使吳少誠、擅に刀溝を開きて汝に入る。上、中使を遣はして之を諭せしむ。命に從はず。兵部郎中盧羣、往きて之を詰る。少誠曰はく、「此水を開けば、大に人に利あり」と。羣曰はく、「君令し臣行ふ。人に利ありと雖も、臣敢て専らにせんや。公、天子の令を承けて而も從はずんば、何を以て下吏をして公の令に從はしめんや」と。少誠遽に之が爲めに役を罷む。

十二月、徐州節度使張建封入朝す。是より先、宮中、外間の物を市ふに、官吏をして之を主らしめ、隨つて其直を給す。比歲、宦者を以て使と爲し、之を宮市と謂ひ、人の物を抑買し、稍本估の如くならず。其後、復た文書を行はず、白望數百人を兩市及び要關の坊曲に置き、人の賣る所の物を閱し、但だ宮市と稱すれば、則ち手を斂めて付與し、眞僞、復た辨す可からず。敢て從來する所を問ひ及び價の高下を論ずる者無し。率ね直百錢の物を用ひて、人の直數千の物を買ふ。多く紅紫を以て故衣敗繒を染め、尺寸に裂きて之に給し、仍ほ進奉門戸及び脚價錢を索む。人、物を將ちて市に詣り、空手にして歸る者有るに至る。名づけて宮市と爲せども、其實は之を奪ふ。商賈、良貨有れば、

【一四】刀溝。新舊唐書には皆、司清水に作る。

【一五】比歲。近年。

【一六】估。價なり。

【一七】白望。人をして市中に於て左右望し、其物を自取せしめ、本價を還さざるなり。

【一八】兩市。長安城中の東市西市なり。

【一九】進奉門戸。進奉、經由する所の門戸、皆、費用有り、漢の靈帝の時いはゆる導行費の如きなり。

【二〇】脚價。人を僦うて進奉物を負荷して内に入らしむるに、雇脚の費有り。

皆深く之を匿す。敕使出づる毎に、沽漿・賣餅の者と雖も、皆業を撤し門を閉づ。嘗て農夫有り、驢を以て柴を負ふ。宦者、宮市と稱して之を取り、絹數尺を與へ、又就きて門戸を索め、仍ほ驢を邀めて柴を送りて内に至らしむ。農夫啼泣し、得る所の絹を以て之に與ふ。肯て受けずして曰はく、「爾の驢を得るを須む」と。農夫曰はく、「我に父母妻子有り、此を待ちて然る後に食す。今、柴を以て汝に與へ、直を取らずして歸るに、汝尙は肯はず。我、死有るのみ」と。遂に宦者を毆つ。(三) 街吏擣へて以て聞す。詔して、宦者を黜け、農夫に絹十匹を賜ふ。然れども宮市、亦之が爲めに改まらず。諫官御史數、諫むれども聽かず。建封・入朝し、具に之を奏す。上頗る嘉納し、以て戸部侍郎判度支蘇弁に問ふ。弁、宦者の意を希ひ、對へて曰はく、「京師の游手萬家、土著の生業無く、宮市を仰ぎて給を取る」と。上、之を信ず。故に凡そ宮市を言ふ者、皆、聽かず。

【一】 吳少誠、時に淮西を據有し、申光蔡の三州有り。
 【二】 礪。礪は沙礪。礪は礪。礪の地は五穀生ぜず。
 【三】 此驢が物を負ひ買易するを待ちて、然る後、以て食を給す可し。
 【四】 街吏は金吾左右街使の屬吏。
 【五】 吳少誠、時に淮西を據有し、申光蔡の三州有り。
 【六】 礪。礪は沙礪。礪は礪。礪の地は五穀生ぜず。

十四年、春二月乙亥、(一) 申・光・蔡の軍を名づけて彰義と曰ふ。

夏閏五月庚申、神策行營節度使韓全義を以て夏綏銀宥節度使と爲す。全義時に長武城に屯す。詔して其衆を帥ゐて鎮に赴かしむ。士卒、夏州は(二) 礪なるを以て、又、盛夏にして、徙居を樂しむ。

辛酉、軍亂れ、大將王栖巖を殺す。全義、城を踰えて走る。都虞候高崇文、首亂者を誅し、衆然る後定まる。崇文は幽州の人なり。丙子、崇文を以て長武城都知兵馬使と爲し、敕を降さず、中使をして(三) 口宣して之を授けしむ。

秋七月壬申、給事中同平章事趙宗儒、罷めて右庶子と爲る。工部侍郎鄭餘慶を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

八月、初めて(四) 左右神策統軍を置く。時に禁軍、邊に戍し、稟賜優厚なり。諸將多く請うて遙に神策軍に隸し、行營と稱し、皆、中尉に統べらる。

其軍遂に十五萬人に至る。

京兆の尹吳湊、屢、宮市の弊を言ふ、宦者言ふ、「湊が屢、宮市を奏するは、皆、(五) 右金吾都知趙洽・田秀嵩の謀なり」と。丙午、洽・秀嵩、坐して天德軍に流さる。

九月丙申、陝虢觀察使于頔を以て山南東道節度使と爲す。

丁卯、(六) 杞王倓・薨す。

(七) 彰武節度使吳少誠、兵を遣はし、壽州の(八) 霍山を掠め、鎮遏使謝詳を殺し、地を侵すこと二十餘里、兵を置きて鎮守す。

【一】 ロゴから聖旨を宣べて之に官を授け、兵を掌らしむ。德宗、宦官を重んじて詔命を輕んず。
 【二】 此を觀れば、神策は六軍の外に在るを知る。
 【三】 都知は金吾府吏の右職なり。
 【四】 倓。肅王の子。
 【五】 彰武。當に彰義に作るべし。
 【六】 霍山。もと、漢の廬江の濠城縣。梁、霍州を置く。隋、霍山縣を置く。唐、壽州に屬す。今、安徽省安慶道。
 【七】 貞元六年、初めて藍田渭橋等の鎮遏使を置く。

太學生薛約、司業陽城に師事し、事を言ふに坐し、連州に徙さる。城、之を郊外に送る。上、城が罪人に黨するを以て、己巳、城を道州の刺史に左遷す。城、民を治むること家を治むるが如く、州の賦税、登らず。觀察使數、誚讓を加ふ。城自ら其考を署して曰はく、「撫字心勞し、徴科政拙なり、考、下の下」と。觀察使、判官を遣はして其賦を督せしむ。州に至れば、城先づ自ら獄に囚はる。判官大に驚き、馳せ入りて城に獄に謁して曰はく、「使君、何の罪かある。某、命を奉じて來り、安否を候ふのみ」と。留まること一二日にして未だ去らず。城、復た歸らず。館門外に故き門扇有り地に横はる。城、晝夜、其上に坐臥す。判官、自ら安んぜずして辭し去る。其後、又、他の判官を遣はし、往きて之を按せしむ。他の判官、妻子を載せ、中道より逸れ去る。

冬十月丁酉、(二)通王誑・薨す。

庚子、夏州節度使韓全義・奏す、「吐蕃を鹽州の西北に破れり」と。

(三)明州の鎮將栗鏞、刺史盧雲を殺し、(三)山越を誘うて亂を作し、浙東の州縣を攻め陷る。

十五年、春正月甲寅、(二)雅王逸・薨す。

二月丁丑、宣武節度使董晉・薨す。乙酉、其行軍司馬陸長源を以て節度使と爲す。長源、姓刻急にし

- 【一】誑。詰責すること。
- 【二】誑。上の子なり。
- 【三】栗は姓。
- 【四】山越。明州奉化縣の西北界の山民なり。
- 【五】逸。皇弟なり。

て、才を恃み物に傲る。判官孟叔度、輕佻淫縱にして、好みて將士を慢侮す。軍中、皆、之を惡む。董晉・薨じ、長源、留後に知たり。揚言して曰はく、「將士、弛慢すること日久し。當に法を以て之を齊ふべきのみ」と。衆皆懼る。或るひと之に勸む、「財を發して以て軍を勞へ」と。長源曰はく、「我豈に河北の賊のごとく、錢を以て健兒を買ひ、節鉞を求めんや」と。故事に、主帥・薨すれば、軍士に布を給し、以て服を制す。長源、命じて其直を給せしむ。叔度、鹽の直を高くし、布の直を下くす。人、鹽三二斤を得るに過ぎず。軍中怨み怒る。長源、亦、之が備を爲さず。是日、軍士、亂を作し、長源・叔度を殺し、之を糲食し、立ちどころに盡す。監軍俱文珍、宋州の刺史劉逸準が久しく宣武大將と爲り、衆心を得るを以て、密書をもて之を召す。逸準、兵を引き、徑に汴州に入る。亂衆乃ち定まる。

常州の刺史李錡を以て浙西觀察使・諸道鹽鐵轉運使と爲す。錡は(三)國貞の子なり。閑廐宮苑使李齊運、其賂數十萬を受け、之を上に薦む。故に之を用ふ。錡、刻剝にして、以て進奉を事とす。上、是に由りて之を悦ぶ。

庚辰、浙東觀察使裴肅、栗鏞を台州に擒にし、之を斬る。

己丑、劉逸準を以て宣武節度使と爲し、名を全諒と賜ふ。

三月甲寅、吳少誠、兵を遣はして唐州を襲ひ、監軍邵國朝・鎮遏使張嘉瑜を殺し、百姓千餘人を掠め

て去る。

戊午、昭義節度使王虔休薨す。戊辰、河陽懷州節度使李元淳を以て昭義節度使と爲す。

癸巳、山南西道節度使嚴震薨す。

南詔の異牟尋、使を遣はし、韋卓と約し、共に吐蕃を撃たんとす。卓、兵糧未だ集まらざるを以て、它年を俟たんと請ふ。

山南西道都虞候嚴礪、嚴震に諂事す。震病むや、留後に知たらしめ、遣表して之を薦む。秋七月乙巳、礪を以て山南西道節度使と爲す。

八月、陳許節度使曲環薨す。乙未、吳少誠、兵を遣はして臨潁を掠む。陳州の刺史上官況、陳許留後に知たり、大將王令忠を遣はし、兵三千を將ゐて之を救はしむ。皆、少誠の虜にする所と爲る。丙午、況を以て陳許節度使と爲す。少誠遂に許州を圍む。況、城を棄てて走らんと欲す。營田副使劉昌裔、之を止めて曰はく、「城中の兵、以て賊を辨するに足る。

但だ城を閉ぢ、與に戰ふ勿れ。數日を過ぎずして、賊の氣自ら衰へん。吾、全きを以て其弊を制せば、克たざる蔑からん」と。少誠、晝夜、急に攻む。昌裔、勇士千人を募り、城を鑿りて出でて少誠を撃ち、大に之を破る。城是に由りて全し。昌裔は兗州の人なり。少誠、又、(毛)西華に寇す。陳許の十八將、元元

【三】 胡三省曰はく、韋卓、知略有り、南詔が貌與すれども未だ其心を悉さざるを恐る、故に兵糧未だ集まらざるを以て辭す。此れ智者と與に道ふ可しと。

【四】 臨潁。漢の古縣。唐には許州に屬す。州の東南六十里在り。今、河南省開封道。

【五】 西華。漢縣。唐には陳州に屬す。州の西八十里に在り。今、河南省開封道。

【六】 同惡相濟す無し、故に勢を失ふ。

【七】 吳房。本漢の縣名、蔡州の西北七十里に在り。今の河南省汝陽道遂平縣の西百四千里。

【八】 朗山。漢の安昌縣の地、蔡州の西南七十五里に在り。今の河南省汝陽道確山縣。

陽、拒ぎて之を却く。陳許都知兵馬使安國寧、上官況と叶はず、城を翻して少誠に應せんと謀る。劉昌裔、計を以て之を斬り、其麾下を召し、人ごとに二緋を給す。兵を要巷に伏せ、緋を持する者を見れば、悉く之を斬らしむ。脱るを得る者無し。

庚戌、宣武節度使劉全諒薨す。軍中、劉玄佐の恩を思ひ、其甥都知兵馬使匡城の韓弘を推して留後と爲す。弘、兵を將る、其材鄙勇怯を識り、指顧すれば必ず其事に堪ふ。

丙辰、詔して、吳少誠の官爵を削奪し、諸道に令して兵を進めて之を討たしむ。

辛酉、韓弘を以て宣武節度使と爲す。是より先、少誠、劉全諒と約し、共に陳許を攻め、陳州を以て宣武に歸せんとす。使者數輩猶ほ館に在り。

弘、悉く驅り出して之を斬り、卒三千を選び、諸軍に會し、少誠を許下に撃つ。(毛)少誠是に由りて赦を失ふ。

冬十月己丑、邕王源薨す。太子の子なり。上、愛して之を子とす。薨するに及び、諡して文敬太子と曰ふ。

山南東道節度使于頔・安黃節度使伊慎・知壽州事王宗、上官況・韓弘と與に、進みて吳少誠を撃ち、屢之を破る。十一月壬子、于頔奏す、「(毛)吳房・朗山を拔けり」と。

唐德宗神武聖文皇帝貞元十五年

四五七

十二月辛未、(一)中書令咸寧王渾瑊、河中に薨す。瑊、性謙謹にして、位、將相を窮むと雖も、自ら矜大にするの色無し。物を貢する毎に、必ず躬自ら閱視し、賜を受くること上の前に在るが如し。是に由りて、上の親愛する所と爲る。上、興元より還り、一州一鎮と雖も、兵有る者は、皆姑息を務む。瑊、(二)事を奏して過ぎざる毎に、輒ち私に喜びて曰はく、「上、我を疑はず」と。故に能く功名を以て終る。

(三)六州の党項、(三)永泰より以來、石州に居る。(三)永安鎮將阿史那思諲、侵漁すること已ます。党項の部落、悉く逃れて河西に奔る。

諸軍の、吳少誠を討つ者、既に統帥無く、兵を出す毎に、人、自ら利を規り、進退、壹ならず。乙未、諸軍自ら小澗水に潰え、器械資糧を委棄す。皆、少誠の有する所と爲る。是に於て、始めて、招討使を置かんと議す。吐蕃の衆五萬、分ちて南詔及び嵩州を撃つ。異牟尋、韋卓と與に、各兵を發して之を禦ぐ。吐蕃、功無くして還る。

十六年、春正月、恆冀・易定・陳許・河陽の四軍、吳少誠と戦ひ、皆、利あらずして還る。夏、綏節度使韓全義は、本、神策軍に出づ。中尉竇文場、之を愛厚し、上に薦め、諸軍を統べて吳少誠を討たしむ。

二月乙酉、全義を以て蔡州四面行營招討使と爲し、十七道の兵、皆、全義の節度を受く。宣武軍、劉玄佐が薨せしより、凡そ五たび亂を作す。士卒益、驕縱にして、其主帥を輕んず。韓弘、事を視ること數月、皆、其主名を知る。郎將劉錡有り、常に唱首と爲る。三月、弘、兵を牙門に陳し、錡及び其黨三百人を召し、之を數むるに

數、亂に預り、自ら以て功と爲すを以てし、悉く之を斬る。血流れて道を丹くす。是より、弘が入朝するに至るまで、二十一年、士卒、一人の敢て城郭に讒呼する者無し。

義成監軍薛盈珍、上の寵信する所と爲り、節度使姚南仲の軍政を奪はん

と欲す。南仲、從はず。是に由りて隙有り。盈珍、其幕僚馬總を譖し、泉州の別駕に貶す。福建觀察使柳冕、總を害して以て盈珍に媚びんと謀り、幕僚寶鼎の薛戎を遣はして、泉州の事を攝せしめ、按じて總を罪に致さしむ。戎、爲めに其の辜無きを辨析す。冕怒り、戎を召して之を囚へ、守卒をして恣に侵辱を爲さしむ。此の如くすること月を彌り、徐ろに之を誘ひ、總を誣ひしむ。戎、終に從はず。總是に由りて免るるを獲たり。冕は、芳の子なり。盈珍屢、南仲を上を毀る。上、之を疑ふ。盈珍、又、小吏程務盈を遣はし、驛に乘じ、南仲の罪を誣奏せしむ。牙將曹文治も亦事を長安に奏し、

【九】渾瑊、咸寧郡王に封ぜらる。
【一〇】唐の制、事を奏して可を得る者は、皆、門下省・中書省に過ぐ。過ぎずとは、其奏を寝めて下さざるなり。
【一一】六州の党項部落は、野利越詩・野利龍兒・野利厥律兒・黃野海野察等と曰ふ。慶州に居り、東山部と號し、夏州にては平夏部と號す。永泰の後、稍く石州に徙る。
【一二】代宗の永泰の後、改めて大曆と爲す。
【一三】唐蓋し永安鎮將を石州に置き、以て党項を綏御す。

【一】五たび亂を作す。貞元八年、玄佐薨じ、沐卒、吳濤を拒みて、其子士寧を立つ。李萬榮既に士寧を逐ふ。十年、韓惟清等亂す。十二年、萬榮死す。其子適、兵を以て亂す。董晉既に沐に入り、鄧惟恭復た亂を謀る。十四年、晉薨じ、兵又亂れて留後を殺す。凡そ五亂なり。
【二】憲宗元和十四年、韓弘入朝す。
【三】柳芳、史學有り、玄宗・肅宗に事ふ。

之を知り、晨夜兼行し、追うて務盈に長樂驛に及ぶ。之と同宿し、中夜に之を殺し、盈珍の表を廁中に沈め、自ら表を作り、南仲の冤を雪ぎ、且つ專殺の罪を首し、亦狀を作りて南仲を白し、遂に自殺す。明旦、門、啓かず、驛吏、之を排して入り、表狀を文治の戸の旁に得たり。上聞きて之を異し、盈珍を徵して入朝せしむ。南仲、盈珍が之を讒すること益深からんことを恐れ、亦、入朝せんと請ふ。夏四月丙子、南仲、京師に至り、罪を金吾に待つ。詔して之を釋して召し見る。上問ふ、「盈珍、卿を擾すか」と。對へて曰はく、「盈珍、臣を擾さず。但だ陛下の法を亂すのみ。且つ天下、盈珍の輩の如き、何ぞ勝て敷ふ可けんや。羊杜をして復た生れしむと雖も、亦、愷悌の政を行ひ、攻取の功を成す能はざらん」と。上、默然として、竟に盈珍を罪せず、仍は機密を掌らしむ。盈珍、又、上に言つて曰はく、「南仲の惡政は、皆、幕僚馬少微之を贊くるなり」と。詔して、少微を江南の官に貶し、中使を遣はして之を送らしめ、江中に推し墜して死す。

黔中觀察使韋士宗、政令苛刻なり。丁亥、牙將傅近等、之を逐ふ。出でて施州に奔る。

新羅王敬則卒す。庚寅、其嫡孫俊魯を冊命して新羅王と爲す。

韓全義、素より勇略無く、專ら巧佞貨賂を以て宦官に結び、大帥と爲るを得たり。軍事を議する毎

に、宦者・監軍と爲る者數十人、帳中に坐し、爭論紛然として、能く決する莫くして罷む。天漸く暑く、士卒久しく沮洳の地に屯し、多く疫を病み、人離心有り。五月庚戌、吳少誠の將吳秀、吳少陽等と、潁南廣利原に戰ふ。鋒鏑に交はるや、諸軍大に潰ゆ。秀等、之に乗ず。全義還りて五樓を保つ。少陽は滄州(二)清池の人なり。

山南東道節度使于頔、吳少誠を討つに因り、大に戰士を募り、甲を繕ひ兵を厲ぎ、貨財を聚斂し、恣に誅殺を行ひ、漢南に據るの志有り、専ら上を慢り下を陵ぐを以て事と爲す。上方に藩鎮に姑息にして、其の爲す所を知れども、之を如何ともする無し。頔、(三)鄧州の刺史元洪の賊罪を誣ふ。朝廷、已むを得ず、洪を端州に流し、中使を遣はし、護送して棗陽に至らしむ。頔、兵を遣はし、劫取して襄州に歸る。中使奔り歸る。頔、表す、「洪の責太だ重し」と。上復た洪を以て吉州の長史と爲す。乃ち之を遣はす。又、判官薛正倫を怒り、奏して峽州の長史に貶す。救下る比ほひ、頔怒已に解け、復た奏す、「留めて判官と爲さん」と。上、一一、之に従ふ。徐泗濠節度使張建封、(四)彭城に鎮すること十餘年。軍府、治と稱す。病

【四】長樂驛は長安城の東瀆坡に在り。

【五】金吾の左右仗は、凡そ内外の官の、罪を待つ者ここに詣る。

【六】羊杜。羊祐・杜預を謂ふ。

【七】黔州より東北のかた施州に至るまで四百一十一里。

【八】沮洳。漸濕なり。

【九】潁南。潁水の南なり。

【一〇】五樓。澧水縣(河南省開封道商水縣)の西南に在り。

【一一】清池。漢の浮陽縣、隋の開皇十八年、改めて清池と曰ふ。今の直隸省津海道滄縣の東南四十里。

【一二】至德元載、襄陽防禦使を升せて山南東道節度使と爲し、襄陽隨唐安均房金商九州を領す。貞元元年、鄧州を以て東都畿に領す。此を以て之を觀れば、此時復た鄧州を領するなり。

【一三】棗陽。漢の春陵の地、隋、棗陽縣を置く。唐の初め、唐州に屬す。貞觀十一年、隨州に屬す。今、河北省襄陽道。

【一四】貞元四年、張建封、彭城に鎮す。

篤きや、代人を除せんと請ふ。辛亥、蘇州の刺史韋夏卿を以て徐泗濠行軍司馬と爲す。敕下るや、建封已に薨す。夏卿は執誼の從祖兄なり。徐州の判官鄭通誠、留後に知たり、軍士の變を爲さんことを恐る。會、浙西の兵、彭城を過ぐ。通誠、引きて城に入れ援と爲さんと欲す。軍士怒る。壬子、數千人、庫門を斧し、甲兵を出し、(一五)之を擯執し、牙城を圍み、建封の子前の虢州の參軍愔を劫し、軍府の事に知たらしめ、通誠及び大將段伯熊等數人を殺し、監軍を械繫す。上、之を聞き、吏部員外郎李郗を以て徐州宣慰使と爲す。郗直に其軍に抵り、將士を召し、朝旨を宣し、諭すに禍福を以てし、監軍の械を脱し、其位に復せしむ。凶黨、敢て犯さず。愔、上表し、兵馬留後と稱す。郗、朝命に非ざるを以て、受けず、削り去らしめ、然る後之を受けて以て歸る。

靈州、吐蕃を(一六)烏蘭橋に破る。

丙寅、(一七)韋士宗復た黔中に入る。

湖南觀察使河中の呂渭奏し、永州の刺史陽履の贓賄を發す。履、表して稱す、「斂むる所の物、皆進奉に備ふ」と。上、召して長安に詣らしむ。丁丑、三司使に命じて之を鞠せしむ。其物の費用の歸する所を詰る。履曰はく、「已に馬を市うて之を進む」と。又、「馬主は誰と爲し、馬の齒は幾何」と詰る。對へて曰はく、「馬主は東西南北の人、今、之く所を知らず。按ずるに(一八)禮に、路馬を齒すれば誅有り」と。故に其齒を知らず」と。對ふる所率ね此の如し。上、其進奉の言を悦び、之を釋き、但だ官を免するのみ。

丙戌、淄青節度使李師古に同平章事を加ふ。

徐州の亂兵、張愔の爲めに表して旄節を求む。朝廷、許さず。淮南節度使杜佑に同平章事を加へ、徐濠泗節度使を兼ね、之を討たしむ。佑大に舟艦を具へ、牙將孟準を遣はし、前鋒と爲す。淮を濟りて敗る。佑、敢て進まず。泗州の刺史張伉、兵を出して埭橋を攻め、大に敗れて還る。朝廷、已むを得ず、愔を徐州團練使に除し、伉を以て泗州留後と爲し、濠州の刺史杜兼を濠州留後と爲し、仍ほ佑に兼濠泗觀察使を加ふ。兼は(一九)正倫の五世の孫なり。性狡險強忍なり。建封の病亟かなるや、兼、陰に之に代らんと圖る。濠州より、疾驅して府に至る。幕僚李藩、同列と與に、入りて建封の疾を問ふ。出でて之を見、泣きて曰はく、(二〇)「僕射の疾危きこと此の如し。公宜しく州に在りて防遏すべし。今、州を棄てて此に来る。何を爲さんと欲するや。宜しく速かに去るべし。然らずんば當に之を奏すべし」と。兼、錯愕して不意に出で、遂に徑に歸る。建封、薨じ、藩、揚州に歸る。兼、藩を誣奏す、「建封の薨するに於て、軍情を搖動せり」と。上大に怒り、密に杜佑に詔し、之を殺さしむ。佑素より藩を重んじ、詔を懷くこと旬日、發するに忍びず。因

【一五】 甲を擯し、兵を執るなり。
 【一六】 烏蘭橋、會州烏蘭縣(今の甘肅省蘭山道靖遠縣の西南)に烏蘭關橋有り。當に關外黃河の上に在るべし。
 【一七】 是年四月、韋士宗、牙將傳近の逐ふ所と爲る。
 【一八】 禮記曲禮の言。

【一九】 張建封、僕射を加へらる、故に之を稱す。

【二〇】 濠泗を分ちて淮南に隸し、以て徐州の權を弱くす。

【二一】 杜正倫は太宗・高宗に相たり。

つて藩を引き、佛經を論じて曰はく、「佛、果報を言ふ。諸れ有りや」と。藩曰はく、「之れ有り」と。佑曰はく、「審し此の如くんば、君宜しく事に遇うて恐るる無かるべし」と。因つて詔を出して藩に示す。藩、神色、變せずして曰はく、「此れ眞に報なり」と。佑曰はく、「君、慎みて、口より出す勿れ。吾已に密に論じ、(三)百口を用て君を保す」と。上猶ほ之を疑ひ、藩を召して長安に詣らしむ。藩が儀度安雅なるを望見し、乃ち曰はく、「此れ豈に惡を爲す者ならんや」と。即ち祕書郎に除す。

新羅王俊邕卒す。國人、其子重熙を立つ。

秋七月、吳少誠進みて韓全義を五樓に撃つ。諸軍復た大に敗る。全義夜遁れ、(四)激水縣城を保つ。

盧龍節度使劉濟の弟源、涿州の刺史と爲り、濟の命を受けず。濟、兵を引きて撃ちて之を擒にす。

九月癸卯、義成節度使盧羣薨す。甲戌、尙書左丞李元素を以て之に代らしむ。賈耽曰はく、「凡そ軍中に就きて、節度使を除すれば、必ず愛憎向背有り、喜懼する者相半す。故に衆心、多く安んぜず。今より願はくは陛下、只だ朝廷より人を除せよ。庶はくは它の變無からん」と。上、以て然りと爲す。

中書侍郎同平章事鄭餘慶、戸部侍郎判度支于頔と素より善し。頔が奏する所の事、餘慶多く上に勸

めて之に従はしむ。上、以て朋比と爲す。庚戌、餘慶を郴州の司馬に、頔を(三)泉州の司戸に貶す。頔は頤の兄なり。

癸丑、吳少誠進みて激水に逼り、數里、營を置く。韓全義復た諸軍を帥ゐ、退きて陳州を保つ。宣武、河陽の兵、私に本道に歸り、獨り陳許の將孟元陽、神策の將蘇光榮、所部を帥ゐ、留まりて激水に

軍す。全義、詐を以て昭義の將夏侯仲宣、義成の將時昂、河陽の將權文變、河中の將郭湘等を誘ひ、之を斬り、以て衆を威さんと欲す。全義、陳州に至る。刺史劉昌裔、城に登り、之に謂つて曰はく、「天子、公に命じて

蔡州を討たしむ。今乃ち此に来る。昌裔、敢て納れず。請ふ城外に舍せよ」と。既にして昌裔、牛酒を齎し、全義の營に入り、師を犒ふ。全義、驚き

喜び、心之に服す。己未、孟元陽等、吳少誠と戦ひ、二千餘人を殺す。

庚申、太常卿齊抗を以て中書舍人、同平章事と爲す。

癸亥、張愔を以て徐州留後と爲す。

冬十月、吳少誠、(二)兵を引きて蔡州に還る。是より先、韋阜、諸軍の少誠を討ちて功無きを聞き、上言す、「請ふ、(三)渾瑊、賈耽を以て元帥と爲し、諸軍を統べしめよ。若し元老を煩はすを重らば、則ち臣請ふ精銳萬人を以て巴峽を下り、荆楚に出で、以て凶逆を翦らん。然らずんば、其の罪を請ふに

【一】泉州。江左の晉安郡、隋、泉州を置く。京師の東南七千三百里。今の福建省廈門道晉江縣。
【二】孟元陽、其鋒を折く、故に退く。
【三】渾瑊、去年十二月に薨す。韋阜蓋し瑊が未だ薨せざるの前に上言せしなり。

【三】善を作せば善の果報あり、惡を作せば惡の果報あり。
【四】百口。人、其家の親屬を謂つて百口と爲す。
【五】激水縣。漢の汝陽縣の地。隋、激水縣を置く。唐、陳州に屬す。州の西南八十里に在り。今の河南省開封道商水縣。

因りて之を赦し、兩河の諸軍を罷め、以て公私を休息せよ。亦策の次なり。若し少誠、一旦、罪盈ち悪稔り、麾下の殺す所と爲らば、則ち又當に其爵位を以て之に授くべし。是れ一の少誠を除きて一の少誠を生ずるなり。患を爲すこと窮り無からん」と。賈耽、上に言つて曰はく、「賊の意蓋し亦恩貸を望む。恐らくは須く其生路を開くべからん」と。上、之に従ふ。會、少誠、書幣を官軍を監する者に致し、昭洗せんことを求む。監軍、之を奏す。戊子、詔して、少誠及び彰義の將士を赦し、其官爵を復す。

己丑、河東節度使李說・薨す。甲午、其行軍司馬鄭儼を以て節度使と爲す。上、以て儼に代らしむ可き者を擇び、(二)刑部員外郎嚴綬が嘗て幕僚を以て進奉せしを以て、其名を記し、即ち用ひて行軍司馬と爲す。

【二】嚴綬の進奉の事、上の十二年に見ゆ。
【三】嬰籠は蓋し官名なり。

吐蕃數、韋阜の敗る所と爲る。是歲、(二)其曩貢臘城等九節度嬰籠官馬定德、其部落を帥りて來り降る。定德、智略有り。吐蕃の諸將、兵を行るに、皆、其謀策を稟く。常に驛に乗じて事を計る。是に至りて、兵數和せざるを以て、罪を獲んことを恐れ、遂に來奔す。

卷の第二百三十六

唐紀五十二

德宗神武聖文皇帝十一

(一)貞元十七年、春正月甲寅、韓全義、長安に至る。寶文場、爲めに其敗迹を掩ふ。上、禮遇すること甚だ厚し。全義、「足疾にて、朝謁に任へず」と稱し、司馬崔放を遣はして入りて對せしむ。放、全義の爲めに咎を引き、功無きを謝す。上曰はく、「全義、招討使と爲り、能く少誠を招來し、其功・大なり。何ぞ必ずしも人を殺して然る後功と爲さんや」と。閏月甲戌、夏州に歸る。

(二)韋士宗、既に黔州に入り、妄に長吏を殺す。人心大に擾る。士宗懼れ、三月、身を脱して亡げ走る。夏四月辛亥、右諫議大夫裴佖を以て黔州觀察使と爲す。

(三)五月壬戌朔、日、之を食する有り。

【一】貞元十七年。西紀八〇一年。
【二】胡三省曰はく、德宗の耳目、宦官の讒譖する所と爲ること、率れ此類なりと。
【三】去年、士宗復た黔州に入ること、前卷に見ゆ。

朔方邠寧慶節度使楊朝晟、寧州に防秋す。乙酉、薨す。初め渾瑊、兵馬使李朝宗を遣はし、兵を將ゐて定平に戍せしむ。瑊、薨するや、朝宗、其衆を以て神策軍に隸せんと請ふ。詔して之を許す。楊朝晟、疾亟かなるや、僚佐を召して謂つて曰はく、「朝晟必ず起たざらん。朔方、帥を命ずること、多く本軍よりするは、衆情に徇ふと雖も、殊えて國體に非ず。寧州の刺史劉南金は、軍旅に練習せり。宜しく行軍を攝し、且く軍事に知たらしむべし。朝廷の帥を擇ぶに比ぶまで、必ず虞無からん」と。又、手書を以て監軍劉英倩に授く。英倩以て聞す。軍士私に議して曰はく、「朝廷、帥を命じ、吾、之を納るるに、即し劉君に命せば、吾、之に事へん。若し帥を它軍に命せば、彼必ず、其麾下を以て來り、吾が屬斥けられん。必ず之を拒まん」と。己丑、上、中使を遣はし、往きて軍情を察せしむ。軍中多く南金に與す。辛卯、上復た高品薛盈珍を遣はし、詔を齎して寧州に詣らしむ。六月甲午、盈珍、軍に至り、詔を宣して曰はく、「朝宗が將ゐる所は、本朔方軍なり。今將に之を并せて以て軍勢を壯にし戎狄を威さんとす。李朝宗を以て使と爲し、南金を之に副とせんに、軍中、以て何如と爲す」と。諸將皆詔を奉す。丙申、都虞候史經、衆に言つて曰はく、「李公、命じて弓刀を收めしめ、而して甲冑二千を送る」と。軍士皆曰はく、「李公、麾下二千を内れて腹心と爲さんと欲す。吾が單の妻子、

【四】朔方の兵、分れて邠に居る、故に仍ほ朔方軍號を以て之に冠す。其實は只だ邠寧慶三州に節度たり。

【五】定平、武德二年、寧州定安縣を改めて定平縣を置き、仍ほ寧州に屬す。州の南六十里に在り。

【六】唐の内侍省に高品一千九百六十六人有り。

其れ保す可けんや」と。夜、劉南金に造り、奉じて以て帥と爲さんと欲す。南金曰はく、「節度使は固より我の欲する所なり。然れども天子の命に非ざれば則ち不可なり。軍中豈に它の將無からんや」と。衆曰はく、「弓刀、皆、官の收むる所と爲り、惟だ軍事府に尙ほ甲兵有り、因つて以て事を集さんと欲す」と。南金曰はく、「諸君、朝宗が帥と爲るを願はずんば、宜しく情を以て敕使に告ぐべし。若し甲兵を操らば、乃ち詔を拒むなり」と。命じて門を閉ぢしめて内れず。軍士去りて兵馬使高固に詣る。固逃れ匿る。搜りて之を得たり。固曰はく、「諸君能く吾が言を用ひば則ち可なり」と。衆曰はく、「惟だ命のままにせんと。固曰はく、「人を殺す母れ。金帛を掠むる母れ」と。衆曰はく、「諾」と。乃ち共に監軍に詣り、之を奏せんと請ふ。衆曰はく、「劉君既に朝旨を得て副帥と爲る。必ず吾が事を撓めん」と。詐りて監軍の命と稱し、召して事を計り、至れば之を殺す。戊戌、制して李朝宗を以て邠寧節度使と爲す。是日、寧州の變を告ぐる者至る。上、制書を遣還し、復た薛盈珍を遣はし、往きて軍情を調はしむ。壬寅、軍に至る。軍中、高固を以て請を爲す。盈珍即ち上の旨を以て固に命じて軍事に知たらしむ。或るひと戊戌の制書を傳へて邠州に至る。邠軍惑うて、從ふ所を知らず。姦人、之に乗じ、且に變を爲さんとす。留後孟子周、悉く精甲を府廷に内れ、日に士卒を饗し、内は以て衆心を悦ばせ、外は以て姦黨を威す。邠軍、

【七】軍事府。知軍事の居る所なり。

【八】薛盈珍、已に高固に命じて寧州の軍事に知たらしむ。而して又、李朝宗の制書を傳へて邠に至る者有り。故に邠に留まるの軍惑うて、適從する所を知らず。

變無きは、子周の謀なり。

(五) 李錡既に天下の利權を執り、貢獻を以て主恩を固め、饋遺を以て權貴に結び、此を恃みて驕縱にして、忌憚する所無く、縣官の財を盜取す。所部の官屬、罪無くして戮を受くる者相繼ぐ。浙西の布衣崔善貞、闕に詣りて封事を上り、宮市・進奉及び鹽鐵の弊を言ひ、因つて錡の不法の事を言ふ。上、之を覽、悦ばず、命じて錡に械送せしむ。錡、其の將に至らんとするを聞き、先づ阮を道の旁に鑿る。己亥、善貞至る。鎖械を拜せて阮中に内れ、生きながら之を瘞む。遠近、之を聞き、寒からざるに而も慄く。錡復た、自ら全くする計を爲さんと欲し、兵衆を増廣し、材力有り善く射る者を選び、之を(一〇)挽強と謂ひ、(一一)胡奚の雜類は、之を蕃落と謂ひ、給賜、它の卒に十倍す。轉運判官盧坦、屢諫むれども悛めず、幕僚李約等と皆に之を去る。約は(一二)勉の子なり。

己酉、高固を以て邠寧節度使と爲す。固は宿將にして、寬厚を以て衆を得たり。節度使、之を忌み、散地に置く。同列多く之を輕侮す。起ちて帥と爲るに及び、一に報復する所無し。軍中遂に安し。
丁巳、成德節度使王武俊・薨す。
秋七月戊寅、吐蕃、鹽州に寇す。

【九】十五年、李錡、諸道鹽鐵轉運使と爲ること、前卷に見ゆ。
【一〇】挽強。其力能く強弓を挽くを言ふなり。杜市の詩に、挽弓當挽強とあり。
【一一】胡奚の俘、配して江南に隸する者、錡、之を收養す。
【一二】李勉は肅代徳の三朝に歴事し、貞元中、相と爲る。

辛巳、成德節度副使王士真を以て節度使と爲す。

己丑、吐蕃、麟州を陥れ、刺史郭鋒を殺し、其城郭を夷げ、居人及び党項の部落を掠めて去る。鋒は(一三)曜の子なり。僧延素、虜の得る所と爲る。虜將に徐舍人といふ者有り、延素に謂つて曰はく、「我は(一四)英公の五代の孫なり。武后の時、吾が(一五)高祖、義を建てたれども成らざりき。子孫、異域に流播し、代祿位に居り兵を典ると雖も、然も本を思ふの心は忘れず。顧だ宗族大にして、自ら抜くに由無きのみ。今、汝に歸るを聽す」と。遂に之を縱つ。上、使を遣はし、韋卓に救し、兵を出して深く吐蕃に入り、以て其勢を分かち、北邊の患を紓へしむ。卓、將を遣はし、兵二萬を將り、分ちて九道に出で、吐蕃の維・保・松州及び(一六)棲雞・老翁城を攻む。

河東節度使鄭僂暴に薨す。後事を命ずるに及ばず。軍中喧嘩し、將に它の變有らんとす。中夜、十餘騎、兵を執り、掌書記令狐楚を召して軍門に至らしめ、諸將、之を環り、遺表を草せしむ。楚、白刃の中に在り、筆を操りて立ちどころに成る。楚は(一七)德棻の族なり。八月戊午、河東行軍司馬嚴綬を以て節度使と爲す。九月、韋卓・奏す、「大に吐蕃を(一八)雅州に破れり」と。

【一三】曜は郭子儀の子なり。
【一四】英公。李勣、英國公に封ぜらる。
【一五】高祖。敬業を謂ふ。事、二百二卷武后光宅元年に見ゆ。
【一六】保州は、本、維州の定廉縣。今の四川省西川道汶川縣西北。
【一七】令狐德棻は太宗に事ふ。族の字の下に、孫及び曾玄等の字を脱するならん。
【一八】雅州は即ち泰の嚴道縣の地。唐、雅州を立つ。京師の西南二千七百二十三里。今の四川省建昌道雅安縣の西。

左神策中尉竇文場・致仕す。副使楊志廉を以て之に代らしむ。

韋阜屢吐蕃を破り、轉戦すること千里、凡そ城を拔くこと七つ、軍鎮五つ、堡を焚くこと百五十、

斬首萬餘級、捕虜六千、降戸三千、遂に維州及び昆明城を圍む。冬十月庚子、阜に檢校司徒・兼中書令

を加へ、爵南康郡王を賜ふ。南詔王異牟尋、虜獲尤も多し。上、中使を遣はし、之を慰撫す。

戊午、鹽州の刺史杜彥先、城を棄てて慶州に奔る。

十八年、春正月、驃王摩羅思那、其子悉利移を遣はし、入貢す。驃國

は南詔の西南六千八百里に在り、南詔の内附せるを聞きて之を慕ひ、南詔

に因りて入見す。仍て其樂を獻す。

吐蕃、其大相兼東鄙五道節度使論莽熱を遣はし、兵十萬を將ひ、維州の

圍を解かしむ。西川の兵、險に據りて伏を設けて以て之を待つ。吐蕃至り、

千人を出して挑戰す。虜、衆を悉して之を追ふ。伏・發す。虜衆大に敗る。

論莽熱を擒にす。士卒、死する者大半。維州・昆明、竟に下らず。兵を引きて還る。乙亥、阜、使を

遣はして論莽熱を獻す。上、之を赦す。

浙東觀察使裴肅、既に進奉を以て進むを得、(三)判官齊總、代りて後務を掌る。刻劔して以て媚を

【一〇】吐蕃の逼る所と爲りしなり。鹽州の修築は、是年を距ること總に七年。

【一】驃。古の朱波なり、雲南永昌府の南二千里に在り、京師を去ること萬四千里。

【二】裴肅の進奉の事、前卷十二年に見ゆ。

【三】新唐書に據れば、肅、官に卒し、齊總代りて後務を掌る。

求むること、又、之に過ぎたり。三月癸酉、詔して總を擢てて衢州の刺史と爲す。給事中長安の許孟

容、(四)詔書を封還して曰はく、「衢州は它の處無く、齊總は殊績無し、忽ち此に超獎せば、深く羣情

を駭かさん。若し總必ず録す可き有らば、願はくは明かに勞課を書し、

然る後資を超え官を改め、以て衆疑を解かん」と。詔遂に中に留まる。

己亥、上、孟容を召して之を慰獎す。

秋七月辛未、(五)嘉王府諮議高弘本、正牙に事を奏し、自ら連債を理

む。乙亥、公卿・庶僚に詔す、「今より、正牙に事を奏せしむる勿れ。如し

陳奏有らば、宜く延英門に對を請ふべし」と。議者以爲へらく、「正牙に事

を奏すること、武德より以來、未だ之を改むる或らず。羣情を達し政事を

講ずる所以なり。弘本は無知なり。之を黜けて可なり。當に人に因りて事

を廢すべからず」と。

淮南節度使杜佑、累表して代を求む。冬十月丁亥、刑部尚書王鏐を以て

淮南副節度使兼行軍司馬と爲す。

己酉、鄜坊節度使王栖曜・薨す。中軍將何朝宗、亂を作さんと謀り、夜、火を縱つ。都虞候裴玢、潛

匿して火を救はず。旦に朝宗を擒へて之を斬る。同州の刺史劉公濟を以て鄜坊節度使と爲し、玢を以

【四】詔書を封還し、肯て書讀せず、いはゆる劔劔なり。亦之を塗歸と謂ふ。唐人の語なり。

【五】嘉王運は代宗の子。諸議參軍は正五品上、計謀議事を掌る。

【六】正牙。唐の東内、含元殿を以て正牙と爲す。西内、太極殿を以て正牙と爲す。唐の制、天子の居を衙と曰ひ、行を駕と曰ふ。牙は衙と同じ。

【七】連は欠なり。

【八】副節度使。恐らくは當に節度副使に作るべからん。

て行軍司馬と爲す。

十九年、春二月丁亥、安黃軍を名づけて奉義と曰ふ。

己亥、安南の牙將王季元、其觀察使裴泰を逐ふ。泰、朱鷺に奔る。明日、左兵馬使趙勻、季元及び其黨を斬り、泰を迎へて之を復す。

甲辰、杜佑入朝す。三月壬子朔、佑を以て檢校司空・同平章事とし、王鐔を以て淮南節度使と爲す。

鴻臚卿王權、獻懿二祖を德明興聖廟に遷し、禘祫する毎に太祖の東向の位を正さんと請ふ。乙亥、司農卿李實を以て京兆の尹を兼ねしむ。實、政を爲すこと暴戻なり。上、之を愛信す。實、恩を恃みて

驕傲なり。人に薦引を許し、不次に官に拜し、及び誣譖して斥逐すること、皆、期の如くにして效あり。士大夫、之を畏れて目を側つ。

夏四月、涇原節度使劉昌、奏して、原州を徙して平涼に治せんと請ふ。乙亥、吐蕃、其臣論頗熱を遣はして入貢す。

【一】 以て伊慎を寵するなり。
【二】 朱鷺、漢の縣の名。唐、交州に屬す。今の安南國交州府東南。

【三】 淮南より入朝す。

【四】 德明興聖。玄宗天寶二年、答祿を尊びて德明皇帝と爲し、涼の武昭王を興聖皇帝と爲し、廟を京師に立つ。

【五】 建中二年、獻祖を奉じて東向の位を正す事、二百二十七卷に見ゆ。

【六】 原州は、本、高平に治す。唐、平高縣と爲す。吐蕃の陥る所と爲る。

【七】 七年、劉昌、平涼を築く事、二百三十三卷に見ゆ。

六月辛卯、右神策中尉副使孫榮義を以て中尉と爲す。楊志廉と與に、皆驕縱にして權を招き、依附する者衆し。宦官の勢益々盛なり。

壬辰、右龍武大將軍薛伾を遣はして吐蕃に使せしむ。陳許節度使上官浼薨す。其婿田偁、其子を脅して、軍政を襲はしめんと欲す。牙將王沛も亦浼の婿なり。其謀を知り、以て監軍范日用に告げ、討ちて之を擒にす。乙未、陳許行軍司馬劉昌裔を以て節度使と爲す。沛は許州の人なり。

正月より雨ふらず、秋七月に至る。己未、中書侍郎同平章事齊抗、疾を以て罷め、太子賓客と爲る。初め翰林待詔王伾、書を善くし、山陰の王叔文、碁を善くし、俱に東宮に出入し、太子に娯侍す。伾は杭州の人なり。叔文、譎詭にして計多し。自ら言ふ、『書を読み治道を知る』と。閒に乗じて、常に太子の爲めに

民間の疾苦を言ふ。太子嘗て諸侍讀及び叔文等と與に、論じて宮市の事に及ぶ。太子曰はく、『寡人、方に之を極言せんと欲す』と。衆皆稱贊す。獨叔文のみ言ふ無し。既に退き、太子自ら叔文を留め、謂つて曰はく、『向者君獨り言ふ無し。豈に意有るか』と。叔文曰はく、『叔文、幸を太子に蒙

【八】 楊志廉、時に左軍中尉たり。
【九】 山陰、漢の古縣。隋、山陰を廢して會稽縣に入る、唐初復た會稽を分ちて山陰縣を置く。二縣俱に越州の郭下に在り。
【一〇】 太宗の時、晉王府に侍讀あり、太子と爲るに及びて、亦これを置く。其後或は置き或は否す、常員無し。經學を講導するを掌る。

唐德宗神武聖文皇帝貞元十九年

る。見る所有らば、敢て以て聞せざらんや。太子の職は當に膳を視、安を問ふべし。宜しく外事を言ふべからず。陛下、位に在ること久し。如し太子の人心を收むるを疑はば、何を以て自ら解かん」と。太子大に驚き、因つて泣きて曰はく、「先生に非ざりせば、寡人、以て此を知る無かりしならん」と。遂に大に愛幸す。王伾と相依附す。叔文因つて太子の爲めに言ふ、「某は相と爲す可く、某は將と爲す可し。幸に異日、之を用ひよ」と。密に翰林學士韋執誼及び當時の朝士の名有りて而して速進を求むる者陸淳・呂溫・李景儉・韓曄・韓泰・陳諫・柳宗元・劉禹錫等に結び、定めて死友と爲る。而して凌準・程异等、又、其黨に因りて以て進み、日に與に遊處す。蹤跡詭秘にして、其端を知る者有る莫し。藩鎮或は陰に資幣を進め、之と相結ぶ。淳は吳人、嘗て左司郎中と爲る。溫は渭の子、時に左拾遺たり。景儉は瑀の孫、進士及第なり。曄は泚の族子なり。諫は嘗て侍御史と爲る。宗元、禹錫、時に監察御史たり。左補闕張正一、上書して召見を得。正一、吏部員外郎王仲舒・主客員外郎劉伯芻等と相親善なり。叔文の黨、正一が己の陰事を言ふを疑ひ、執誼をして反つて正一等を上にして、諫して云はしむ、「其朋黨、遊宴、度無し」と。九月、甲寅、正一等、皆、坐して遠貶せらる。人、其由を知るもの莫し。伯芻は

- 【二】膳を視る。太子、天子の爲めに、毎日膳進する所を問ひ、又親ら之を嘗むるをいふなり。
- 【三】安を問ふ。太子、朝夕、大寢の門外に至り、内豎に天子の安否を問ふをいふ。
- 【四】瑀は寧王憲の子、漢中王に封ぜらる。
- 【五】韓泚。泚の子、貞元中、相と爲る。

(二七) 酒の子なり。

鹽夏節度判官崔文先、鹽州を權知し、政を爲すこと苛刻なり。冬、閏十月、庚戌、部將李庭俊、亂を作し、殺して之を櫛食す。左神策兵馬使李興幹、鹽州に成し、庭俊を殺して以て聞す。丁巳、門下侍郎同平章事崔損・薨す。十一月、戊寅朔、李興幹を以て鹽州の刺史と爲し、専ら事を奏するを得しむ。是より、(二八) 鹽州、夏州に隸せず。十二月、庚申、太常卿高郢を以て中書侍郎と爲し、吏部侍郎鄭珣を門下侍郎と爲し、竝に同平章事とす。珣瑜は餘慶の從父兄弟なり。建中の初め、敕して、京城の諸使及び府縣の繫囚、季終毎に、御史に委ねて巡按せしめ、(二九) 冤濫の者有れば以て聞せしむ。近歲、(三〇) 北軍は牒を移するのみ。監察御史崔遠、下を遇すること嚴察なり。下吏、之を陥れんと欲し、引きて以て右神策軍に入る。軍使以下駭き懼れ、具に其狀を奏す。上怒り、遠を杖つこと四十、崖州に流す。京兆の尹嗣道王實、徵求を務め、以て進奉を給す。上に言つて曰はく、

- 【二六】劉逋は二百三十卷興元元年に見ゆ。
- 【二七】李興幹は神策軍に出づ。宦官、其の亂を定むるの功に因りて之を崇獎す。
- 【二八】貞元三年、夏州節度使を置き、綏鹽二州を領せしむ。今、鹽州、朝廷に專達するを得。其後、鹽州、朔方節度に屬し、夏州節度、又、銀宥威三州を増して之に隸す。
- 【二九】鄭餘慶は貞元十四年、相と爲り、十六年、預に坐して貶せらる。
- 【三〇】冤濫。冤は枉屈なり、濫は淫刑なり。
- 【三一】宦官の勢横にして、御史敢て復た北軍に入りて囚を按ぜず、但だ北司に移文し、繫囚の姓名及び事因を牒取し、故事に應ずるのみ、其の冤濫の有無を問はず。

『今歲、早すと雖も、而も禾苗甚だ美なり』と。是に由りて、租税、皆、免せず、人窮し、屋を壊り瓦木麥苗を賣りて以て官に輸するに至る。優人成輔端、爲めに之を諂嘲す。實、『輔端、朝政を諂誘す』と奏し、之を杖殺す。監察御史韓愈、上疏して以はく、『京畿の百姓窮困す。應る今年の税錢及び草粟等の徴して未だ得ざる者は、請ふ (三) 來蠶麥を俟たん』と。愈、坐して (三) 陽山の令に貶せらる。

二十年、春正月丙戌、天德軍都防禦團練使豐州の刺史李景略・卒す。初め景略嘗て僚佐を宴す。

酒を行ふ者、誤りて (二) 醢を以て進む。判官京兆の任迪簡、景略の性嚴なるを以て、酒を行ふ者罪を得んことを恐れ、強ひて之を飲み、歸りて血を嘔く。

軍士、之を聞きて泣下る。景略・卒するに及び、軍士皆曰はく、『判官は仁者なり』と。奉じて以て帥と爲さんと欲す。監軍抱きて別室に置く。軍士、局を發して之を取る。監軍、以て聞す。詔して、以て景略に代らしむ。

吐蕃の贊普・死す。其弟嗣ぎて立つ。

夏四月丙寅、陳許軍を名づけて忠武と曰ふ。

左金吾大將軍李昇雲、禁兵を將るて咸陽に鎮す。疾病なるや、其子政謹、虞候上官望等と謀り、山東の蕃鐵に效ひ、將士をして父の事を攝せんと奏せしむ。六月壬子、昇雲・卒す。甲寅、詔して、

昇雲の官爵を追削し、其家を籍没す。

昭義節度使李長榮・薨す。上、中使をして手詔を以て本軍の大將に授けしむ、『但だ軍士の附く所の者、即ち之に授けよ』と。時に大將來希皓、衆の服する所と爲る。中使將に手詔を以て之に付せんとす。希皓、衆に言つて曰はく、『此軍、人を取らば、合に是れ希皓なるべし。但だ節度使と作ることを得ず。 (三) 若し朝廷、一の束草を以て來るも、希皓亦必ず敬事せん』と。中使言ふ、『面のあたり進止を奉するに、只だ此軍 (中) に大將を取り、拔きて節鉞を與へしむ。朝廷、別に人を除せず』と。希皓、固辭す。兵馬使盧從史、其位、四に居る。潛に監軍と相結び、起ちて (三) 伍を出でて曰はく、『若し來大夫肯て詔を受けずんば、從史請ふ且く此軍を句當せん』と。監軍曰はく、『盧中丞若し此の如くならば、此れ亦固より聖旨に合はん』と。中使因つて懷を探りて詔を取り、以て之に授く。從史、詔を捧げ、再拜舞蹈す。希皓、亟かに廻りて同列を揮し、北面して賀を稱す。軍士畢く集まり、更に一言無し。秋八月己未、詔して從史を以て節度使と爲す。

九月太子始めて風疾を得、言ふ能はず。

【一】 醢。醢なり。
【二】 來は來年なり。
【三】 陽山縣は、漢、桂陽郡に屬す。唐、連州に屬す。今の廣東省嶺南道陽山縣。

【一】 若し束草をもて節度使と爲すも、亦必ず敬して之に事へんとの意。
【二】 胡三省曰はく、來希皓の忠純なること此の如し。而るに復た史に見えず。必ず盧從史、偏られんことを畏れて之を去りしならんと。
【三】 伍を出づ。僱伍の中を出づるなり。

順宗至德弘道大聖大安孝皇帝

永貞元年、春正月辛未朔、諸王親戚入りて賀す。德宗の太子、獨り疾を以て來る能はず。德宗、涕泣悲歎し、是に由りて疾を得、日に益甚だし。凡そ二十餘日、中外、通せず、兩宮の安否を知るもの莫し。癸巳、德宗崩す。蒼猝に翰林學士鄭綱・衛次公等を召し、金鑾殿に至り、遺詔を草せしむ。宦官或は曰はく、「禁中、立つる所を議し、尙ほ未だ定まらず」と。衆、敢て對ふるもの莫し。次公遽に言つて曰はく、「太子、疾有り」と雖も、地、家嫡に居り、中外、心を屬す。必ず已むを得ずんば、猶ほ應に廣陵王を立つべし。然らずんば、必ず大に亂れん」と。綱等、從つて之に和す。議始めて定まる。次公は河東の人なり。太子、人情憂へ疑ふを知り、紫衣麻鞋し、疾を力めて九仙門に出で、諸軍を召見し、人心をして粗ぼ安んせしむ。甲午、遺詔を宣政殿に宣す。太子、縷服して百官を見る。丙申、皇帝の位に太極殿に即く。衛士尙ほ之を疑ひ、足を企て領を引きて之を望みて曰はく、「眞に太子なり」と。乃ち喜びて泣く。時に順宗、音を失ひ、事を決する能はず。常に宮中に居り、籠帷を施す。獨り宦者李忠言・昭容牛

- 【一】 順宗、諱は誦、德宗の長子なり。
- 【二】 永貞元年。是年八月始めて改元す。西紀八〇五年。
- 【三】 德宗、時に年六十四。
- 【四】 金鑾殿。金鑾坡は龍首山の支離、平地に際起して坡陁巖進する者なり。其上に殿有り、名づけて金鑾殿といふ。
- 【五】 廣陵王純は、太子の長子。
- 【六】 九仙門。内西苑の東北角に在り。右神策軍・右羽林軍・右龍武軍、營を九仙門の西に列す。

氏のみ、左右に侍し、百官、事を奏すれば、帷中より其奏を可す。德宗の大漸なりしより、王休先づ入り、詔と稱し、王叔文を召し、翰林中に坐し、事を決せしむ。伍、叔文の意を以て、入りて忠言に言ひ、詔と稱して行下す。外、初め知る者無し。杜佑を以て冢宰を攝せしむ。二月癸卯、上始めて百官を紫宸門に朝す。

- 【七】 紫宸門。紫宸殿門なり、宣政殿の北に在り。
- 【八】 外無し。春秋公羊傳に曰はく、王者は外無しと。此れ唐人、化外を以て藩鎮を待つ、故に此語有り。

己酉、義武節度使張茂昭に同平章事を加ふ。辛亥、吏部郎中韋執誼を以て尙書左丞・同平章事と爲す。王叔文、國政を掌らんと欲し、首として執誼を引きて相と爲す。己、事を中に用ひ、與に相唱和す。

- 【九】 曹州より西北のかた滑州に至るまで一百二十里、汴州より北のかた滑州の界に至るまで一百里、東北のかた曹州の界に至るまで一百三里、三州の界蓋し犬牙のごとく相入る。

壬子、李師古、兵を發して西境に屯し、以て滑州を脅す。時に告哀使未だ諸道に至らず。義成の牙將、長安より還り、遺詔を得る者有り。節度使李元素、師古が鄰道なるを以て、外無きを示さんと欲し、使を遣はし、密に遺詔を以て之に示す。師古、國喪に乗じて鄰境を侵噬せんと欲し、乃ち將士を集め、謂つて曰はく、「聖上萬福なり。而るに元素忽ち遺詔を傳ふるは、是れ反するなり。宜しく之を撃つべし」と。遂に元素の使者を杖ち、兵を發して曹州に屯し、且つ道を假らんことを汴に告ぐ。宣武節度使韓弘、謂はしめて曰はく、「汝能く吾が界を越えて盜を爲さんか。以て相待つあ

り。空言を爲す無かれ」と。元素、急を告ぐ。弘、謂はしめて曰はく、「吾、此に在り。公安んじて、恐るる無かれ」と。或るひと告ぐ、「棘を翦り道を夷かにす。兵且に至らんとす。請ふ之に備へよ」と。弘曰はく、「兵來るは、道を除はざるなり」と。之が應を爲さず。(一〇)師古、詐窮まり變索き、且つ上の位に即くを聞き、乃ち兵を罷む。元素、表して自ら貶せんと請ふ。朝廷兩つながら之を慰解す。元素は(一一)泌の族弟なり。吳少誠、牛皮鞞材を以て師古に遺り、師古、鹽を以て少誠に資し、潛に宣武の界を過ぐ。事覺はる。弘皆留めて之を庫に輸りて曰はく、「此れ法に于て、私を以て相餽るを得ず」と。師古等、皆、之を憚る。

辛酉、詔して、京兆の尹道王實の殘暴、擗斂の罪を數め、(一二)通州の長史に貶す。市井譁呼し、皆、瓦礫を袖にし、道を遮りて之を伺ふ。實、問道に由り、免るるを獲たり。

壬戌、殿中丞王伾を以て左散騎常侍と爲し、前に依りて翰林待詔たり。

蘇州司功王叔文を起居舍人・翰林學士と爲す。伾、(一三)寢陋にして吳語し、上の褻狎する所なり。而して叔文頗る事に任じ自ら許し、微しく文義を知り、好みて事を言ふ。上、故を以て稍之を敬し、伾の如く出入すること阻無きを得ず。叔文入りて翰林に至り、而して伾入りて翰林院に至り、李忠言・牛

【一〇】 韓弘、師古の實情を揣り得たり、其の設くる所の詭變素然として散じ盡く。
 【一一】 李泌は肅・代・德に歷事し、貞元中、相と爲る。
 【一二】 擗斂。苛税を取り立つること。
 【一三】 通州。漢の宕渠縣の地、今の四川省東川道達縣。
 【一四】 身の丈ひくく、容貌醜く、常に郷音を操り、華言を學ぶ能はず。

昭容を見て事を計る。大抵叔文は伾に依り、伾は忠言に依り、忠言は牛昭容に依り、轉た相交結す。事毎に先づ翰林に下し、叔文をして可否せしめ、然る後中書に宣し、韋執誼承けて之を行ふ。外黨は則ち韓泰・柳宗元等、外事を采聽するを主り、謀議唱和し、日夜汲汲として狂するが如し。互に相推奨し、(一四)曰はく伊、曰はく周、曰はく管、曰はく葛と、(一五)儼然として自得し、謂へらく天下、人無しと。榮辱進退、(一六)造次に生じ、惟だ其の欲する所のままにして、程式に拘らず。士大夫、之を畏れ、(一七)道路、目を以てす。素與に往還する者、相次ぎて拔擢し、一日に數人を(一八)除するに至る。其黨或は言つて曰はく、

【一四】 伊尹・周公・管仲・諸葛孔明を以て、互に相比況するなり。

【一五】 儼然。勁忿の貌。
 【一六】 造次。急遽苟且の時なり。

【一七】 道路。目を以てす。敢て言を發せず、目を以て相眈するのみ。
 【一八】 除。官に除するなり。

【一九】 長安城中は分ちて左右街と爲し、晝して百有餘坊と爲す。餅肆は餅を賣るの家。酒壚は酒を賣るの處。

【二〇】 關茸。穉劣なり。又猥賤なり。豪傑に非ざるを謂ふ。

【二一】 人の之を盜まんことを恐るるなり。

【二二】 宮市は前卷貞元十三年に見ゆ。

「某は某官と爲す可し」と。一二日を過ぎずして、輒ち已に之を得。是に於て叔文及び其黨十餘家の門、晝夜、車馬、市の如し。客の叔文・伾を候見する者、(二〇)其坊中の餅肆酒壚下に宿し、一人ごとに千錢を得、乃ち之を容るるに至る。伾尤も(二一)關茸にして、専ら賄を納るるを以て事と爲し、大匱を作り、金帛を貯へ、(二二)夫婦、其上に寢ぬ。

唐順宗至德弘道大聖安孝皇帝永貞元年

(四) 五坊の(三)小兒の如きの類、悉く之を罷む。是より先、五坊の小兒、鳥雀を閭里に張捕する者、皆、暴横を爲し、以て人の錢物を取。羅網を門に張り、人の出入するを許さざる者有り。或は井上に張り、(水)汲むを得ざらしむる者あるに至る。之に近づけば輒ち曰はく、「汝、供奉の鳥雀を驚かせり」と。即ち之を痛毆す。錢物を出して謝を求むれば乃ち去る。或は相聚まりて酒食の肆に飲食し、醉飽して去る。賣る者或は知らずして、就きて其直を索むれば、多く毆罰せらる。或は時に蛇一囊を留めて質と爲し、「此蛇は以て鳥雀を致して之を捕ふる所の者なり。今留めて汝に付す。幸に善く之を飼へ。飢渴せしむる勿れ」といふ。賣る者愧謝して哀を求む。乃ち擗撃して去る。上、東宮に在るとき、皆、其弊を知る。故に位に即き、首として之を禁ず。

乙丑、鹽鐵使の月進錢を罷む。是より先、鹽鐵、月ごとに羨餘を進む。而して經入益、少し。是に至りて之を罷む。

三月辛未、王伍を以て翰林學士と爲す。

德宗の末、十年、赦無し。羣臣、微過を以て譴逐する者、皆、復た敍用せず。是に至りて始めて量移を得たり。壬申、忠州の別駕(二六)陸贄、郴州の別駕(二七)鄭餘慶、杭州の刺史(二八)韓阜、道州の刺史(二九)陽

- 【二四】 五坊。一鵬坊、二鶴坊、三鶴坊、四鷹坊、五狗坊。宜徽院に屬す。
- 【二五】 小兒。五坊に給役する者。唐の時、給役する者は多く呼びて小兒と爲す。
- 【二六】 陸贄が貶せらるること前卷貞元十一年に見ゆ。
- 【二七】 鄭餘慶が貶せらるること十六年に見ゆ。
- 【二八】 韓阜、京兆の尹と爲り、十四年、撫州員外司馬に貶せらる。未だ幾くならざるに杭州の刺史に徙る。
- 【二九】 陽城が貶せらるること十四年に見ゆ。

城を(三〇)追うて京師に赴かしむ。贄が政を乗るや、(三一)駕部員外郎李吉甫を貶して明州の長史と爲す。既にして忠州の刺史に徙る。贄の昆弟・門人、咸以爲へらく憂至ると。而るに吉甫、忻然として、宰相の禮を以て之に事ふ。贄初め猶ほ慙懼す。後遂に深交を爲す。吉甫は(三二)栖筠の子なり。章阜、成都に在り、屢、上表し、贄を以て自ら代らんと請ふ。贄と陽城と、皆、未だ追詔を聞かずして卒す。

丙戌、杜佑に度支及び諸道鹽鐵轉運使を加ふ。浙西觀察使李錡を以て鎮海節度使と爲し、其鹽鐵轉運使を解く。錡、利權を失ふと雖も、而も節旄を得。故に反謀亦未だ發せず。

戊子、徐州軍を名づけて武寧と曰ひ、張愔を以て節度使と爲す。

彰義節度使吳少誠に同平章事を加ふ。

王叔文を以て度支鹽鐵轉運副使と爲す。是より先、叔文、其黨と謀る、

『國賦の手に在るを得ば、則ち以て諸の事を用ふる人を結び、軍士の心を取り、以て其權を固む可からん』と。又、(三三)驟に重權に使たり。人心の服せざらんことを懼れ、杜佑が雅より會計の名有り。位重くして、自ら全くせんことを務め、制す可きこと易きを藉る、故に先づ佑をして其名に主たらしめ、而して自ら除して副と爲り、以て之を専らにす。叔文、(三四)兩使を判すと雖も、

- 【三〇】 追ふ。猶ほ召すと云ふがごとし。
- 【三一】 贄、吉甫が寶參に黨するを疑ふ、故に之を貶す。
- 【三二】 李栖筠、代宗に事へ、直を以て聞ゆ。
- 【三三】 度支鹽鐵轉運は、利權の在る所にして、權、これよりも重きは莫し。王叔文、卑濫より起り、遽に使職を領し、自ら其の驟なるを知り、其心安んぜずして懼る。
- 【三四】 度支は一使、鹽鐵轉運は一使。

簿書を以て意と爲さず、日夜、其黨と與に、人を屏けて竊に語る。人、其の爲す所を測るもの莫し。御史中丞武元衡を以て左庶子と爲す。德宗の末に、叔文の黨、多く御史と爲る。元衡、其の人と爲りを薄んじ、之を待つこと(三)。莽鹵なり。元衡、山陵儀仗使と爲る。劉禹錫、判官と爲らんことを求む。許さず。叔文、元衡が風憲に在るを以て、己に附かしめんと欲し、其黨をして誘ふに權利を以てせしむ。元衡、從はず。是に由りて左遷せらる。元衡は(三)。平一の孫なり。侍御史寶羣・奏す、(三七)。「屯田員外郎劉禹錫、邪を挟み、政を亂る。宜しく朝に在るべからず」と。又嘗て叔文に謁し、之を揖して曰はく、「事、固に知る可からざる者有り」と。叔文曰はく、「何の謂ぞや」と。羣曰はく、「去歲、李實、恩を怙み貴を挟み、氣、一時を蓋へり。公、此時に當りて、路旁に逡巡し、乃ち(三)。江南の一吏なりしのみ。今、公、一旦、復た其地に據る。安んぞ路旁に公の如き者無きを知らんや」と。其黨、之を逐はんと欲す。韋執誼、羣が素より彊直の名有るを以て、之を止む。

【三】 莽鹵。以て意と爲さざるをいふ。疎略なること。
 【三】 武平一は武載德の子、武后の時、事を避けて嵩山に隱る。
 【三七】 唐の屯田郎は、天下の屯田及び京の文武の職田・諸司の公廩錢を掌り、品を以て之を給す。
 【三】 叔文は、本、蘇州の司功なり、故に然云ふ。

上の病、久しく愈えず。時に扶けられて殿に御す。羣臣瞻望するのみ。親ら奏對する者有る莫し。中外危み懼れ、早く太子を立てんことを思ふ。而して王叔文の黨、大權を専らにせんと欲し、之を開くを惡む。宦官俱文珍・劉光錡・薛盈珍は、皆、先朝の任使の舊人なり。叔文・忠言等が朋黨して專恣なるを疾み、乃ち上に啓し、翰林學士鄭絪・衛次公・李程・王涯を召し、金鑾殿に入り、太子を立てるの制を草せしむ。時に牛昭容の輩、廣陵王淳が英睿なるを以て之を惡む。絪、復た請はず。紙に書して嫡を立てる爲し、長の字を以て上に呈す。上、之を頷く。癸巳、淳を立てて太子と爲し、名を純と更む。程は(三九)。神符の五世の孫なり。

【三九】 神符は淮南王神通の弟。
 【四〇】 直省。吏職なり、中書省に直するを以て故に名づく。
 【四一】 二相。賈耽・鄭珣をいふ。
 【四二】 此の封ぜらるる所の諸王は、或は古の國名を以てす。然れども多くは當時の州の名を以てす。
 【四三】 經以下は皆皇子。

賈耽、王叔文の黨が事を用ふるを以て、心に之を惡み、疾と稱して出でず、屢、骸骨を乞ふ。丁酉、諸宰相、中書に會食す。故事に、宰相方に食するときは、百寮、敢て謁見する者無し。叔文、中書に至り、執誼と與に事を計らんと欲し、(四〇)。直省をして之を通せしむ。直省、舊事を以て告ぐ。叔文怒りて直省を叱す。直省懼れ、入りて執誼に白す。遂巡慙赧し、竟に起ちて叔文を迎へ、其閣に就き、語ること良久し。杜佑・高郢・鄭珣、皆、筋を停めて以て待つ。報者有り、云はく、「叔文、飯を索め、韋相公已に之と同じく閣中に食せり」と。佑・郢、心に畏る可からざるを知る。叔文、執誼、敢て言を出さず。莫し。珣獨り歎じて曰はく、「吾豈に復た此位に居る可けんや」と。左右を顧みて馬を取り徑に歸り、遂に起たず。(四二)。二相は皆天下の重望なるに、相次ぎて歸臥す。叔文、執誼、益々顧忌する所無し。遠近大に懼る。夏四月壬寅、皇弟諤を立てて(四三)。欽王と爲し、誠を珍王と爲し、(四四)。子經を郟王と爲し、緯を均王と

爲し、縦を淑王と爲し、紆を莒王と爲し、綱を密王と爲し、總を邠王と爲し、約を邵王と爲し、結を宋王と爲し、緇を集王と爲し、絳を冀王と爲し、綺を和王と爲し、絢を衡王と爲し、縵を會王と爲し、緇を福王と爲し、絃を撫王と爲し、緄を岳王と爲し、紳を袁王と爲し、綸を桂王と爲し、縉を翼王と爲す。

乙巳、上、宣政殿に御し、太子を冊す。百官、太子の儀表を睹、退きて皆相賀し、感泣する者有るに至る。中外大に喜ぶ。而るに王叔文、獨り憂色有り、口、敢て言はず、但だ杜甫が諸葛亮の祠堂に題する詩を吟じて曰はく、「師を出して未だ捷たざるに身先づ死し、長く英雄をして涙襟に満たしむ」と。聞者、之を晒ふ。是より先、太常卿杜黃裳、裴延齡の惡む所と爲り、臺閣に留滯し、十年、遷らず。其婿韋執誼が相と爲るに及び、始めて太常卿に遷る。黃裳、執誼に勸む、「羣臣を帥る、太子が國を監せんことを請へ」と。執誼驚きて曰はく、「丈人甫めて一官を得、奈何ぞ口を啓きて禁中の事を議する」と。黃裳、勃然として曰はく、「黃裳、恩を三朝に受く。豈に一官を以て相買ふを得んや」と。衣を拂つて起ちて出づ。戊申、給事中陸淳を以て太子侍讀と爲し、仍は名を質と更む。韋執誼、自ら權を専らにするを以て、太子の悦ばざらんことを恐る。故に質を以て侍讀と爲し、潛に太子の意を伺はしめ、且つ之を解かし

【四四】晒ふ。顔をくづさずして笑ふ也。

【四五】杜黃裳、朔方軍に佐たるより、入りて侍御史と爲り、十年、遷らず。

【四六】三朝。肅代徳の三朝。

【四七】太子の名を避くるなり。

む。質が言を發するに及び、太子怒りて曰はく、「陛下、先生をして寡人の爲めに經義を講せしむるのみ。何爲れぞ它事に預る」と。質、惶懼して出づ。

五月辛未、右金吾大將軍范希朝を以て左右神策京西諸城鎮行營節度使と爲す。甲戌、度支郎中韓泰を以て其行軍司馬と爲す。王叔文、自ら内外の憎疾する所と爲るを知り、宦官の兵權を奪ひ取り以て自ら固めんと欲し、希朝が老將なるに藉り、其名に主たらしめ、而して實は泰を以て其事を専らにせしむ。人情、其の爲す所を測らず、益々疑ひ懼る。

辛卯、王叔文を以て戸部侍郎と爲す。前に依りて度支鹽鐵轉運副使に充つ。俱文珍等、其の權を専らにするを惡み、翰林の職を削り去る。叔文、制書を見、大に驚き、人に謂つて曰はく、「叔文、日時、此に至りて公事を商量す。若し此院の職事を得ずんば、則ち因りて至る無からん」と。王伾即ち爲めに疏請す。從はず。再び疏す。乃ち三五日に一たび翰林に入るを許し、學士の名を去る。叔文始めて懼る。

六月己亥、宣歙の巡官羊士諤を貶して汀州の寧化尉と爲す。士諤、公事を以て長安に至り、叔文が事を用ふるに遇ひ、其非を公言す。叔文、之を聞きて怒り、詔を下して之を斬らんと欲す。執

【四八】此れ杜佑を用ひて利權を掌らしむると同一計數なり。
【四九】日時。猶ほ日日時時といふがごとし。
【五〇】此院。翰林學士院をいふなり。
【五一】唐の制、節度觀察は、其屬に、皆、巡官あり。
【五二】寧化。開元二十六年、山洞を開き、黃連縣を置く。天寶元年、名を寧化と更む。州の東北一百八十里に在り。今の福建省汀漳道寧化縣の東。

誼、可かず。則ち之を杖煞せしめんとす。執誼、又、以て不可と爲し、遂に焉に貶す。是に由りて叔文始めて大に執誼を惡む。二人の門下に往來する者皆懼る。先時、劉闢、劍南支度副使を以て、韋阜の意を叔文に將ひ、劍南三川を都領せんことを求め、叔文に謂つて曰はく、「太尉、闢をして微誠を公に致さしむ。若し某に三川を與へば、當に死を以て相助くべし。若し與へずんば、亦當に以て相酬ゆる有るべし」と。叔文怒り、亦將に之を斬らんとす。執誼、固く執りて可かず。闢尙ほ長安に遊び、未だ去らず。士諤を貶するを聞き、遂に逃れ歸る。執誼、初め叔文の引用する所と爲り、深く之に附く。既に位を得、其迹を掩はんと欲し、且つ公議に迫らる。故に時時、異同を爲す。輒ち人をして叔文に謝して曰はしむ、「敢て約に負くに非ず。乃ち曲げて兄の事を成さんと欲すればなるのみ」と。叔文、詬怒し、之を信せず、遂に仇怨を成す。

癸丑、韋阜・上表して以爲はく、「陛下、哀毀して疾を成し、重ねて萬機に勞す。故に久しくして未だ安からず。請ふ權に皇太子をして親ら庶政を監せしめ、皇躬の痊愈するを候ち、春宮に復歸せしめよ。臣、位、將相を兼ね。今の陳ぶる所は、乃ち其職分なり」と。又太子に牋を上りて以爲はく、「聖上遠く高宗に法り、亮陰、言はず、政を臣下に委ぬ。而して附する

- 【五三】 煞。殺と同じ。
- 【五四】 凡そ天下の邊軍に、皆、支度の使有り、以て軍資糧仗の用を計る。
- 【五五】 劍南・東川・西川及び山南西道を三州と爲す。
- 【五六】 太尉。韋阜をいふ。
- 【五七】 闢が言を以て之を脅すを以て、故に怒る。
- 【五八】 春宮は東宮なり。
- 【五九】 亮陰。諒闇と同じ。天子の喪にあること。

所人に非ず、王叔文・王伾・李忠言の徒、輒ち重任に當り、賞罰、情に任せ、紀を墮り綱を紊り、府庫の積を散じ、以て權門に賂ひ、心腹を樹置し、貴位に徧く、潜に左右に結び、憂蕭牆に在り。竊に恐る、太宗の盛業を傾け、殿下の家邦を危くせんことを。願はくは殿下、即日、奏聞し、羣小を斥逐し、政をして人主に出でしめんことを。則ち四方、安きを獲ん」と。阜、自ら・重臣にして・遠く西蜀に處るを恃み、王叔文が動搖する能はざるを度り、遂に其姦を極言す。俄にして荆南節度使裴均・河東節度使嚴綬の牋表繼ぎて至る。意、阜と同じ。中外皆倚りて以て援と爲す。而して邪黨震ひ懼る。均は(五〇)光庭の曾孫なり。

【六〇】 裴光庭は玄宗に相たり。

王叔文、既に范希朝・韓泰を以て京西の神策軍を主らしむ。諸宦者尙ほ未だ寤らず。會、邊上の諸將、各、狀を以て中尉を辭し、且つ言ふ、「方に希朝に屬す」と。宦者始めて兵柄の・叔文等の奪ふ所と爲るを寤り、乃ち大に怒りて曰はく、「其謀に従はば、吾が屬必ず其手に死せん」と。密に其使をして歸りて諸將に告げて曰はしむ、「兵を以て人に屬する無かれ」と。希朝、奉天に至る。諸將、至る者無し。韓泰馳せ歸りて之を白す。叔文、計、出づる所無く、唯だ曰はく、「奈何せん奈何せん」と。幾くも無く、其母病甚だし。丙辰、叔文盛に酒饌を具へ、諸學士及び李忠言・俱文珍・劉光琦等と與に、翰林に飲む。叔文言つて曰はく、「叔文、母病む。身を以て國事に任ずるが故に、醫藥を親らするを得ず。今將に假を求めて歸侍せんとす。叔文比る心力を竭し、危

難を避けざるは、皆、朝廷の恩の爲めなり。一旦去り歸らば、百謗交至らん。誰か肯て察せられ、一言を以て相助けんや」と。文珍、其語に隨つて、輒ち之を折ぐ。叔文、對ふる能はず。但だ滿を引きて相勸む。酒數行にして罷む。丁巳、叔文、母の喪を以て位を去る。

秋七月丙子、李師古に檢校侍中を加ふ。

王叔文、既に母の喪有り、韋執誼、益、其語を用ひず。叔文怒り、其黨と與に、日夜、起復せんことを謀り、必ず先づ執誼を斬り、而して盡く己に附かざる者を誅せん

す。聞く者懼す。叔文が第に歸りしより、王伾、據を失ひ、日に宦官

及び〔六二〕杜佑に詣り、叔文を起して相と爲し且つ北軍を總べしめんと請ふ。

既に獲ず。則ち以て威遠軍使・平章事と爲さんと請ふ。又、得ず。其黨皆憂

悸し、自ら保んせず。是日、伾、翰林中に坐し、疏三たび上る。報せず。

事の濟らざるを知り、行き且つ臥して夜に至り、忽ち叫びて曰はく、「伾、風に中れり」と。明日、遂

に興して歸り、出でず。己丑、倉部郎中判度支〔六三〕案陳諫を以て〔六四〕河中の少尹と爲す。伾、叔文の黨、

是に至りて始めて去る。

癸巳、横海軍節度使程懷信、薨す。其子副使執恭を以て留後と爲す。

乙未、制して以はく、「積疹未だ復せず。其れ軍國の政事、權に皇太子をして純ら句當せしむ」と。

〔六二〕 杜佑、時に首相たり、故に之に請ふ。

〔六三〕 案。恐らくは衍ならん。

〔六四〕 唐の諸都には各、尹一人、少尹二人を置く、從四品下、府州の事に貳するを掌る。

時に内外共に王叔文の黨與の事態なるを疾む。上も亦之を惡む。俱文珍、屢、上に啓し、太子をして

國を監せしめんと請ふ。上固より萬幾を厭倦し、遂に之を許す。又、太常卿杜黃裳を以て門下侍郎

と爲し、左金吾大將軍袁滋を中書侍郎と爲し、竝に同平章事とす。俱文珍

等、其の舊臣なるを以て、故に之を引用す。又、鄭珣瑜を以て吏部尚書

と爲し、高郢を刑部尚書と爲し、竝に政事を罷む。太子、百官を〔六五〕東朝堂

に見る。百官・拜賀す。太子、涕泣して、答拜せず。八月庚子、制して、太

子をして皇帝の位に即かしめ、「朕は太上皇と稱し、制敕は詔と稱せん」

といふ。辛丑、太上皇、徙りて興慶宮に居り、詔して永貞と改元し、良娣

王氏を立て太上皇后と爲す。后は憲宗の母なり。壬寅、王伾を〔六六〕開州の

司馬に、王叔文を〔六七〕渝州の司戸に貶す。伾尋ぎて病みて貶所に死す。明

年、叔文に死を賜ふ。乙巳、憲宗、〔六八〕位に宣政殿に即く。

丙午、〔六九〕昇平公主、女口五十を獻す。上曰はく、「上皇、獻を受けず。

朕何ぞ敢て違はん」と。遂に之を却く。庚戌、荆南、毛龜二つを獻す。上

曰はく、「朕の寶とする所は惟れ賢なり。嘉禾・神芝は皆虛美なるのみ。春秋に祥瑞を書せざる所以な

り。今より、凡そ嘉瑞有らば、但だ令に準じて〔七〇〕有司に申し、復た以て聞する勿れ。及び珍禽奇獸、

〔六四〕 杜黃裳は、代宗の時、已に朔方に佐たり。袁滋は、建中の初め、已に朝に位す。故に以て舊臣と爲す。

〔六五〕 東朝堂。大明宮含元殿の左翔鸞閣下に在り。

〔六六〕 開州。京師の南一千四百六十里。

〔六七〕 渝州。京師の西南二千七百四十八里。

〔六八〕 德宗の大行、殯に在り、上皇、興慶宮に在り、敢て前殿に於て位に即かず。

〔六九〕 昇平公主。郭妃の母なり。禮部は祥瑞を掌る。

〔七〇〕 禮部は祥瑞を掌る。

皆、獻するを得る母れ」と。

癸丑、西川節度使南康の忠武王韋卓・薨す。(七三) 卓、蜀に在ること二十一年、重く賦斂を加へ、貢獻を豊にして以て主恩を結び、厚く給賜して以て士卒を撫す。士卒の婚嫁死喪には、皆、其資費を供す。是を以て、久しく其位に安んずるを得、而して士卒、之が用を爲すを樂しむ。南詔を服し、吐蕃を摧く。幕僚の歳久しく官崇き者は、則ち刺史と爲す。已にして復た幕府に還れば、終に朝に還らしめず。其の爲す所を泄らさんことを恐るるが故なり。府庫既に實ち、時に其民を寛にし、三年に一たび租賦を復す。蜀人、其智謀に服し、而して其威を畏る。今に至るまで像を畫きて以て土神と爲し、家家之を祀る。支度副使劉闢自ら留後と爲る。

朗州の 武陵・龍陽、江漲り、萬餘家を流す。

壬午、奉義節度使伊慎・入朝す。

辛卯、夏綏節度使韓全義・入朝す。全義、(七四) 激水に敗れて還り、朝覲せずして去る。上、藩邸に在り、其事を聞きて之を惡む。全義懼れ、乃ち入朝せんと請ふ。

劉闢、諸將をして表して節鉞を求めしむ。朝廷、許さず。己未、袁滋を以て劍南東西川山南西道安撫大使と爲す。

度支・奏す、(七五) 『裴延齡が置く所の別庫は、皆、正庫の物を減じ、別に之を貯ふ。請ふ併せて正庫に歸せん』と。之に従ふ。

辛酉、度支鹽鐵轉運副使潘孟陽を遣はし、江淮を宣慰し、行りて租賦・權稅の利害を視、因つて官吏の否臧・百姓の疾苦を察せしむ。

癸亥、尚書左丞鄭餘慶を以て同平章事とす。

九月戊辰、禮儀使・奏す、『曾太皇太后沈氏、歲月滋・深く、(七六) 迎訪の理絶ゆ。(七七) 晉の庾蔚之の議を按ずるに、尋求三年の外、(七八) 中壽を俟ちて之を服すと。伏して請ふ、(七九) 大行皇帝の攢宮を啓くの日を以て、皇帝、百官を帥ゐて哀を擧げ、即ち其日を以て忌と爲さん』と。之に従ふ。

壬申、監修國史韋執誼・奏し、始めて史官をして日曆を撰せしむ。
己卯、(八〇) 神策行軍司馬韓泰を貶して、(八一) 撫州の刺史と爲し、(八二) 司封郎中韓曄を池州の刺史と爲し、禮

- 【七五】 裴延齡の事、前卷貞元十年に見ゆ。
- 【七六】 迎訪の事、始めて二百二十六卷德宗の建中元年に見ゆ。
- 【七七】 晉の庾蔚之云云。晉の荀組云はく、二親陷没し、萬に一翼無き者は、宜しく王法に依り例に隨つて喪を行はしむべしと。庾蔚之云はく、二親、戎狄の破る所と爲り、存亡未だ知る可からざる者は、宜しく尋求の理を盡すべし。尋求の理絶ゆれば、三年の外、便宜婚宜す。胤嗣絶つ可からず。
- 【七八】 中壽。莊子曰はく、人生上壽一百、中壽八十、下壽六十と。
- 【七九】 攢宮を啓く。天子の葬送をいふ。
- 【八〇】 皆、王佐・王叔文の黨なり。
- 【八一】 撫州。京師の東南三千三百一十二里。

- 【七三】 德宗貞元元年、韋卓、張延賞に代りて蜀に鎮す。
- 【七四】 復。免除する也。
- 【七五】 武陵。漢の臨沅縣の地、隋、臨沅を省きて武陵縣を置く。唐、朗州を帶ぶ。龍陽縣は吳置く、州の東南八十里に在り。
- 【七六】 事、前卷貞元十六年及び上の十七年に見ゆ。

部員外郎柳宗元を邵州の刺史と爲し、屯田員外郎劉禹錫を連州の刺史と爲す。

冬十月丁酉、右僕射同平章事賈耽薨す。

戊戌、中書侍郎同平章事袁滋を以て同平章事とし、西川節度使に充て、劉闢を徵して給事中と爲す。舒王誼薨す。

太常・議し、曾太皇太后の諡を睿眞皇后と曰ふ。

山人羅令則、長安より普潤に如き、矯りて太上皇の詔と稱し、兵を秦

州の刺史劉澹に徵し、且つ澹に説くに廢立を以てす。澹執へて長安に送る。其黨を并せて之を杖殺す。

己酉、神武孝文皇帝を崇陵に葬り、廟を德宗と號す。

十一月己巳、睿眞皇后・德宗皇帝の主を太廟に禱す。禮儀使杜黃裳等議

して以爲はく、『國家、周の制に法とり、太祖は猶ほ后稷のごとく、高祖は猶ほ文王のごとく、太宗は猶ほ武王のごとく、皆、遷さず。高宗は三昭三穆の外に在り。請ふ主を西夾室に遷さん』と。之に従ふ。

壬申、中書侍郎同平章事章執誼を貶して崖州の司馬と爲す。執誼、嘗て王叔文と異同し、且つ杜黃裳の婿なるを以て、故に獨り貶に後。然れども叔文敗るるや、執誼も亦自ら形勢を失ひ、禍の將に至らんとするを知り、尙ほ相たりと雖も、常に自得せず、奄奄として氣無く、人の行く聲を聞け

【八三】連州。京師の南三千六百六十五里。
【八四】崇陵。京兆雲陽縣の北十五里。嵯峨山に在り。
【八五】奄奄。氣息の微なるをいふ。

ば、輒ち惶悸して色を失ひ、以て貶せらるるに至る。

戊寅、韓全義を以て太子少保致仕と爲す。

劉闢、徵を受けず、兵を阻みて自ら守る。袁滋、其の彊きを畏れ、敢て

進まず。上怒り、滋を貶して吉州の刺史と爲す。

復た右庶子武元衡を以て御史中丞と爲す。

朝議謂へらく、王叔文の黨、或は員外郎より、出でて刺史と爲る、之を

貶すること太だ輕しと。己卯、再び韓泰を貶して慶州の司馬と爲し、韓

擘を饒州の司馬と爲し、柳宗元を永州の司馬と爲し、劉禹錫を

朗州の司馬と爲す。又、河中の少尹陳諫を貶して台州の司馬と爲し、

和州の刺史凌準を連州の司馬と爲し、岳州の刺史程异を郴州の司馬と爲

す。

回鶻の懷信可汗卒す。鴻臚少卿孫果を遣はして臨弔せしめ、其嗣を

冊して騰里野合俱錄毗伽可汗と爲す。

十二月甲辰、山南東道節度使于頔に同平章事を加ふ。

奉義節度使伊慎を以て右僕射と爲す。

唐順宗至德弘道大聖大安孝皇帝永貞元年

【八五】是年三月、武元衡、御史中丞より、左庶子に左遷せらる。王叔文等、之を惡むなり。

【八六】慶州は京師の東南四千七十里。
【八七】饒州は三千二百六十三里。
【八八】永州は京師の南三千二百七十四里。
【八九】朗州は二千一百五十九里。
【九〇】台州は京師の東南四千一百七十七里。
【九一】和州は二千六百八十三里。
【九二】岳州は二千二百三十七里。

【九三】懷信が立ちしより、回鶻の藥葛羅氏絶ゆ。此後、史、皆、其嗣を冊すと書し、以て懷信の子孫なるを表す。

己酉、給事中劉闢を以て(四)西川節度副使と爲し、節度の事に知らしむ。上、初めて位を嗣ぎ力未だ討つ能はざるを以ての故なり。右諫議大夫韋丹、上疏して以爲はく、『今、闢を釋きて・誅せずんば、則ち朝廷の、指臂を以て使ふ可き者は、惟だ兩京のみ。此の外誰か叛と爲さざらん』と。上、其言を善みす。壬子、丹を以て東川節度使と爲す。丹は(五)津の五世の孫なり。

辛酉、百官請ふ、『上皇に尊號を上りて應乾聖壽太上皇と曰ひ、上の尊號を文武大聖孝德皇帝と曰はん』と。上、上皇に尊號を上るを許し、而して自ら辭して・受けず。

壬戌、翰林學士鄭綱を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

刑部郎中杜兼を以て蘇州の刺史と爲す。兼、辭して行き、上書して稱す、『李錡且に反せんとす。必ず奏して臣を族せん』と。上、之を然りとし、留めて吏部郎中と爲す。

【九四】西川節度使は益彭蜀漢眉嘉資簡維茂黎雅松扶文龍戎翼邛崃姚柘恭當悉奉慶靜等の州を領し、成都に治す。然れども西邊の諸州は多く異域に淪没す。

【九五】津。韋孝寬の子なり。

卷の第二百二十七

唐紀五十三

憲宗昭文章武大聖至神孝皇帝上の上

元和元年、春正月丙寅朔、上、羣臣を帥ゐて興慶宮に詣り、(三)上皇に尊號を上る。

丁卯、天下に赦し、改元す。

辛未、鄂岳觀察使韓臯を以て(四)奉義節度使と爲す。癸酉、奉義留後伊宥を以て安州の刺史と爲し、安州留後を兼ねしむ。宥は愼の子なり。壬午、成德節度使王士眞に同平章事を加ふ。

甲申、(五)上皇、興慶宮に崩す。

劉闢 既に旌節を得、志益驕り、三川を兼ね領せんことを求む。上、許さず。闢遂に兵を發し、東川節度使李康を梓州に圍み、同幕盧文

【一】憲宗、諱は淳、改めて純と爲す。順宗の長子。

【二】元和元年。西紀八〇六年なり。

【三】百官の請に従ふなり。

【四】德宗貞元十九年、安黃軍を名づけて奉義と曰ふ。

【五】順宗、時に年四十六。去年、闢を以て西川節度

に知らしむること、前卷に見ゆ。

【七】東川節度使。梓劍綿普陵榮遂合渝瀘等の州を領す。梓州に治す。

【八】梓州。漢の郫縣の地。隋、梓州を置く。京師に至るまで二千九十里。今の四川省嘉陵道三台縣。

若を以て東川節度使と爲さんと欲す。推官 莆田の林蘊、力めて關が兵を擧ぐるを諫む。關怒り、獄に械繫し、引き出して將に之を斬らんとす。陰に行刑者を戒め、殺さざらしめ、但だ數 刃を其頸に礪し、屈服せしめて之を赦さんと欲す。蘊、之を叱して曰はく、『豎子、

當に斬るべくんば即ち斬れ。我が頸は豈に汝の砥石ならんや』と。關、左右を顧みて曰はく、『眞に忠烈の士なり』と。乃ち黜けて 唐昌の尉と爲す。上、關を討たんと欲すれども、(三) 兵を用ふるを重る。公卿の議する者、亦、以爲へらく、蜀は險固にして、取り難しと。杜黃裳獨り曰はく、『關は

(一) 狂癡の書生なり。之を取ること芥を拾ふが如きのみ。臣、神策軍使高崇文が勇略ありて用ふ可きを知る。願はくは陛下、専ら軍事を以て之に委ね、監軍を置く勿れ。關必ず擒にす可し』と。上、之に従ふ。翰林學士李吉甫も亦上に蜀を討たんことを勸む。上、是に由りて之を器とす。戊子、左神策行營節度使高崇文に命じ、步騎五千を將ゐて前軍と爲り、神策京西行營兵馬使李元奕をして、步騎二千を將ゐて次軍と爲り、山南西道節度使嚴礪と、同じく關を討たしむ。時に宿將の名位素より重き者甚だ衆し。皆自ら謂へらく、蜀を征するの選に當らんと。詔して崇文を用ふるに及び、皆大に驚く。上、杜黃裳と與に、論じて藩鎮に及ぶ。黃裳曰はく、『德宗、憂

【九】莆田。武德五年、南安を分ちて莆田縣を置く、時に泉州に屬す。今の福建省廈門道莆田縣東南。
【一〇】礪す。砥にあつるが如くすること。
【一一】唐昌縣は、彭州に屬す。州の西二十八里に在り。今の四川省西川道崇寧縣。
【一二】兵を用ふるを重る。兵を用ふるを以て重事と爲し、敢へて輕しく試みざる也。
【一三】狂癡。心くるへるおろかもの。

患を經しより、務めて姑息を爲し、節帥を生除せず。物故する者有れば、先づ中使を遣はし、軍情の與する所を察し、則ち之に授けしむ。中使或は私に大將の賂を受け、歸りて之を譽め、即ち旄鉞を降し、未だ嘗て朝廷の意に出づる者有らず。陛下、必ず綱紀を振擧せんと欲せば、宜しく稍や法度を以て藩鎮を裁制すべし。則ち天下、得て理む可からん』と。上深く以て然りと爲す。是に於て (四) 始めて兵を用ひて蜀を討ち、以て威・兩河に行はるるに至る。皆、黃裳、之を啓くなり。高崇文、長武城に屯し、練卒五千、常に寇の至るが如し。卯の時に詔を受け、辰の時に即ち行き、器械糗糧、一に闕くる所無し。甲午、崇文、斜谷に出で、李元奕、駱谷に出で、同じく梓州に趣く。崇文の軍、興元に至る。軍士、逆旅に食して人の匕筋を折る者有り。崇文、之を斬りて以て徇ふ。劉闢、梓州を陥れ、李康を執ふ。二月、嚴礪、(五) 劍州を抜き、其刺史文德昭を斬る。

奚王誨落可・入朝す。丁酉、誨落可を以て饒樂郡王と爲し、遣り歸す。癸丑、魏博節度使田季安に同平章事を加ふ。戊午、上、宰相と論ず、『古より帝王、或は庶政に勤勞し、或は端拱して爲す無し。互に得失有り。何を爲して可ならん』と。杜黃裳對へて曰はく、『王者は上は天地宗廟を承け、下は百姓四夷を撫し、

【四】杜黃裳、憲宗が藩鎮を削平するの略を開く。其功、裴度の下に在らず。
【五】劍州。漢の廣漢の梓潼縣、京師に至るまで一千六百六十二里。嚴礪先づ劍州を抜き、故に高崇文、因りて以て鼓行して蜀に入る。礪の功、掩ふ可からずと爲す。

夙夜憂勤し、固に自ら暇ありとし自ら逸す可からず。然れども上下、分有り、紀綱、敍有り。苟に慎みて天下の賢材を選びて之に委任し、功有れば則ち賞し、罪有れば則ち刑し、選用、公を以てし、賞刑、信を以てせば、則ち誰か力を盡さざらん、何を求めてか獲ざらん哉。

明主は人を求むるに勞し、而して人に任ずるに逸す。此れ(一六)虞舜が能く無爲にして治むる所以の者なり。獄市煩細の事に至りては、各(一七)有司存ず、人主の宜しく親らすべき所に非ざるなり。昔、秦の始皇、(一七)衡石を以て書を程し、(一八)魏の明帝、自ら尙書の事を案行し、(一九)隋の文帝、衛士、殮を傳ふ。皆、當時に補無く、讒を後來に取る。其耳目形神、勤め且つ勞せざるに非ざるなり。務むる所、其道に非ざるなり。夫れ人主は誠を推さざるを患へ、人臣は忠を竭さざるを患ふ。苟くも上、其下を疑ひ、下、其上を欺かば、將に以て(二〇)理を求めんとするも、亦難からずや」と。上深く其言を然りとす。

三月、丙寅、神策行營京西節度使范希朝を以て右金吾大將軍と爲す。

高崇文、兵を引き、(二一)閩州より梓州に趣く。劉闢の將邢泚、兵を引きて遁れ去る。崇文入りて梓州に屯す。闢、李康を崇文に歸し、以て自ら雪がんことを求む。崇文、康が軍を敗り守を失へるを以て

- 【一六】 孔子曰はく、無爲にして治むる者は其れ舜なるかと。
- 【一七】 衡石を以て云云。史記に、盧生曰はく、始皇、天性剛戾にして、天下の事、小大と無く、皆、主上に決し、衡石を以て書を程するに至る。日夜、程有り。程に中らざる者は、休息するを得ずと。
- 【一八】 魏の明帝の事は七十二卷太和六年に見ゆ。
- 【一九】 隋の文帝の事は、一百九十三卷太宗貞觀四年に見ゆ。
- 【二〇】 理。治なり。
- 【二一】 閩州より西南のかた梓州に至るまで三百餘里。

之を斬る。丙子、嚴礪奏す、「梓州に克てり」と。丁丑、制して劉闢の官爵を削奪す。

初め(二三)韓全義・入朝するや、其甥楊惠琳を以て夏綏留後に知たらしむ。杜黃裳、全義が出征して功

無く、驕蹇不遜なるを以て、直に致仕せしめ、右驍衛將軍李演を以て夏綏留節度使と爲す。惠琳、兵を勦

して之を拒み、表して稱す、「將士、臣に逼りて節度使と爲らしむ」と。河

東節度使嚴綬、表して之を討たんと請ふ。河東・天德軍に詔して、合はせ

て惠琳を撃たしむ。綬、牙將阿跌光進及び弟光顔を遣はし、兵を將ゐて

之に赴かしむ。光進は本河曲の部落稽より出で、兄弟、河東軍に在り、皆、

勇敢を以て聞ゆ。辛巳、夏州兵馬使張承金、惠琳を斬り、首を京師に傳ふ。

東川節度使韋丹、漢中に至り、表して言ふ、「高崇文は客軍にして、遠く關

ひ、資する所無し。若し梓州を與へて其士心を綴らば、必ず能く功有らん

と。夏四月丁酉、崇文を以て東川節度副使と爲し、節度の事に知たらしむ。

(二四)潘孟陽、至る所専ら遊宴を事とし、從僕三百人、多く賄賂を納る。

上、之を聞き、甲辰、孟陽を以て大理卿と爲し、其度支鹽鐵轉運副使を罷む。

丙午、(二五)制擧の士を策試す。是に於て校書郎元稹・監察御史獨孤郁・校書郎下邳の白居易・前進士蕭

俛・沈傳師出づ。郁は(二六)及の子、俛は(二七)華の孫、傳師は(二八)既濟の子なり。

- 【二三】 事、前卷永貞元年に見ゆ。
- 【二四】 潘孟陽が出でて使たること、前卷前年に見ゆ。
- 【二五】 唐の選舉の制、天子自ら詔するを制擧と曰ふ、非常の才を待つ所以なり。
- 【二六】 獨孤及は二百二十三卷代宗永泰元年に見ゆ。
- 【二七】 蕭華は二百二卷肅宗上元元年に見ゆ。
- 【二八】 沈既濟は二百二十六卷代宗大曆十四年に見ゆ。

杜佑、財賦の職を解かんと請ひ、仍ほ兵部侍郎度支使鹽鐵轉運副使李巽を擧げて自ら代らしむ。丁未、佑に司徒を加へ、其鹽鐵轉運使を罷め、巽を以て度支鹽鐵轉運使と爲す。劉晏よりの後、財賦の職に居る者、能く之に繼ぐもの莫し。巽、(二五)使を掌ること一年、征課の入る所、晏の多きに類す。(二六)明年、之に過ぎ、又一年、一百八十萬緡を加ふ。

戊申、隴右經略使秦州の刺史劉潼に(二七)保義軍節度使を加ふ。辛酉、元稹を以て左拾遺と爲し、白居易を藍屋の尉と爲し、(二八)集賢校理蕭俛を右拾遺と爲し、沈傳師を校書郎と爲す。稹、上疏して諫職を論じて以爲はく、「昔、太宗、王珪、魏徵を以て諫官と爲し、宴遊寢食にも、未だ嘗て左右に在らずんばあらず。又、(二九)三品以上に命じ、入りて大政を議せしむれば、必ず諫官一人を遣はし、之に隨ひて以て得失に參せしむ。故に天下大に理まる。今の諫官は、大は召見に豫るを得ず、次は時政に參するを得ず、行に排し列に就き朝調するのみ。近年以來、(三〇)正牙、事を奏せず。庶官、(三一)巡對を罷む。諫官の能く職を擧ぐる者は、獨り詔命、便ならざる有れば、則ち封事を上るのみ。君臣の際、未だ形はれざるに諷諭し、至つて密なるに籌畫

【二八】使を掌る。使職を掌るを言ふ。

【二九】胡三省曰はく、然らば則ち李巽、劉晏に勝るか。曰はく如かざるなり。晏は猶ほ遺利の民に在る有り、巽は則ち盡く之を取らざると。

【三〇】鳳翔普潤縣(今の陝西省關中道麟遊縣の西一百二十里)に先に隴右軍を置く、今改めて保義軍と名づく。

【三一】集賢校理は開元八年置く。

【三二】事、一百九十二卷太宗貞觀元年に見ゆ。

【三三】德宗の貞元十八年、正牙奏事を罷むる事前卷に見ゆ。

【三四】巡對。貞元十七年、常參官をして、毎日、二人を引見せしめ、訪ふに政事を以てす、之を巡對といふ。

【三五】絲綸。禮記に曰はく、王言は絲の如し、其の出づるや綸の如し、王言は綸の如し、其の出づるや綍の如しと。

【三六】理亂。をさまるとみだると。

【三七】卷懷。孔子曰はく、邦道無ければ則ち卷きて之を懷にす可しと。

【三八】括囊。易坤の六四に曰はく、括囊、咎無く譽れ無し。蓋し謹めるを言ふなりと。括は結ぶなり、閉づるなり。

【三九】一百九十五卷貞觀十二年に見ゆ。

するすら、尙ほ至尊の盛意を回らす能はず。況や既に行ふの詔令、已に命するの除授に於て、而も咫尺の書を以て(三五)絲綸の詔を收めんと欲するは、誠に亦難し。願はくは陛下、時に延英に於て召對し、懷ふ所を盡さしめよ。豈に其位に寘きて而も之を屏棄疎賤す可けんや」と。之を頃くして復た上疏して以爲はく、(三六)「理亂の始めは、必ず萌象有り。直言を開き、視聽を廣むるは、理の萌なり。諂諛を甘んじ、近習に蔽はるるは、亂の象なり。古より人君、即位の初め、必ず敢言の士有り。人君苟くも受けて之を賞せば、則ち君子は其道を行ふを樂しみ、小人も亦其利を得るを貪り、回邪を爲さじ。是の如くならば則ち上下の志通じ、幽遠の情達せん。理まる無からんと欲すとも得んや。苟くも拒みて之を罪せば、則ち君子は(三七)卷懷(三八)括囊し、以て其身を保ち、小人は阿意迎合し、以て其位を竊まん。是の如くならば則ち十歩の事、皆、欺く可からん。亂る無からんと欲すとも得んや。昔、太宗、初めて政に即き、(三九)孫伏伽、小事を以て諫む。太宗喜びて厚く之を賞せり。故に是時に當りて、事を言ふ者、惟だ深切ならざらんことを患ふ。未だ嘗て忌諱に觸るるを以て憂と爲さざるなり。太宗豈に意に逆ふを好みて、欲に従ふを惡まんや。誠に順適の快は小にして危亡の禍は大なるを以ての故なり。

陛下、踐阼し、今以に周歲なるに、未だ伏伽の賞を受くる者有るを聞かず。臣等、位に諫列に備はり、日を曠しくし年を彌り、召見せらるるを得ず、列位に就く毎に、氣を屏め躬を鞠め、敢て仰ぎ視ず。又、安くんぞ得失を議し可否を獻するに暇あらんや。〔四〇〕供奉官すら尙ほ爾り、況や疎遠の臣をや。此れ蓋し羣下の因循の罪なり」と。因つて、次ぎて百官に對し、復た正牙に事を奏し、時に非ざる貢獻を禁するを請ふ等十事を條奏す。積又以へらく、貞元中、王伾・王叔文、伎術を以て幸を東宮に得、永貞の際、幾ど天下を亂さんとせりと。上書し、上に、早く修正の士を擇び、諸子を輔導せしめんことを勸めて以爲はく、〔四一〕太宗、藩王たりしより、文學清修の士十八人と與に居れり。後代、太子・諸王、僚屬有りと雖も、日に益、疎賤せらる。師傅の官に至りては、〔四二〕眊職廢疾にして事に任へざる者に非ずんば、則ち戎を休め帥を罷め、書を知らざる者、之と爲る。其〔四三〕友諭贊議の徒、尤も〔四四〕冗散の甚だしきものたり、摺紳、皆、之に由るを恥づ。就使時に僻老の儒生を得るも、月を越え時を踰え、僅に、一たび見ゆるを獲。又何ぞ之を德義に傳し之を法度に納るるに暇あらんや。夫れ匹士其子を愛するを以てすら、猶ほ明哲の師を求めて之を教ふるを知る。況や萬乘の嗣は、四海の命に繫るをや」と。上、頗る其言を嘉納し、時に之を召見す。

〔四〇〕 兩省の官は、遺補より以上、皆、供奉官なり。

〔四一〕 事、一百八十九卷高祖武德四年に見ゆ。

〔四二〕 眊職。眊は目昏きなり、職は耳聾するなり。

〔四三〕 友諭贊議。唐の制、王府に諮議參軍有り、友有り、文學有り。元稹のいはゆる友諭贊議は、蓋し謂へらく、友は以て諭教す、諮議は則ち讚議なりと。

〔四四〕 冗散。無用閑散なり。

壬戌、〔四五〕邵王約・薨す。

五月丙子、横海留後程執恭を以て節度使と爲す。

庚辰、尙書左丞同平章事鄭餘慶、罷めて太子賓客と爲る。

辛卯、太上皇后を尊びて皇太后と爲す。

劉闢、鹿頭關に城き、八柵を連ね、兵萬餘人を屯し、以て高崇文を拒ぐ。

を敗る。闢、柵を關東萬勝堆に置く。戊戌、崇文、驍將范陽の高霞寓を遣

はし、攻めて之を奪ひ、關城を下瞰す。凡そ八戰して皆捷つ。

盧龍節度使劉濟に兼侍中を加ふ。己亥、平盧節度使李師古に兼侍中を加

ふ。

庚子、高崇文、劉闢を〔四六〕德陽に破る。癸卯、又、之を漢州に破る。嚴礪、

其將嚴秦を遣はし、關の衆萬餘人を綿州〔四七〕石碑谷に破る。

初め李師古、異母弟有り、師道と曰ふ。常に疎斥せられて外に在り、貧窶を免れず。師古私に所親

に謂つて曰はく、『吾、師道に友ならざるに非ざるなり。吾、年十五にして、節旄を擁し、自ら稼穡

の艱難を知らざるを恨む。況や師道は復た吾よりも減すること數歲なるをや。吾、之をして衣食の自

りて來る所を知らしめ、且つ州縣の務を以て之に付せんと欲す。計るに諸公必ず察せざらん』と。師

道

六月丁酉、崇文撃ちて之

〔四五〕 約。上の弟なり。

〔四六〕 德陽。武德三年、雒縣を分ちて德陽縣を置き、漢州に屬す。州の東北八十五里に在り。

〔四七〕 石碑谷。漢州綿竹縣石碑鎮有り。州の字は蓋し竹の字の誤なり。

古が疾篤きに及び、師道時に密州の事に知たり、晝及び【四】威儀を好む。師古、判官高沐・李公度に謂つて曰はく、「吾の【四】未だ亂れざるに迫りて、子に問ふ有らんと欲す。我死せば、子、誰を奉じて帥と爲さんと欲するか」と。二人相顧みて未だ對へず。師古曰はく、「豈に師道に非ずや。人情誰か肯て骨肉を薄くして他人を厚くせんや。顧ふに帥を置くこと善からずんば、則ち徒に軍政を敗るのみに非ざるなり。且つ吾が族を覆さん。師道は公侯の子孫と爲り、兵を訓へ人を理むるを務めず、専ら小人の賤事を習ひ、以て己が能と爲す。果して師と爲すに堪へんや。幸に諸公審かに之を圖れ」と。閏月壬戌朔、師古・亮す、沐・公度、祕して・喪を發せず、潛に師道を密州より逆へ、奉じて以て節度副使と爲す。

秋七月癸丑、高崇文、劉闢の衆萬人を【五】玄武に破る。甲午、詔して、凡そ西川の繼援の兵、悉く崇文の處分を取らしむ。

壬寅、至徳大聖大安孝皇帝を【五】豐陵に葬る。廟を順宗と號す。

八月壬戌、妃郭氏を以て貴妃と爲す。

丁卯、皇子寧を立てて【五】鄧王と爲し、寬を澧王と爲し、宥を遂王と爲し、察を深王と爲し、寰を洋王と爲し、察を絳王と爲し、審を建王と爲す。

【四】 威儀。樂器の名。ひちりき。
 【四九】 疾病なるときは心亂る。
 【五〇】 玄武。漢の氏道の地、晉改めて玄武と曰ふ。唐、梓州に屬す、州の西九十里に在り。今の四川省嘉陵道中江縣。
 【五一】 豐陵は京兆の富平縣の東三十里甕金山に在り。
 【五二】 此れ皆、當時の州の名を以て封國の名と爲す。

李師道、軍務を總べ、之を久しくして朝命未だ至らず。師道、將佐に謀る。或るひと請ふ、「兵を出して四境を掠めん」と。高沐固く之を止め、「請ふ【三】兩税を輸し、官吏に申ね、鹽法を行はん」と。使を遣はし、相繼ぎて表を奉じ、京師に詣る。杜黃裳、其の未だ定まらざるに乗じて之を分たんと請ふ。上、劉闢が未だ平がざるを以て、己巳、師道を以て平盧留後と爲し、鄆州の事に知たらしむ。

【三】堂後主書滑渙。久しく中書に在り、知樞密劉光琦と相結ぶ。宰相、

事を議し、光琦と異なる者有れば、渙をして意を達せしめ、常に・欲する所を得。杜佑・鄭綱等、皆、意を低くして善く之を視る。鄭餘慶、諸相と事を議す。渙、旁より是非を指陳す。餘慶怒りて之を叱す。未だ幾くならずして相を罷む。四方の賂遺、虛日無し。中書舍人李吉甫、其の專恣なるを言ひ、之を去らんと請ふ。上、宰相に命じ、中書の四門を闔ちて搜掩せしめ、盡く其姦狀を得。九月辛丑、渙を【三】雷州の司戸に貶し、尋ぎて死を賜ふ。家財を籍沒す、凡そ數千萬。

壬寅、高崇文、又、劉闢の衆を鹿頭關に敗る。嚴秦、劉闢の衆を【五】神泉に敗る。河東の將阿跌光顔、兵を將ゐて高崇文に行營に會し、期を愆ること一日。誅を懼れ、深く入りて自ら贖はんと欲し、鹿頭

【三】 以て、謹みて朝廷に事へ、師古の爲す所を襲はざるを表するなり。
 【三四】 堂後主書。官名。
 【三五】 雷州。漢の合浦郡の徐聞縣の地、梁分ちて合州を置く。唐、雷州と改む。今の廣東省高雷道海康縣。
 【五六】 神泉。漢の涪城の地、晉、西國縣を置き、隋改めて神泉縣と爲す。唐、綿州に屬す。州の西北八十五里に在り。今の四川省西川道安縣の南五十里。

の西に軍し、其糧道を斷つ。城中憂へ懼る。是に於て關の綿江の柵將李文悅・鹿頭の守將仇良輔、皆、城を以て崇文に降る。關の堦蘇彊を獲。士卒降る者萬計。崇文遂に長驅し、直に成都を指す。向ふ所崩潰し、軍、行を留めず。辛亥、成都に克つ。劉闢・盧文若、數十騎を帥り、西して吐蕃に奔る。崇文、高霞寓等をして之を追はしめ、羊灌田に及ぶ。闢、江に赴く。死せず。之を擒にす。文若先づ妻子を殺し、乃ち石を繋ぎて自ら沈む。崇文、成都に入り、通衢に屯し、士卒を休息せしむ。市肆、驚かず。珍貨山積すれども、秋豪も犯さず。劉闢を檻して京師に送り、關の大將邢泚・館驛巡官沈衍を斬り、餘は問ふ所無く、軍府の事、巨細と無く、命じて一に韋南康の故事に遵はしむ。從容として指搗し、一境皆平ぐ。初め韋臯、西山運糧使崔從を以て邛州の事に知たらしむ。劉闢、反するや、從、書を以て闢を諫む。闢、兵を發して之を攻む。從、城に嬰りて固守す。闢敗れ、乃ち免るを得たり。從は融の曾孫なり。韋臯の參佐房式・韋乾度・獨孤密・符載・郝士美・段文昌等、素服麻屨し、士を銜み罪を請ふ。崇文皆釋して之を禮し、表を草して式等を薦め、厚く贖して之を遣る。段文昌を目して曰はく、「君は必ず將相と爲らん。未だ敢て奉薦せず」と。載は廬山の人、式は瑤の從子、文昌

【五七】綿江。綿水は綿州の雒縣の東三十里に在り、源は綿竹縣紫巖山に出づ。
 【五八】羊灌田。彭州に羊灌田守捉有り。
 【五九】韋臯、南康郡王に封ぜらる。
 【六〇】崔融は武后に事へ、文華を以て著はる。
 【六一】貨財を以て行を送るを贖と曰ふ。
 【六二】廬山。江州尋陽に在り。未だ嘗て縣を置かず。恐らくは誤ならん。
 【六三】房瑄は肅宗に相たり。

は志玄の玄孫なり。關に二妾有り、皆殊色なり。監軍、之を獻せんと請ふ。我に命じ、凶豎を討平せしむ。當に百姓を撫するを以て先と爲すべし。遂に婦人を獻じて以て媚を求むるは、豈に天子の意ならんや。崇文、義として此を爲さず」と。乃ち以て將吏の妻無き者に配す。杜黃裳、建議して蜀を征し、及び高崇文に方略を指受すること、皆、懸に事宜に合ふ。崇文素より劉潼を憚る。黃裳、之に謂つて曰はしむ、「若し功無くば、當に劉潼を以て相代らしむべし」と。故に能く其死力を得。蜀平ぐに及び、宰相入りて賀す。上、黃裳を目して曰はく、「卿の功なり」と。辛巳、詔して、少室山人李渤を徵して左拾遺と爲す。渤、疾と辭して、至らず。然れども朝政に得失有れば、渤輒ち附奏陳論す。冬十月甲子、易定節度使張茂昭・入朝す。制して、資・簡・陵・榮・昌・瀘・六州を割きて東川に隸す。房式等未だ京師に至らざるに、皆、省寺の官に除す。丙寅、高崇文を以て西川節度使と爲す。戊辰、嚴礪を以て東川節度使と爲す。庚午、將作監柳晟を以て山南西道節度使と爲す。晟、漢中に至る。府兵、劉闢を討ちて還り、未だ城に至らざるに、詔し

【六四】段志玄は唐初の開國の功臣なり。
 【六五】時に東西の諸鎮の諸將、劉潼、軍を持すること、嚴整と號す。故に崇文、之を憚る。
 【六六】少室山。河南登封縣に在り。
 【六七】資州は漢の資中縣の地。隋、資陽郡を置く。唐、資州と爲す。乾元二年、資瀘普合の四州の境を分ちて昌州を置く。
 【六八】憲宗、人才を收拾するに急にして以て反側を安んず。
 【六九】府兵。漢中の兵なり。唐、漢中を以て興元府と爲す。故に之を府兵と謂ふ。唐初のいはゆる府兵に非ざるなり。

て復た遣りて梓州に戌せしむ。軍士怨み怒り、監軍を脅し、亂を作さんと謀る。晟、之を聞き、疾驅して城に入り、之を慰勞す。既にして問うて曰はく、「汝が曹何を以て功を成すを得たる」と。對へて曰はく、「反者劉闢を誅せるのみ」と。晟曰はく、「闢、詔命を受けざるを以て、故に汝が曹以て功を立つるを得たり。豈に復た他人をして汝を誅して以て功と爲さしむ可けんや」と。衆皆拜謝し、戌所に詣ること詔書の如くせんと請ふ。軍府、是に由りて安きを獲たり。

壬申、平盧留後李師道を以て節度使と爲す。

戊子、劉闢、長安に至る。族黨を并せて之を誅す。

武寧節度使張愔・疾有り。上表して代を請ふ。十一月戊申、愔を徵して工部尚書と爲し、東都留守王紹を以て之に代らしむ。復た濠泗二州を以て武寧軍に隸す。徐人、二州を得るを喜ぶ。故に亂を爲さず。

丙辰、内常侍吐突承璀を以て左神策中尉と爲す。承璀、上に東宮に事へ、幹敏を以て幸を得たり。

是歲、回鶻入貢す。始めて摩尼を以て偕に來る。中國に於て寺を置き之を處く。其法、日晏れて乃ち食し、(三)輩を食すれども酒酪を食せず。回鶻、之を信奉す。可汗、或は與に國事を議す。

二年、春正月辛卯、上、園丘に祀る。天下に赦す。

上、杜佑が高年にして重徳なるを以て、之を禮重し、常に司徒と呼びて名いはす。佑、老疾を以て致仕を請ふ。詔して、佑をして毎月入朝すること、再三に過ぎず、因つて中書に至りて大政を議せしむ。它日、樊川に歸るを聽す。

門下侍郎同平章事杜黃裳、經濟の大略有り、而して小節を修めず。故に久しく相位に在るを得ず。乙巳、黃裳を以て同平章事とし、河中晉絳慈隰節度使に充つ。己酉、戸部侍郎武元衡を以て門下侍郎と爲し、翰林學士李吉甫を中書侍郎と爲し、竝に同平章事とす。吉甫、之を聞きて感泣し、中書舍人裴垍に謂つて曰はく、「吉甫、江淮に流落すること、十五年を踰ゆ。一旦、恩を蒙りて此に至る。徳に報ゆる所以を思ふに、惟だ賢を進むるに在り。而るに朝廷の後進、接識する所罕なり。君、精鑒有り。願はくは悉く我が爲めに之を言へ」と。垍、筆を取りて三十餘人を疏す。數月の間に、選用して略ぼ盡く。當時翕然として、吉甫を稱して人を得たりと爲す。

二月癸酉、邕州奏す。(三)「黃賊を破り、其酋長黃承慶を獲たり」と。

夏四月甲子、右金吾大將軍范希朝を以て朔方靈鹽節度使と爲し、右神策・鹽州・定遠の兵を以て

【七〇】濠泗二州を分つこと一百三十五卷德宗貞元十六年に見ゆ。
【七一】幹敏。才幹あり敏捷なること。
【七二】摩尼。回鶻の摩尼は猶ほ中國の僧のごとし。其教、天竺と又異なり。
【七三】輩は辛臭の菜なり。漚は乳汁なり。

【一】杜佑、亭觀を樊川に治め、賓客と酒を置きて樂を爲す。
【二】德宗貞元七年、寶參、貶せられ、陸贄、相たり、吉甫が參に黨するを疑ひ、明州の長史に貶す。是に至りて相となる、凡そ十六年。
【三】黃賊。西原洞の蠻なり。
【四】右神策の五鎮は、奉天・麟游・良原・慶州・懷遠の五なり。
【五】定遠軍は、本、靈州に屬す。靈、境を接し、相距ること三百里。定遠軍は黃河の北岸に在り。蓋し分ちて靈州に成するなり。

焉に隸す。(六)以て舊弊(七)邊將に任ずるを革むるなり。

秋八月、劉濟・王士眞・張茂昭、私隙を争ひ、迭に相表し・罪を加へんと請ふ。戊寅、給事中房式を以て幽州成德義武宣慰使と爲し、之を和解せしむ。

九月乙酉、密王綱・薨す。

(八)夏蜀既に平ぎ、藩鎮 惕息し、多く入朝せんことを求む。鎮海節度使李錡も亦自ら安んぜず、入朝せんことを求む。上、之を許し、中使を遣はし、京口に至り、慰撫し、且つ其將士を勞はしむ。錡、判官王澹を署して留後と爲すと雖も、實は行意無く、屢 行期を遷す。澹、勅使と與に、數 之を勸諭す。錡、悦ばず。上、表して疾と稱し、歲暮に至りて入朝せんと請ふ。上、以て宰相に問ふ。武元衡曰はく、「陛下初めて政に即き、錡、朝せんことを求めて朝するを得、止めんを求めて止むるを得ば、可否、錡に在り。將た何を以て四海に令せん」と。上、以て然りと爲し、詔を下して之を徵す。

錡、計窮まり、遂に反を謀る。王澹既に 留務を掌り、軍府に於て、頗る 制置する有り。錡、益々平かならず。密に親兵に諭し、之を殺さしむ。會(二)冬服を頒つ。錡、兵を嚴にして帳中に坐す。澹、勅使と與に入り調す。軍士數百有り、庭に謀りて曰はく、「王澹何人ぞ、擅に軍務を主ると。或も下

【六】 范希朝、宿衛より出でて帥たり。以て邊將に任ずるの弊を革むるなり。
【七】 綱。上の弟なり。
【八】 夏蜀。夏は楊惠琳、蜀は劉闢。
【九】 惕息。惕息として危み懼れ、苟くも氣息を延ぶる也。
【一〇】 留務を掌る。留後の事務を掌る也。
【一一】 唐、兵を養ふの制、春衣冬衣有り。

して之を饗食す。大將趙琦、出でて慰止す。又、之を饗食す。亦を勅使の頸に注し、詈罵して將に之を殺さんとす。錡、陽り驚きて之を救ふ。冬十月己未、詔して、錡を徵して左僕射と爲し、御史大夫李元素を以て鎮海節度使と爲す。庚申、錡、表して言ふ、「軍變あり留後・大將を殺せり」と。是より先、錡、腹心五人を選び、所部の五州の鎮將と爲す。姚志安は、蘇州に處り、李深は常州に處り、趙惟忠は湖州に處り、丘自昌は杭州に處り、高肅は睦州に處り、各 兵數千有り、刺史の動靜を伺察す。是に至りて、錡、各 其刺史を殺さしめ、牙將庾伯良を遣はし、兵三千を將ゐて(三)石頭を治めしむ。常州の刺史顏防、客李雲の計を用ひ、制を矯めて招討副使と稱し、李深を斬り、檄を蘇・杭・湖・睦に傳へ、同じく進討せんと請ふ。湖州の刺史辛祕、潛に郷閭の子弟數百を募り、夜趙惟忠の營を襲うて之を斬る。蘇州の刺史李素、姚志安の敗る所と爲り、錡に生致し、桎梏を具し、船舷に釘せらる。未だ京口に及ばざるに、會、錡敗れ、免るるを得たり。乙丑、制して、李錡の官爵及び(四)屬籍を削り、淮南節度使王鐔を以て諸道の兵を統べしめ、招討處置使と爲し、宣武・義寧・武昌の兵を徵し、并に(五)淮南・宣歙の兵は、俱に宣州に出で、江西の兵は信州に出で、浙東の兵は杭州に出で、以て之を討たしむ。

【一】 治。修むる也。
【二】 屬籍。李錡は宗室なり、故に屬籍に著く。
【三】 義寧。此時、義寧軍無し、新唐書には武寧に作る、當に之に従ふべし。
【四】 淮南の兵と宣歙の兵と、宣州の界に會し、上流の勢に乘じ、以て京口に臨む。是時、宣州の地は、北は當塗を盡し、江潁に至る。

高崇文、蜀に在ること朞年、一旦、監軍に謂つて曰はく、(一)「崇文は河朔の一卒なるに、幸に功有りて位を致し此に至れり。西川は乃ち宰相の回翔するの地、崇文叨に居ること日久し。豈に敢て自ら安んぜんや」と。屢、上表し、「蜀中は安逸にして、力を陳ぶる所無し。死を邊陲に效さんことを願ふ」と稱す。上、以て崇文に代らしむ可き者を擇び、而して其人を難んず。丁卯、門下侍郎同平章事武元衡を以て同平章事とし、西川節度使に充つ。

李錡、宣州の富饒なるを以て、先づ之を取らんと欲し、兵馬使張子良・李奉仙・田少卿を遣はし、兵三千を將ゐて之を襲はしむ。三人、錡が必ず敗れんことを知り、牙將裴行立と、同じく之を討たんと謀る。行立は錡の甥なり。故に悉く錡の密謀を知る。三將、城外に營し、將に發せんとするや、士卒を召し、之に諭して曰はく、「僕射・叛逆し、官軍四より集まる。常湖の二將繼ぎて死し、其勢已に蹙まる。今乃ち吾が輩をして遠く宣城を取らしめんと欲す。吾が輩、何爲れぞ之に隨つて族滅せん。豈に逆を去り順を效し、禍を轉じて福となすに若かんや」と。衆悦びて許諾す。即夜還りて城に趨く。行立、火を擧げて鼓譟し、之に内に應じ、兵を引きて牙門に趨く。錡、子良等が兵を擧ぐるを聞きて怒る。行立が之に應ずるを聞き、膺を撫して曰はく、「吾何をか望まん」と。跳走して樓下に匿る。親將李鈞、挽強三百を引き、山亭に趨き、戰はんと欲す。行立、兵を伏せ、邀へて之を斬る。錡、家を擧げて皆哭す。左右、錡を執へ、之

【一】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【二】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【三】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【四】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【五】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【六】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【七】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【八】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【九】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

【十】 高崇文は、本、幽州の人。宣州は宣城郡。

を裏むに幕を以てし、城下に籠り、京師に械送す。(二)挽強蕃落争うて自殺し、尸相枕藉す。癸酉、(三)本軍、以て聞す。乙亥、羣臣、紫宸殿に賀す。上、慨然として曰はく、「朕の不徳なる、宇内に數、紀を干す者有るを致す、朕の愧なり。何ぞ賀すること之れ爲さん」と。宰相、錡の(四)大功以上の親を誅せんと議す。兵部郎中蔣父曰はく、「錡の大功の親は、皆淮南の靖王の後なり。(五)淮南は佐命の功有り、陵に陪し廟に享せらる。豈に末孫が惡を爲すを以てして之を累はす可けんや」と。又、其兄弟を誅せんと欲す。父曰はく、「錡の兄弟は、故の都統國貞の子なり。國貞、(六)王事に死せり。豈に之をして祀られざらしむ可けんや」と。宰相、以て然りと爲す。辛巳、錡の従父弟宋州の刺史銛等、皆、官を貶して流放せらる。十一月甲申朔、錡、長安に至る。上、(七)興安門に御し、面のあたり之を詰る。對へて曰はく、「臣、初め、反せず。張子良等、臣に教へしのみ」と。上曰はく、「卿、元帥たり。子良等、反を謀らば、何ぞ之を斬りて然る後入朝せざる」と。錡、以て對ふる無し。乃ち其子師回を并せて之を置斬す。有司、錡の祖考の塚廟を毀たんと請ふ。中丞盧坦・上言す、「李錡父子、誅を受け、

【一】 錡が挽強蕃落を養ふ事、前卷德宗の貞元十七年に見ゆ。

【二】 本軍。浙西軍。

【三】 紫宸殿。宣政殿の北に在り。

【四】 大功以上。大功は従父兄弟姉妹以上を謂ふ。則ち莽の親なり。

【五】 淮南王神通、諡して靖と曰ふ。

【六】 神通、兵を起して以て義師に應じ、功を以て獻陵に陪葬し、高祖の廟庭に配享せらる。

【七】 王事に死す。事、二百二十二卷肅宗の寶應元年に見ゆ。

【八】 興安門。唐の大明宮の南面に五門あり、興安門は西來の第一門なり。

罪已に塞がる。昔、漢、(三〇)霍禹を誅し、霍光を罪せず。先朝、(三〇)房遺愛を誅し、房玄齡に及ばず。(三六)康誥に曰はく、(三二)「父子兄弟、罪、相及ばず」と。況や錡が不善を爲すを以てして、罪、五代の祖に及ばんや」と。乃ち毀たす。有司、錡の家財を籍して京師に輸る。翰林學士裴鉞・李絳、上言して以爲はく、「李錡、僭侈にして、(三〇)六州の人を割剝し、以て其家を富まし、或は其身を枉殺して、其財を取る。陛下、百姓の告ぐる無きを閲む、故に討ちて之を誅せり。今、金帛を輦にして以て上京に輸らば、恐らくは遠近、望を失はん。願はくは逆人の資財を以て浙西の百姓に賜ひ、今年の租賦に代へよ」と。上、嘉歎する。と之を久しくし、即ち其言に従ふ。

昭義節度使盧從史、内は王士真・劉濟と潛に通じ、而して外は策を獻じ、(三一)山東を圖らんと請ひ、擅に兵を引きて東に出づ。上、召して還らしむ。從史、食に邢洛に就くに託言し、時に詔を奉せず。之を久しくして乃ち還る。它日、上、李絳を召して(三二)浴堂に對し、之に語りて曰はく、「事に極めて異なる者有り、朕、比、之を言ふを欲せず。朕、鄭綱と議し、從史に勅して上黨に歸らしめ、續ぎて徵して入朝せしむ。綱乃ち之を從史に泄らし、「上黨、糧乏し。食に山東に就く」と稱せし

【三〇】 霍禹を誅すること、二十五卷漢の宣帝地節四年に見ゆ。
 【三一】 房遺愛を誅すること、一百九十九卷高宗永徽四年に見ゆ。
 【三二】 康誥。尙書の篇名。
 【三三】 父子兄弟云云。左傳、晉の胥臣が康誥を引くの辭。今の尙書康誥には此語有る無し。
 【三四】 六州。潤、陸、常、蘇、湖、杭なり。
 【三五】 時に魏博恆冀は太行山の東に在り。
 【三六】 浴堂。唐の禁中に浴堂殿有り、德宗以來常に之に居る。

む。人臣と爲り、朕に負くこと乃ち爾り。將に何を以て之を處せんとする」と。對へて曰はく、「審し此の如くならば、滅族して餘有り。然れども綱、從史必ず自ら言はじ。陛下、誰より之を得たる」と。上曰はく、「吉甫密に奏せり」と。絳曰はく、「臣竊に摺紳の論を聞くに、綱を稱して佳士と爲す。恐らくは必ず然らざらん。或は同列、朝政を専らにせんと欲し、寵を疾み前を忌む。願はくは陛下、更に之を熟察せよ。人をして「陛下、讒を信ず」と謂はしむる勿れ」と。上良久しくして曰はく、「誠に然り。綱必ず此に至らじ。卿の言に非ざりせば、朕幾ど處分を誤らんとせしならん」と。上又嘗て從容として絳に問うて曰はく、「諫官多く朝政を誘誦す。皆、事實無し。朕、其の尤なる者一二人を諫して以て其餘を傲めんと欲す。何如」と。對へて曰はく、「此れ殆ど陛下の意に非ず。必ず邪臣の陛下の聰明を壅蔽せんと欲する者有らん。人臣の死生、人主の喜怒に繫らば、敢て口を發きて諫むる者幾くか有らん。就ひ諫むる者有りと、皆、晝度り夜思ひ、朝に刪り暮に減じ、上達を得るに比びては、什に二三無からん。故に人主孜孜として諫を求むるも、猶ほ至らざらんことを懼る。況や之を罪するをや。此の如くせば、天下の口を杜がん。社稷の福に非ざるなり」と。上、其言を善みして止む。羣臣、尊號を上りて睿聖文武皇帝と曰はんと請ふ。丙申、之を許す。蓋屋の尉集賢校理白居易、樂府及び詩百餘篇を作り、時事を規諷し、禁中に流聞す。上見て之を悦び、召して翰林に入れ、學士と爲す。

十二月丙辰、上、宰相に謂つて曰はく、『太宗、神聖の資を以てすら、羣臣進諫する者、猶ほ往復すること數四なりき。況や朕が寡昧なるをや。今より、事、違ふ有らば、卿當に十たび論すべし。但だ一二にして已む無かれ』と。

丙寅、高崇文を以て同平章事とし、邠寧節度・京西諸軍都統に充つ。

山南東道節度使于頔、上の英威を憚り、子季友の爲めに、主に尙せんことを求む。上、(三)皇女普寧公主を以て之に妻はす。翰林學士李絳諫めて曰はく、『頔は虜族にして、季友は庶孽なり。以て帝女を辱むるに足らず。宜しく更に高門の美才を擇ぶべし』と。上曰はく、『此れ卿が知る所に非ず』と。己卯、公主、季友に適く。恩禮甚だ盛なり。頔、望外に出で、大に喜ぶ。之を頃くして、上、人をして之を諷せしめ、入朝して恩を謝せしむ。頔遂に詔を奉ず。

是歲、李吉甫、元和國計簿を撰して之を上る。總計、天下の方鎮四十八、州府二百九十五、縣千四百五十三、(三)其鳳翔・鄜坊・邠寧・振武・涇原・銀夏・靈鹽・河東・易定・魏博・鎮冀・范陽・滄景・淮西・淄青等の十五道、七十一州は、戶口を申さざる外、每歲、賦税の倚辦は、浙江東西・宣歙・淮南・江西・鄂岳・福建・湖南の八道、四十九州・一百四十四萬戶に止まり、天寶の稅月に比し、四分して三を減す。天下の兵、給を縣官に仰ぐ者、八十三萬餘人、天寶に比し、三分して一を増す。大率二戸ごとに一兵を資す。(三)其の水旱の傷る所、時に非ずして調發するは、此數に在らず。

三年、春正月癸巳、羣臣、尊號を上りて睿聖文武皇帝と曰ふ。天下に赦す。今より長吏、闕に詣り、進奉するを得る無からしむ。(二)知樞密劉光琦・奏す、『諸使を分遣し、赦を齎して諸道に詣らしめん』と。意、其饋遺を分たんと欲するなり。翰林學士裴鉉・李絳・奏す、『勅使至る所煩擾す。若かじ但だ急遽に附せんには』と。上、之に従ふ。光琦、舊例を稱す。上曰はく、『例是なれば則ち之に従ふ。苟くも是に非ずと爲さば、奈何ぞ改めざらん』と。

臨涇鎮將郝玼以へらく、臨涇は地險要にして水草美なり。吐蕃將に入寇せんとすれば、必ず其地に屯すと。涇原節度使段祐に言ひ、奏して之に城かしむ。是より、(三)涇原、安さを獲たり。

二月戊寅、(三)威安大長公主、回鶻に薨す。三月、回鶻の騰里可汗卒す。

【三】普寧公主。普寧は郡の名。容州は普寧郡。

【四】頔は子謹の裔孫。謹の先子栗磾、本姓は勿忸于氏、折拔氏に従つて代北に起る、故に絳、然云ふ。

【五】鳳翔・鄜坊・邠寧・振武・涇原・銀夏・靈鹽・河東は皆邊を被り、易定・魏博・鎮冀・范陽・滄景・淮西・淄青は皆藩鎮世襲なり、故に並に戶口を申し賦税を納れず。

【三】水旱の傷る所は賦税を量減す。非時の調發は常賦の外に出づ。

【一】代宗の永嘉中、内樞密使を置き、宦者を以て之と爲す。初め司局を置かず、但、屋三楹有り、文書を貯ふるのみ。其職、惟だ表奏を受け内中に於て進呈するを掌る。若し人主、處分する有るときは、中書門下に宣布して施行す。

【二】安史の亂後、原州は吐蕃に没す。是後、遂に臨涇を以て治所と爲す。

【三】蓬州は威安郡。德宗貞元四年、威安公主、回鶻に下嫁すること、二百三十三卷に見ゆ。

癸巳、(四) 郇王總・薨す。

辛亥、御史中丞盧坦・奏し、「前の山南西道節度使柳晟・前の浙東觀察使閻濟美、(五) 赦に違うて進奉す」と彈す。上、坦を召し、之を褒慰して曰はく、「朕已に其罪を釋せり。信を失ふ可からず」と。坦曰はく、「赦令、海内に宣布するは、陛下の大信なり。晟等、陛下の法を畏れず。奈何ぞ小信を存し大信を棄てんや」と。上乃ち命じ、進むる所を有司に歸せしむ。

夏四月、上、賢良・方正・直言・極諫の舉人を策試す。伊闕の尉牛僧孺、(六) 陸渾の尉皇甫湜、(七) 前の進士李宗閔、皆時政の失を指陳し、避くる所無し。吏部侍郎楊於陵・吏部員外郎韋貫之、考策官と爲る。貫之、署して上策と爲す。上も亦之を嘉す。中書に詔して、優に處分を與へしむ。李吉甫、其言の直なるを惡み、泣きて上に訴へ、且つ言ふ、「翰林學士裴均・王涯、策を覆す。湜は涯の甥なり。涯、先づ言はず、均、異同する所無し」と。上、已むを得ず、均・涯の學士を罷む。均、戶部侍郎と爲り、涯、都官員外郎と爲り、貫之、果州の刺史と爲る。後數日、貫之再び(八) 巴州の刺史に貶せられ、涯、(九) 虢州の司馬に貶せらる。乙亥、楊於陵を以て嶺南節度使と爲す。亦、策を考するに異同無かりしに坐するなり。僧孺等、之を久しく

- 【四】 總。上の弟なり。
- 【五】 赦とは是年正月癸巳の赦なり。
- 【六】 陸渾縣は春秋の陸渾戎の居る所なり。唐、洛州に屬す。
- 【七】 李宗閔、進士に擢でられ、華州の參軍に調せらる。故に前の進士と曰ふ。
- 【八】 覆。審かに考ふる也。
- 【九】 果州より京師に至るまで一千五百二十八里。
- 【一〇】 巴州は二千三百六十里。
- 【一一】 虢州は四百三十里。

して調せられず。各、群に藩府に従ふ。僧孺は(一三) 弘の七世の孫、宗閔は(一四) 元懿の玄孫、貫之は(一五) 福嗣の六世の孫、湜は陸州(一六) 新安の人なり。

丁丑、(一七) 五月朔の宣政殿の朝賀を罷む。荆南節度使裴均を以て右僕射と爲す。均素と宦官に付き、貴顯を得、僕射と爲り、自ら矜大なり。嘗て入朝し、位を踰えて立つ。中丞盧坦、揖して之を退く。均、從はず。坦曰はく、「昔、姚南仲、僕射と爲り、位、此に在りき」と。均曰はく、「南仲は何人ぞ」と。坦曰はく、「是れ正を守りて、權倖に交はらざる者なり」と。(一八) 坦尋ぎて右庶子に改めらる。

五月、翰林學士左拾遺白居易・上疏して以爲はく、(一九) 『牛僧孺等、時事を直言し、恩獎登科し、而して更に斥逐に遭ひ、竝に出でて關外の官と爲る、楊於陵等、考策して敢て直言を收むるを以て、裴均等、覆策して直言を退けざるを以て、皆、坐して譴謫せらる。盧坦、數、職事を擧ぐるを以て、庶子に黜けらる。此數人は、皆、今の人望にして、天下、其進退を視、以て時の否臧を卜する者なり。一旦、罪無きに、悉く之を疎棄し、上下、口を杜ぢ、衆心洶洶たり。陛下亦之を知るか。且つ陛下既に詔を下し、之が直言を徵し、之が極諫

- 【一三】 牛弘は隋に相たり。
- 【一四】 鄭元懿は高祖の子。
- 【一五】 韋福嗣は一百八十二卷隋の煬帝大業九年に見ゆ。
- 【一六】 新安。漢の歙縣の地。
- 【一七】 唐の制、元正・冬至には正牙に於て朝賀を受く。貞元七年に至り、勅して毎年五月一日、宣政殿に御し、文武百僚と相見る。京官の九品以上、外官の朝奏に因りて京に在る者、竝に列に就く。本、五月一日は陰生じ、臣子の道長じ、君父の道衰へ、善月に非ざるを以て、因つて是日の相見の儀を制す。
- 【一八】 裴均、之を惡めばなり。
- 【一九】 牛僧孺等、群に藩府に従ふ、故に以て關外の官と爲す。

を索め、僧孺等が對ふる所此の如し。縦ひ未だ推して之を行ふ能はずとも、又何ぞ罪して之を斥くるに忍びんや。昔、徳宗初めて位に即き、亦、直言極諫の士を徴し、天旱を策問せり。穆質對へて云はく、「兩漢の故事、三公當に免すべし。卜式著議せり、「弘羊烹る可し」と。」徳宗深く之を嘉し、(一五)畿尉より擢でて左補闕と爲せり。今僧孺等が言ふ所、未だ穆質に過ぎざるに、而も遽に之を斥く。臣、祖宗を嗣ぐの道に非ざらんことを恐る」と。質は(一六)寧の子なり。

丙午、回鶻の新可汗を冊し、愛登里囉汨密施合毗伽保義可汗と爲す。西原蠻の酋長(一七)黃少卿、降らんと請ふ。六月癸亥、以て歸順州の刺史と爲す。

(一三)沙陀、勁勇にして諸胡に冠たり。吐蕃、之を甘州に置き、戰ふ毎に、以て前鋒と爲す。回鶻、吐蕃を攻め、涼州を取る。吐蕃、沙陀が回鶻に貳あるを疑ひ、之を河外に遷さんと欲す。沙陀懼る。酋長朱邪盡忠、其子執宜と謀り、復た自ら唐に歸す。遂に部落三萬を帥ゐ、(一四)烏德鞬山に循うて東す。行くこと三日、吐蕃の追兵大に至り、洮水より轉戦して(一五)石門に至る。凡そ數百合。盡忠、死し、士衆、死する者大半。執宜、其餘衆を帥ゐ、猶ほ萬人に近く、騎三千、靈

【一五】京兆府、兩赤縣を除く外、餘は畿縣と爲す。唐の制、凡そ都を置けば、其郭下の縣は赤縣と爲し、餘縣は亦畿縣と爲す。

【一六】穆寧は黃真卿と同じく安祿山を討つ。

【一七】黃少卿が反する事、二百三十四卷徳宗の貞元十年に見ゆ。

【一八】沙陀、吐蕃に降ること、二百三十三卷貞元六年に見ゆ。

【一九】烏德鞬山は回鶻の牙帳の西、甘州の東北に在り。

【二〇】石門水は高平縣の西八十里に在り。唐、此に於て石門關を置く、原州平高縣の界に在り。

州に詣りて降る。靈鹽節度使范希朝、之を聞き、自ら衆を帥ゐて塞上に迎へ、之を靈州に置き、爲めに牛羊を市ひ、其畜牧を廣くし、善く之を撫す。詔して、陰山府を置き、執宜を以て兵馬使と爲す。未だ幾くならずして、盡忠の弟葛勒阿波、又、衆七百を帥ゐ、希朝に詣りて降る。詔して、以て陰山府都督と爲す。是より、靈鹽、征討有る毎に、之を用ひ、向ふ所皆捷つ。靈鹽軍益々強し。

秋七月辛巳朔、日、之を食する有り。

右庶子盧坦を以て宣歙觀察使と爲す。(一八)蘇彊が誅せらるるや、兄弘、晉州の幕府に在り、自ら免じて歸る。人、敢て辟するもの莫し。坦、奏す、「弘、才行有り。其弟の故を以て之を廢す可からず。

請ふ辟して判官と爲さん」と。上曰はく、「曩に蘇彊をして死せざらしめん

【一八】蘇彊は劉關の婿なり。元年、逆黨を以て誅せらる。

には、果して才行有らば、猶ほ用ふ可きなり。況や其兄をや」と。坦、官に到り、旱饑に値ひ、穀價日に増す。或るひと、其價を抑へんと請ふ。坦曰はく、「宣歙は土狭く穀少く、仰ぐ所は四方の來者なり。若し價賤しくば、則ち商船、復た來らず、益々困しまん」と。既にして米斗ごとに二百、商旅輻湊す。

九月庚寅、于頔を以て司空と爲す。同平章事は故の如し。右僕射裴均に同平章事を加へ、山南東道節度使と爲す。淮南節度使王鏐、入朝す。鏐の家臣に富み、進奉を厚くし、及び宦官に賂ひ、平章事を求む。翰林學士白居易以爲はく、「宰相は人臣の極位なり。清望大功に非ざれば、應に授くべから

す。昨、裴均を除し、(元)外議已に紛然たり。今、又、鏐を除せば、則ち鏐の如きの輩、皆、冀望を生ず。若し盡く之に與へば、則ち典章大に壞れ、又、恩を感せざらん。與へずは、則ち厚薄、殊なる有り、或は怨望を生せん。俸門一たび啓かば、奈何ともす可き無からん。且つ、鏐、鎮に在ること五年、百計誅求し、貨財既に足り、自ら進奉を入る。若し宰相に除せば、四方の藩鎮、皆、「鏐、進奉を以て之を得たり」と謂ひ、競うて刻剝を爲さん。則ち百姓何を以て之に堪へん」と。事遂に寝む。

壬辰、宣武節度使韓弘に同平章事を加ふ。

丙申、戸部侍郎裴均を以て中書侍郎・同平章事と爲す。上、(二)李吉甫の故を以て均の學士を罷むと雖も、然も寵信彌、厚し。故に未だ幾くならざるに、復た擢でて相と爲す。初め德宗、宰相に任せず、天下の細務、皆自ら之を決す。是に由りて、裴延齡の輩、事を用ふるを得たり。上、藩邸に在り、心固に之を非とす。位に即くに及び、宰相を選擢し、心を推して之に委ぬ。嘗て均等に謂つて曰はく、(元)「太宗・玄宗の明を以てすら、猶は輔佐を藉り、以て(三)其理を成せり。況や朕の如く、先聖に及ばざること萬倍なる者をや」と。均も亦誠を竭して輔佐す。上嘗て均に問ふ、「理を爲すの要は何をか先とする」と。對へて曰はく、「先づ其心を正しくす」と。舊制に、民、税を輸すること三有り。

- 【二六】裴均も亦宦官に要結せる者なり。
- 【二七】德宗の貞元十九年、鏐、淮南の帥と爲る。
- 【二八】是年四月、均の學士を罷む。
- 【二九】房杜姚宋を藉りて以て貞觀開元の治を成せるを謂ふ。
- 【三〇】理は治なり。

一に曰はく上供、二に曰はく送使、三に曰はく留州。建中の初め、兩税を定め、貨重く錢輕し。是後、貨輕く錢重し。民の出す所、已に其初めに倍す。其留州・送使の者は、所在又(三)省估を降し、實估に就き、以て民に重斂す。均が相と爲るに及び、奏す、「天下の留州・送使の物は、請ふ一切、省估を用ひん。其觀察使、先づ理むる所の州に税し、以て自ら足らざるを給し、然る後屬する所の州に税するを許さん」と。是に由りて、江淮の民稍蘇息す。是より先、執政多く諫官が時政の得失を言ふを惡む。均獨り之を賞す。均、器局峻整にして、人、敢て干すに私を以てせず。嘗て故人有り、遠きより之に詣る。均、資給優厚に、從容として款狎す。其人、間に乘じて京兆の(三)判司を求む。均曰はく、「公は此官に稱はず。敢て故人の私を以て朝廷の至公を傷つけず。它日、官宰相の公を憐む者有らば、之を得るを妨げじ。均は則ち必ず不可なり」と。

- 【三一】省估。郡省の立つる所の價なり。
- 【三二】判司。凡そ州府の諸曹參軍、皆、之を判司と謂ふ。
- 【三三】唐の原州は、本、平高縣に治す。廣徳元年、吐蕃に没す。涇原節度使馬璘表し、行原州を靈臺の百里城に置く。貞元十九年、徙りて平京に治す。是に至りて徙りて臨涇に治す。臨涇は、本、隋の湫谷縣。今の甘肅省涇原道鎮原縣。

戊戌、中書侍郎同平章事李吉甫を以て同平章事とし、淮南節度使に充つ。

河中晉絳節度使邠の宣公杜黃裳・薨す。

冬十二月庚戌、(三)行原州を臨涇に置き、鎮將郝玘を以て刺史と爲す。

南詔王異牟尋卒す。子尋閣勸立つ。

唐憲宗昭文章武大聖至神孝皇帝元和三年

四年、春正月戊子、簡王遘薨す。

渤海の康王嵩麟卒す。子元瑜立つ。永徳と改元す。

南方旱饑す。庚寅、左司郎中鄭敬徳等に命じ、江淮二浙荆湖襄鄂等道宣慰使と爲し、之を賑恤せしむ。將に行かんとするとき、上、之を戒めて曰はく、「朕、宮中に帛一匹を用ふるも、皆、其數を籍す。惟だ百姓を調救するには、則ち費を計らず。卿が輩、宜しく此意を識るべし。」潘孟陽が酒を飲み山に遊ぶに效ふ勿らんのみ」と。

給事中李藩、門下に在り、制敕、不可なる者有れば、即ち黃紙の後に於て之を批す。吏、更に素紙を連ねんと請ふ。藩曰はく、「此の如きは乃ち狀なり。何ぞ批敕と名けん」と。裴垪、「藩、宰相の器有り」と薦む。上以へらく、門下侍郎同平章事鄭絪、循黙して容れられんことを取ると。二月丁卯、絪を罷めて太子賓客と爲し、藩を擢でて門下侍郎同平章事と爲す。藩、知れば言はざる無し。上甚だ之を重んず。

河東節度使嚴綬、鎮に在ること九年、軍政補署、一に監軍李輔光に出で、綬は手を拱くのみ。裴垪、具に其狀を奏し、李邕を以て之に代へんと請ふ。三月乙酉、綬を以て左僕射と爲し、鳳翔節度使李邕を以て河東節度使と爲す。

成徳節度使王士眞薨す。其子副大使承宗、自ら留後と爲る。河北の三鎮相承け、各副大使を置

き、嫡長を以て之と爲し、父没すれば則ち代りて軍務を領す。上、久しく早するを以て、德音を降さんと欲す。翰林學士李絳・白居易・上言して以爲はく、「實惠をして人に及ばしめんと欲せば、其租税を減するに如くは無し」と。又言ふ、「宮人驅使の餘、其數猶ほ廣し。事は宜しく費を省くべく、物は情に徇ふを貴ぶ」と。又、諸道の横斂して以て進奉に充つるを禁せんと請ふ。又言ふ、「嶺南・黔中・福建の風俗、多く良人を掠め、賣りて奴婢と爲す。乞ふ嚴に禁止せん」と。閏月己酉、制して、天下の繫囚を降し、租税を蠲き、宮人を出し、進奉を絶ち、掠賣を禁すること、皆、二人の請の如くす。己未、雨ふる。絳・表して賀して曰はく、「乃ち知る、憂、事に先だつ、故に能く憂無し。事至りて憂ふるは、事を救ふ無きを」と。

初め、王叔文の黨既に貶せられ、詔有り、赦に遇ふと雖も、量移するを得る無し。吏部尚書鹽鐵轉運使李巽奏す、「郴州の司馬程昇、吏才明辨なり。請ふ以て揚子留後と爲さんと。上、之を許す。巽、督察に精しく、吏人、千里の外に居れども、戰栗すること巽の前に在るが如し。昇、簿籍を句檢すること、又、巽よりも精し。卒に其用を獲たり。魏徴の玄孫稠、貧甚だしく、故第を以て錢に人に質す。平盧節度使李師道、私財を以て之を贖出

【一】 遣。代宗の子。
【二】 調救。にぎはし、すくふ。
【三】 事、元年に見ゆ。
【四】 貞元十九年、嚴綬、河東を鎮すること、前卷に見ゆ。
【五】 宮中に冗食し、歲ごとに給賜を費すは、費を省くに非ず。
【六】 内に怨女多きは、情に徇ふに非ず。
【七】 事始めて前卷永貞元年に見ゆ。
【八】 揚州の揚子縣、大曆より以來、鹽鐵轉運使、巡院を此に置く、故に留後を置く。
【九】 魏徴の宅は丹鳳坊直出南面の永興坊の内に在り。

せんと請ふ。上、白居易に命じて詔を草せしむ。居易奏して言ふ、「事、激勸に關はる、宜しく朝廷に出づべし。師道は何人ぞ、敢て斯の美を掠めん。望むらくは有司に救し、官錢を以て贖うて後嗣に還さんことを」と。上、之に従ひ、内庫の錢二千緡を出し、贖うて魏稠に賜ひ、仍ほ質賣を禁ず。王承宗の叔父士則、承宗が擅に自ら立てるを以て、禍の宗に及ばんことを恐れ、幕客劉栖楚と、俱に自ら京師に歸る。詔して士則を以て神策大將軍と爲す。

翰林學士李絳等奏して曰はく、「陛下、大寶を嗣膺し、茲に四年。而るに儲闈未だ立たず、典冊、行はれず。是れ窺覩の端を開き、重愼の義に乖く。宗廟を承け社稷を重んずる所以に非ざるなり。伏して望むらくは、(一)擣謙の小節を抑へ、至公の大典を行はんことを」と。丁卯、制して、長子鄧王寧を立てて太子と爲す。寧は紀美人の子なり。

辛未、靈鹽節度使范希朝・奏す、「太原の兵六百人の衣糧を以て沙陀に給せん」と。之を許す。

夏四月、山南東道節度使裴均、中人の助有るを恃み、(二)德音の後に於て、銀器千五百餘兩を進む。翰林學士李絳・白居易等・上言す、「均、此を以て陛下を嘗みんと欲す。願はくは之を却けよ」と。上遂に命じて銀器を出して度支に付せしむ。既にして旨有り、進奏院に諭す、「今より諸道の進奉、御史臺に申すを得る無かれ。訪問する者有らば、輒ち名を以て聞せよ」と。白居易復た以て言を爲す。上、

【一】擣謙。へりくだること。
【二】是年正月、天下に赦し、進奉を禁ず。

聽かず。

上、河北諸鎮の世襲の弊を革めんと欲し、王士眞の死に乘じ、朝廷より人を除せんと欲し、從はす

んば則ち師を興して之を討たんとす。裴均曰はく、(三)「李納は政扈不恭なり。」

王武俊は國に功有り。陛下、前に(四)師道に許し、今承宗に奪はば、沮勸、理に違ひ、彼必ず服せざらん」と。是に由りて、議、久しく決せず。

上、以て諸學士に問ふ。李絳等對へて曰はく、「河北、聲教に遵はず、誰か憤歎せざらん。然れども今日之を取らば、或は恐らくは未だ能はざらん。成徳は武俊より以來、(五)父子相承くること、四十餘年、人情、貫習し、

以て非と爲さず。況や承宗已に軍務を總べ、一旦之を易へば、恐らくは未だ必ずしも詔を奉せざらん。又、范陽・魏博・易定・淄青、地を以て相傳へ、成徳と體を同じくす。彼、成徳に人を除するを聞かば、必ず内自ら安んぜず、陰に相黨助せん。(六)茂昭請有りと雖も、亦恐らくは誠に非ざらん。

今、國家、人を除し、承宗に代らしめば、彼の鄰道勸め成し、進退、利有あらん。若し除する所の人、彼に入るを得ば、則ち自ら以て功と爲さん。若し詔令、行はれざる所有り、彼因つて潛に相交結せば、國體に在りて、豈に遽に休む可けんや。須く師を興して四面より攻討すべし。(七)彼の將帥には則

【三】李納の罪は、興元の敕令を以て、遂に含貸を蒙る。
【四】李抱眞と與に朱滔を破りしを謂ふ。
【五】建中三年、王武俊、始めて板蕩を有ち、是に至るまで二十八年。
【六】貫習。慣習に同じ。慣熟するなり。
【七】張茂昭、王武俊と隙有り、故に承宗に代らんと請ふ。
【八】大曆貞元より以來、兵を用ふるの弊正に此の如し。

ち官爵を加へ、士卒には則ち衣糧を給し、兵を按じ寇を玩び、坐して勝負を觀、而して勞費の病、盡く國家に歸せん。今、江淮水あり、公私困竭す。軍旅の事、殆ど未だ輕しく議す可からざるなり」と。左軍中尉吐突承瑛、上の意を希ひ裴垼の權を奪はんと欲し、自ら兵を將ゐて之を討たんと請ふ。宗正少卿李拭奏して稱す、「承瑛は討たざる可からず。承瑛は親近の信臣なり。宜しく委ぬるに禁兵を以てし、諸軍を統べしむべし。誰か敢て服せざらん」と。上、拭の狀を以て諸學士に示して曰はく、「此れ姦臣なり。朕が承瑛を將とせんと欲するを知る、故に此奏を上る。卿が曹、之を記せよ。今より、進用するを得しむる勿れ」と。昭義節度使盧從史、父の喪に遭ひ、朝廷久しく未だ起復せず。從史懼れ、承瑛に因りて上に説く、「請ふ本軍を發して承宗を討たんと。壬辰、從史を左金吾大將軍に起復し、餘は故の如し。」

初め 平涼の盟に、副元帥判官路泌、會盟判官鄭叔矩、皆、吐蕃に没す。其後、吐蕃、和を請ふや、泌の子隨、三たび闕に詣りて、號泣して上表し、其請に從はんと乞ふ。德宗、吐蕃が詐多きを以て、許さず。是に至りて、吐蕃復た和を請ふ、隨又五たび上表し、執政に詣りて泣きて請ふ。裴垼、李藩も亦上に言ふ、「請ふ其和を許さん」と。上、之に從ふ。五月、祠部郎中徐復に命じて、吐蕃に使せしむ。

【九】平涼の盟の事、二百三十二卷唐の德宗貞元三年に見ゆ。

六月、靈鹽節度使范希朝を以て河東節度使と爲す。朝議、沙陀が靈武に在り、吐蕃に迫近するを以て、其の反復せんことを慮り、又、部落衆多にして、穀價を長せんことを恐れ、乃ち命じて悉く希朝に從ひ、河東に詣らしむ。希朝、其驍騎千二百を選び、沙陀軍と號し、使を置きて以て之を領し、而して其餘衆を定襄川に處く。是に於て、執宜始めて 神武川の黃花堆に保す。

【一〇】神武川。漢の代郡の桑乾縣の界に在り。此時、其地、馬邑善陽縣(今の山西省雁門道朔縣)の界に在り。

【一一】功徳使。僧尼の籍及び功役を總ぶ。

【一二】安國寺。長樂坊に在り、景雲元年、勅して龍潛の舊宅を捨てて寺と爲し、本封安國を以て名と爲す。

【一三】華嶽碑。玄宗、華嶽碑を華嶽祠前に立つ、高さ五十餘尺。

左軍中尉吐突承瑛、功徳使を領し、盛に 安國寺を脩め、奏して聖徳碑を立つ。高大、一に 華嶽碑に準ず。先づ碑樓を構ふ。學士に勅して文を撰せしめんと請ひ、且つ言ふ、「臣已に錢萬緡を具ふ。之に酬いんと欲す」と。上、李絳に命じ之を爲らしむ。絳・上言す、「堯舜禹湯、未だ嘗て碑を立てて自ら聖徳を言はず。惟だ秦の始皇、巡遊して過ぐる所に於て石を刻し、高く自ら稱述せり。未だ審かにせず、陛下、何の法る所あらんと欲するかを。且つ寺を修むるの美を敍すれば、觀遊を壯麗にするに過ぎず。豈に聖徳を光益する所以ならんや」と。上、奏を覽る。承瑛適、旁に在り。上、命じて碑樓を曳き倒さしむ。承瑛言ふ、「碑樓甚だ大なり、曳く可からず。請ふ徐ろに毀撤せん」と。延引するを得・間に乘して再び論せんことを冀ふ。上、聲を厲まして曰はく、「多く牛を用ひて之を曳け」と。

承瓘乃敢言。凡百牛用ひて之を曳く。乃ち倒る。

卷の第二百二十八

唐紀五十四

憲宗昭文章武大聖至神孝皇帝上の下

(一) 元和四年、秋七月壬戌、御史中丞李夷簡、京兆の尹楊憑を彈す、「前に江西觀察使と爲り、貪汚僭侈なり」と。丁卯、憑を臨賀の尉に貶す。夷簡は元懿の玄孫なり。上、命じて盡く憑の資産を籍せしむ。李絳諫めて曰はく、「舊制に、反逆に非ざれば、其家を籍せず」と。上乃ち止む。憑の親友、敢て送る者無し。樸陽の尉徐晦、獨り藍田に至り、輿に別る。太常卿權德輿、素より晦と善し。之に謂つて曰はく、「君、楊臨賀を送る、誠に厚しと爲す。乃ち累を爲す無からんか」と。對へて曰はく、「晦、布衣より、楊公の知獎を蒙る。今日、遠く謫せらる。豈に之と別れざるを得んや。借に如し明公、它日、讒人の逐ふ所と爲らんには、晦敢て自ら路人に同じくせんや」と。德輿・嗟嘆し、之を朝に稱す。後數日、李夷簡・奏して監察御史と爲す。晦・謝して曰く

- 【一】元和四年、西紀八〇九年。
- 【二】臨賀。賀州に帶す。今の廣西省蒼梧道賀縣。
- 【三】鄭王元懿は高祖の子。
- 【四】財物田園、人資りて以て生ず、之を資産と謂ふ。

はく、『晦、平生、未だ嘗て公の顔色を望むを得ず。公、何に従りて之を取ると。夷簡曰はく、『君、楊臨賀に負かず。肯て國に負かんや』と。

上密に諸學士に問うて曰はく、『今、王承宗を用ひて成徳留後と爲し、徳・棣・二州を割き、更に一鎮と爲し、以て其勢を離し、并せて承宗をして二税を輸り、官吏を請はしむること。』一に師道の如くせんと欲す。何如』と。李絳等對へて曰はく、『徳・棣の成徳に隸すること、日たること已に久し。今一旦之を割かば、恐らくは承宗及び其將士、憂疑怨望し、以て辭と爲すを得ん。況や其鄰道、情狀一に同じく、各他日の分割を慮り、或は潛に相構扇し、萬一旅拒せば、倍處置し難からん。願はくは更に三思せよ。是とする所は、二税官吏、願はくは、弔祭使に因りて彼に至り、自ら其意を以て承宗に諭し、上表して陳乞すること師道の例の如くならしめ、陛下の意に出づるを知らしむる勿れ。此の如くせば、則ち幸にして命を聽かんには、理に於て固に順なり。若し其れ聽かずとも、體亦損する無し』と。上又問ふ、『今劉濟・田季安、皆疾有り。若し其れ物故せば、豈に盡く成徳の如く其子に付授す可けんや。天下何の時か當に平ぐべき。議者皆言ふ、宜しく此際に乗じて之を代ふべし。受けずんば則ち兵を發して之を討たん。時は失ふ可からずと。如何』と。對へて曰はく、『羣臣、陛下の、西のかた蜀を取り、東のかた吳を取

- 【五】 李師道の事、前年に見ゆ。
- 【六】 貞元の初め、王武俊、朱滔を破り、徳棣を取る。
- 【七】 旅拒。旅は衆なり。旅拒は衆を挾みて上命を拒むなり。
- 【八】 物故。死するなり。

ること、掌を反すよりも易きを見る、故に諂諛、躁競の人、争うて策畫を獻じ、河北を開くを勸め、國家の爲めに深謀遠慮せず。陛下も亦前日の成功の易きを以てして、其言を信す。臣等、夙夜、之を思ふ。河北の勢は、二方と異なり。何となれば則ち西川・浙西は、皆、反側の地に非ず、其四鄰は、皆、國家の臂指の臣なり。劉闢・李錡、獨り狂謀を生じ、其下、皆、之に與するもの莫し。闢・錡の徒、貨財を以て之に略はす。大軍一たび臨まば、則ち渙然として離れんのみ。故に臣等、當時、亦陛下に之を誅せんことを勸めき。其の萬全なるを以ての故なり。成徳は則ち然らず。内は則ち膠固して歳深く、外は則ち蔓連して勢廣く、其將士、百姓、其累代の煦嫗の恩を懷ひ、君臣の逆順の理を知らず。之を諭せども従はず、之を威せども服せずんば、將に朝廷の差と爲らんとす。又、鄰道は平居或は相猜恨すれども、代易を聞くに及び、必ず合して一心と爲らん。蓋し各子孫の謀を爲し、亦、他日此に及ばんことを慮るが故なり。萬一餘道、或は相表裏し、兵連なり禍結び、財盡き力竭きなば、西戎・北狄、間に乘じて窺窬せん。其の憂患を爲すこと、勝げて道ふ可けんや。濟・季安と承宗とは、事體、殊ならず。若し物故の際、間の乗す可き有らば、當に事に臨みて之を圖るべし。今に於て兵を用ふるは、則ち恐らくは未だ可ならざらん。太平の業、朝夕の致す可きに非ず。願はくは陛下、之を審處せよ』と。時に吳少誠病甚だ

- 【九】 躁競。躁競競争なり。
- 【一〇】 膠固。膠の附著すること堅固なるが如きなり。
- 【一一】 蔓連。蔓草の蔓延連屬するが如きなり。
- 【一二】 西戎は吐蕃を謂ひ、北狄は回鶻を謂ふ。

し。絳等復た上言す、『少誠の病必ず起たじ。淮西の事體は、河北と同じからず。四旁は皆國家の州縣、賊と鄰せず、黨援の相助くる無し。朝廷、帥を命ずるは、今正に其時なり。萬一、從はずんば、征討を議す可し。臣願はくは恆冀の致し難きの策を捨て、申蔡の成り易きの謀を就さんことを。脱し或は恆冀、兵を連ね、事未だ意の如くならざるに、蔡州、鹽有らば、勢、師を興す可し。南北の役俱に興らば、財力の用足らじ。儻し事、已むを得ずんば、須く承宗を赦すべし。則ち恩德虚しく施し、威令頓に廢せん。早く處分を賜ひ、以て鎮冀の心を收むるに如かじ。坐して機宜を待たば、必ず申蔡の利を獲ん』と。

既にして承宗久しく未だ朝命を得ず、頗る懼れ、累表して自ら訴ふ。八月、壬午、上乃ち京兆の少尹裴武を遣はし、(四)眞定に詣りて宣慰せしむ。承宗、詔を受くること甚だ恭しくして曰はく、『三軍、迫られ、朝旨を俟つに暇あらず。請ふ徳棣二州を獻じ、以て懇款を明かにせん』と。

丙申、安南都護張舟奏す、(五)『環王の三萬の衆を破れり』と。

九月甲辰朔、裴武復命す。庚戌、承宗を以て成徳節度使・恆冀深趙州觀察使と爲し、徳州の刺史薛昌朝を保信軍節度・徳棣二州觀察使と爲す。昌朝は、嵩の子、王氏の壻なり。故に就きて之を用ふ。田季安、飛報を得、先づ之を知り、承宗に謂つて曰はしむ、『昌朝、陰に朝廷と通す、故に節鉞を受

【一】 此時未だ恆州を改めて鎮州と爲さず。史、後來改むる所の名を以て之を書するのみ。

【二】 恆州は古の眞定。

【三】 林邑國、至徳の後、改めて環王と號す。

【四】 薛嵩は安史の舊將、代宗の初め來り降る。

く』と。承宗遽に數百騎を遣はし、馳せて徳州に入り、昌朝を執へしめ、眞定に至りて之を囚す。申使、昌朝に節を送らんとし、魏州を過ぐ。季安陽りて宴勞を爲し、使者を留むること累日。徳州に至る比ほひ、已に及ばず。上、裴武を以て欺罔すと爲す。又、之を誚する者有り、曰はく、『武使して還り、先づ裴埒の家に宿し、明旦乃ち入りて見ゆ』と。上怒ること甚だしく、以て李絳に語り、武を嶺南に貶せんと欲す。絳曰はく、(七)『武、昔、李懷光の軍中に陥り、節を守りて・屈せざりき。豈に今日遽に姦回を爲す容けんや。蓋し賊、變詐多く、人未だ其情を盡し易からず。(八)承宗始め朝廷の誅討を懼る。故に二州を獻せんと請ふ。既に恩貸を蒙り、而して鄰道、皆、成徳が分割の端を開くを欲せず。計るに必ず、間に説誘して之を脅し・其の初心を守るを得ざらしめし者有らん。武の罪に非ざるなり。今陛下、武を選びて・逆亂の地に入らしめ、使して還り、一語、相應せずして、遽に之を遐荒に竄せば、臣恐る、今より使を賊庭に奉ずる者、武を以て戒と爲し、苟くも身に便なるを求め、率ね(九)依阿兩可の言を爲し、肯て誠を盡し利害を具陳するもの莫からんことを。此の如きは、國家の利に非ざるなり。且つ埒・武久しく朝廷に處り、事體を諳練す。豈に使して還りて未だ天子に見えざるに先づ宰相の家に宿する有らんや。臣敢て陛下の爲めに、必ず其の然らざるを保せん。此れ殆ど讒人の・武及び埒を傷つけんと欲する者有らん。願は

【七】 蓋し貞元の初め、李懷光が河中に據りし時なり。

【八】 李絳、田季安・王承宗の情を洞見すと謂ふべし。

【九】 依阿は、其説を特立せず、常に人の言に附順するを謂ふ。兩可は可否する所無きを謂ふ。

くは陛下、之を察せよ」と。上良久くして曰はく、「理或は此れ有らん」と。遂に問はず。
丙辰、振武・奏す、「吐蕃の五萬餘騎、拂梯泉に至れり」と。辛未、豊州・奏す、「吐蕃の萬餘騎、大石谷に至り、回鶻の入貢して國に還る者を掠めたり」と。

左神策軍吏李昱、長安の富人の錢八千緡を賣り、三歳に滿つれども償はず。京兆の尹許孟容、收捕械繫し、期を立て・償はしめ、曰はく、「期滿ても足らずんば、當に死すべし」と。一軍大に驚く。

中尉、上に訴ふ。上、中使を遣はし、旨を宣し、本軍に付せしむ。孟容、之を遣らず。中使再び至る。孟容曰はく、「臣、詔を奉せずんば當に死すべし。然れども臣、陛下の爲めに」京畿に尹たり。豪彊を抑制するに非ずんば、何を以て輦下を肅清せん。錢未だ畢く償はずんば、昱は得可からず」と。上、其の剛直なるを嘉して之を許す。京城・震栗す。

上、中使を遣はし、王承宗を諭さしめ、薛昌朝を遣りて鎮に還らしむ。承宗、詔を奉せず。冬十月癸未、制して、承宗の官爵を削奪し、左神策中尉吐突承璀を以て左右神策河中河陽浙西宣歙等道行營兵馬使・招討處置等使と爲す。翰林學士白居易・上奏して以爲はく、「國家の征伐は、當に成を將帥に責むべし。近歲始めて中使を以て監軍と爲す。古より今に及ぶまで、未だ天下の兵を徵して、専ら中使をして統領せしむる者有らざるなり。今、神策軍は、既に行營

節度使を置かざれば、則ち承璀は乃ち制將なり。又、諸軍招討處置使に充つれば、則ち承璀は乃ち都統なり。臣恐る、四方、之を聞かば、必ず朝廷を窺ひ、四夷、之を聞かば、必ず中國を笑はんことを。陛下、後代をして相傳へて、「中官を以て制將・都統と爲すこと、陛下より始まる」と云はしむるに忍びんや。臣又恐る、劉濟・茂昭及び希朝・從史より、乃ち諸道の將校に至るまで、皆、承璀の指麾を受くるを恥ぢんことを。心既に齊しからずんば、功何に由りて立たん。此は是れ承宗の計を資けて、而して諸將の勢を挫くなり。陛下、承璀の勤勞を念はば、之を貴くして可なり。其忠赤を憐まば、之を富まして可なり。軍國の權柄に至りては、動もすれば理亂に關す。朝廷の制度は、祖宗より出づ。陛下、寧ぞ下の情に徇ひて自ら法制を墮り、人の欲に従ひて自ら聖明を損するに忍びんや。何ぞ一時の間に於てして笑を萬代の後に取るを思はざらんや」と。時に諫官・御史、承璀の職名

太だ重きを論ずる者相屬す。上、皆、聽かず。戊子、上、延英殿に御す。度支使李元素・鹽鐵使李鄴・京兆の尹許孟容・御史中丞李夷簡・給事中呂元膺・穆質・右補闕獨孤郁等、其の不可なるを極言す。上、已むを得ず、明日、承璀の四道兵馬使を削り、處置を改めて宣慰と爲すのみ。李絳嘗て宦官の驕横にして政事を侵害し・忠貞を讒毀するを極言す。上曰はく、「此の屬安んぞ敢て讒を爲さん。就使之を爲すとも、朕亦聽かじ」と。絳曰はく、「此屬は、大抵、仁義を知らず、枉直を分たず、惟だ利を是れ嗜

【一〇】 拂梯泉。又、鴨鵝泉に作る。豊州の西受降城の北三百里に在り。
【一一】 京兆は長安・萬年を以て京縣と爲し、餘の屬縣を畿縣と爲す。
【一二】 鎮は德州をいふ。

【一三】 制將。諸軍の進退、皆、制を承璀に受くるをいふ。
【一四】 都統。諸軍を都統するをいふ。唐の中世以後專征の任なり。

む。賂を得れば則ち(二五) 跖蹠を譽めて廉良と爲し、意に拂れば則ち(二六) 龔黃を毀りて貪暴と爲し、能く傾巧の智を用ひ、疑似の端を構成す。左右に朝夕し、浸潤して以て之を入る。陛下必ず時有りて之を信せん。古より、宦官、國を敗る者、備に方冊に載す。陛下豈に其漸を防がざるを得んや」と。己亥、吐突承瓏、神策の兵を將ゐて長安を發す。恆州の四面の藩鎮に命じて、各兵を進めて招討せしむ。初め吳少誠、其大將吳少陽を寵し、名づくるに從弟を以てし、署して軍職と爲す。少誠の家に入出入すること、至親の如し。申州の刺史に累遷す。少誠病みて、人を知らず。家僮鮮于熊兒、詐りて少誠の命を以て少陽を召し、副使を攝し、軍州の事に知たらしむ。少誠、子元慶有り。少陽、之を殺す。十一月己巳、少誠薨す。少陽自ら留後と爲る。

是歲、雲南王尋閣勸卒す。子勸龍晟立つ。

田季安、吐突承瓏が兵を將ゐて王承宗を討つを聞き、其徒を聚めて曰はく、「師、河を跨がざること二十五年。今、一旦、魏を越えて趙を伐つ。趙は虜なり。魏も亦虜なり。計之を爲すこと奈何せん」と。其將、伍を超えて言ふ者有り、曰はく、「願はくは騎五千を借り、以て君の憂を除かん」と。季安、大呼して曰はく、「壯なるかな、兵、出づるに決す。格沮する者は斬らん」と。幽州の牙將絳の人譚忠、劉濟の爲めに魏に使し、其謀を知り、入りて季安に謂

- 【二五】 跖蹠。盜跖は秦の大盜。莊蹠は楚の大盜なり。
- 【二六】 龔黃。龔遂と黃霸となり。
- 【二七】 德宗が田悅を討ちて克たざりしより、王師復た河を跨がす。
- 【二八】 伍を超え位を出て言ふなり。蓋し僞伍の中を超出して言ふ。

つて曰はく、「某の謀の如きは、是れ天下の兵を引くなり。何となれば、今、王師、魏を越えて趙を伐つに、(二九) 耆臣・宿將を使はずして、専ら中臣に付し、天下の甲を輸らずして、多く(三〇) 秦の甲を出す。君、誰が之が謀を爲せるかを知るや。此れ乃ち天子自ら之が謀を爲し、將に臣下を(三一) 夸服せんとするを欲するなり。若し師未だ趙を叩かざるに、先づ魏に碎けば、是れ上の謀、反つて下に如かざるなり。且つ能く天下に恥ぢざらんや。既に恥ぢ且つ怒らば、必ず智士に任じて長策を畫し、猛將に仗りて精兵を練り、力を畢して再舉して河を涉り、前の敗に鑑み、必ず魏を越えて趙を伐たす、罪の輕重を校べ、必ず趙を先にして魏を後にせざらん。是れ上、上たらず、下、下たらざること、魏に當りて來るなり」と。季安曰はく、「然らば則ち之を若何せん」と。忠曰はく、「王師、魏に入らば、君厚く之を犒ひ、是に於て甲を悉して境を壓し、號して「趙を伐つ」と曰ひ、而して陰に趙人に書を遣りて曰ふ可し、「魏若し趙を伐たば、則ち河北の義士、魏・友を賣ると謂はん。魏若し趙に與せば、則ち河南の忠臣、魏・君に反くと謂はん。友を賣り君に反くの名は、魏、受くるに忍びず。執事若し能く陰に陣障を解き、魏に一城を遣らば、魏、之を持し、捷を天子に奏し、以て符信と爲すを得ん。此れ乃ち魏をして北は以て趙に奉ずるを得、(三二) 西は以て(三三) 臣と爲るを得しむ。趙に於ては

- 【二九】 耆は老なり。宿は舊なり。
- 【三〇】 關中の地は古の秦の地なり。
- 【三一】 夸服。自ら算略を衒ひ、以て臣下の心を服するを謂ふ。
- 【三二】 西。長安は魏の西に在り。
- 【三三】 臣と爲る。能く上の命を受けて臣道に悖らざるをいふなり。

〔一〕角尖の耗有り、魏に於ては不世の利を獲。執事豈に能く魏に意無からんや」と。趙人脱し君を拒ま
ずんば、是れ魏の霸基安んせん」と。季安曰はく、「善し。先生の來るは、是れ天、魏を眷みるなり」と。
遂に忠の謀を用ひ、趙と陰に計り、其の堂陽を得。忠、幽州に歸り、謀りて、劉濟を激して王
承宗を討たしめんと欲す。會、濟、諸將を合はせ、言つて曰はく、「天子、我の趙を怨むるを知る。〔三六〕
今我に命じて之を伐たしめん。趙も亦必ず大に我に備へん。伐つと伐たざ
るとは孰れか利なる」と。忠、疾かに對へて曰はく、「天子終に我をして趙
を伐たしめざらん。趙も亦必ず燕に備へざらん」と。濟怒りて曰はく、「爾
何ぞ直に濟、承宗と與に反す」と言はざるか」と。命じて忠を獄に繋
しめ、人をして成徳の境を視しむるに、果して備を爲さず。後一日、詔
果して來り、濟をして専ら北疆を護らしめ、「朕をして復た胡の憂を掛け
しむる勿れ。而して心を承宗に専らにするを得ん」と。濟乃ち獄を解
き、忠を召して曰はく、「信に子の斷の如し。何を以て之を知る」と。忠曰はく、「盧從史、外は燕に
親しみ、内は實に之を忌み、外は趙を絶ち、内は實に之に與す。此れ趙の爲めに畫して曰はん、燕は
趙を以て障と爲す。趙を怨むと雖も、必ず趙を殘はす、必ずしも備を爲さじ。一は且く趙が敢て燕に
抗せざるを示し、二には且く燕をして疑を天子に獲しめん」と。趙人既に燕に備へずんば、〔三七〕燕人

〔三四〕角尖の耗。耗る所の者小なるをいふ。
〔三五〕堂陽。縣、冀州に屬す。州の西南に在り。今の直隸省大名道新河縣の西。
〔三六〕今。當に必に作るべし。
〔三七〕獄を解く。其囚を釋くを謂ふなり。
〔三八〕潞人。盧從史、潞州を鎮す、故に之を潞人といふ。

則ち走りて天子に告げて曰はん、「燕厚く趙を怨む。趙、伐たるるに而も燕に備へず。是れ燕反つて趙に與するなり」と。此れ、天子終に君をして趙を伐たしめず、趙も亦燕に備へざるを知る所以なり」と。
濟曰はく、「今則ち奈何せん」と。忠曰はく、「燕、趙、怨を爲すは、天下、知らざるもの無し。
今、天子、趙を伐つに、君、全燕の甲に坐し、一人も未だ易水を濟らざるは、此れ正に潞人をして燕を以て恩を趙に賣り。〔四〇〕忠を上に出らしむ。兩
つながら皆、售るるなり。是れ燕、忠義の心を貯へ、卒に趙に私するの口に染まり、趙人に徳とせられず、惡聲徒に天下に嘈嘈たらんのみ。惟
だ君、之を熟思せよ」と。濟曰はく、「吾、之を知る」と。乃ち令を軍中に下して曰はく、「五日、畢く出でよ。後るる者は醜して以て徇へん」と。

〔三九〕朱滔より以來、燕趙交惡し。
〔四〇〕燕、本、上に忠なるに、盧從史、計を以て之を敗る。
〔四一〕物を賣りて手を去るを售と曰ふ。
〔四二〕三鎮。河中、河東、振武をいふ。
〔四三〕唐の制、兩京及び諸州縣、街巷に牽れ邏卒を置き、曉暝傳呼し、以て夜行を禁す。惟だ元夕のみ燈を張り禁を弛ぶること、前後、各、一日。

五年、春正月、劉濟、自ら兵七萬人を將ゐて王承宗を撃つ。時に諸軍皆未だ進まず。濟獨り前みて奮撃し、饒陽・東鹿を拔く。河東・河中・振武。義武の四軍、恆州の北面の招討を爲し、定州に會す。會、望夜なり。軍吏、外軍有るを以て、燈を張るを罷めんと請ふ。張茂昭曰はく、「三鎮は官軍なり。何ぞ外軍と謂はん」と。命じて燈を張らしめ、行人を禁せず、里門を閉ぢず、三夜、平日の如く、亦、敢て喧嘩する者無し。丁卯、河東の將王

榮、王承宗の洞涅鎮を抜く。吐突承璀、行營に至り、威令、振はす。承宗と戦ひ、屢敗る。左神策大將軍鄭定進・戦死す。定進は驍將なり。軍中、氣を奪はる。

五四六

河南の尹房式、不法の事有り。東臺監察御史元稹、奏して之を攝し、擅に令して務を停めしむ。朝廷、以て不可と爲し、一季の俸を罰し、西京に召し還す。敷水驛に至る。内侍有り、後れて至り、驛門を破り、呼罵して入り、馬鞭を以て稹を撃ち面を傷つく。上復た稹の前過を引き、江陵の士曹に貶す。翰林學士李絳・崔羣、稹が罪無きを言ふ。白居易・上言す、「中使、朝士を陵辱す。中使をば問はずして、稹先づ貶せらる。恐らくは、今より、中使、外に出で、益々暴横にして、人、敢て言ふ者無からん。又、稹、御史と爲り、擧奏する所多く、權勢を避けず、切齒する者衆し。恐らくは、今より、人の肯て陛下の爲めに官に當りて法を執り、惡を疾み愆を繩すもの無く、大姦猶有りと、陛下、從つて知るを得る無からん」と。上、聽かず。

- 【三】 定進は劉闢を擒にし、驍名あり。
- 【四】 唐の制、御史、東都に分司す、之を東臺と謂ふ。攝は收むるなり。
- 【五】 敷水。華州華陰縣の西二十四里に敷水渠有り。鎮を置く。
- 【六】 前過とは、擅に河南の尹をして、務を停めしめしむをいふ。上、曲の中官に在るを知る、故に前過を引き以て稹を貶す。

上以へらく、河朔方に兵を用ふ、吳少陽を討つ能はずと。三月己未、少陽を以て淮西留後と爲す。

諸軍の王承宗を討つ者、久しく功無し。白居易上言して以爲はく、「河北本當に兵を用ふべからず。

今既に師を出せるに、承璀未だ嘗て苦戦せず、已に大將を失ひ、從史と與に、兩軍、賊境に入り、遷延進退す。惟だ意、逗留に在るのみならず、亦是れ力、敵を支へ難からん。希朝・茂昭、新市鎮に至り、竟に過ぐる能はず。劉濟、全軍を引き、樂壽を攻圍し、久しく下す能はず。師道・季安、元保す可からず。其情狀を察するに、相計會するに似たり。各一縣を收め、遂に軍を進めず。陛下、此事勢を觀るに、功を成すこと何の望む所か有らん。臣の愚見を以てするに、須く速かに兵を罷むべし。若し又遲疑せば、其害、四有り。痛惜を爲す可き者二、深憂を爲す可き者二。何となれば則ち若し成る有るを保せば、即ち用度の多少を論せじ。既に不可を的知せば、即ち合に虚しく費糧を費すべからず。悟りて而して後に行ふ、事亦晚きに非ず。今、遲校すること一日なれば、則ち一日の費有り。更に旬月を延ばせば、費す所滋多し。終に須く兵を罷むべくば、早く罷むるに何如。府庫の錢帛・百姓の脂膏を以て、河北の諸侯を資助し、轉た疆大ならしむ。此れ臣が陛下の爲めに痛惜する者の一なり。臣又恐る、河北の諸將、吳少陽が已に制命を受くるを見、必ず事例を引き、輕重、詞を同じくし、承宗を雪がんと請はん。若し章表繼ぎて來らば、即ち義、許さざる無からん。請うて而して後捨すは、體勢、知る可し。轉た承宗をして同類を膠固せし

- 【七】 鄭定進が戦死せしをいふなり。
- 【八】 新市。漢の縣名、中山郡に屬す。唐の初め新市縣は觀州に屬す。武德五年、州を廢し、并せて新市を廢して鎮と爲し、九門縣に屬す。
- 【九】 樂壽。時に深州に屬す、瀛州の南六十里に在り。劉濟時に瀛州に軍して樂壽を攻む。
- 【一〇】 制して吳少陽を以て淮西留後と爲すを言ふ。

む。此の如くならば、則ち與奪皆鄰道に由り、恩信、朝廷に出でじ。實に恐る、威權盡く河北に歸せんことを。此れ陛下の爲めに痛惜する者の二なり。今、天時已に熱く、兵氣相蒸し、飢渴疲勞し、疾疫暴露するに至り、驅りて以て戰に就くは、人何を以て堪へん。縱ひ身を惜まざるとも、亦、苦を忍び難し。況や神策烏羅維城市の人、例皆慣はず。此の如くならば、忽ち生路を思はん。一人若し逃れば、百人(三)相扇がん。一軍若し散せば、諸軍必ず搖かん。事忽ち此に至らば、悔ゆとも將た何ぞ及ばん。此れ陛下の爲めに深憂する者の一なり。臣聞く、回鶻・吐蕃、皆、(三)細作有り、中國の事、小大盡く知る。今、天下の兵を聚め、唯だ承宗の一賊を討ち、冬より夏に及び、都て未だ功を立てず。則ち兵力の彊弱、資費の多少、豈に宜しく西戎・北虜をして、一一之を知らしむべけんや。忽ち利を見て心を生じ、虚に乗じて入寇せば、今日の勢力を以て、能く其首尾を救ふ可けんや。兵連なり、禍生せば、何事か有らざらん。萬一、此に及ばば、實に安危に關らん。此れ(四)其の陛下の爲めに深憂する者の二なり」と。

(一五) 盧從史、首として王承宗を伐つ。謀を建つ。朝廷の師を興すに及び、從史、逗留して進まず。陰に承宗と謀を通じ、軍士をして潛に承宗の(一六)號を懷にせしめ、又、(一七)芻粟の價を高くし、以て度支に販ぎ、朝廷に諷して平章事を求め、誣ひて奏す、「諸道、賊と通じ、兵を進む可からず」

【一】 兵を連れて解けずんば、戦に死せずとも、亦、久屯に死せん。必ず逃奔潰散を思ひ、生を求むるの路と爲さん。

【二】 相扇ぐ。相應するなり。

【三】 細作。古の諜者といふ。

【四】 其の字は衍なりといふ。

【五】 事、前卷前年五月に見ゆ。

【六】 號。凡そ軍を行るに各、號有り、以て相識別す。

と。上甚だ之を患ふ。會、從史、牙將王翊元を遣はし、入りて事を奏せしむ。裴垼引きて與に語り、爲めに臣たるの義を言ひ、微に其心を動かす。翊元遂に誠を輸し、從史の陰謀及び取る可きの狀を言ふ。垼、翊元をして本軍に還りて經營し、復た京師に來らしめ、遂に其都知兵馬使烏重胤等の(一八)款を得たり。垼、上に言つて曰はく、「從史、狡猾驕狼なり。必ず將に亂を爲さんとす。今聞く、其の承璀と營を對し、承璀を視ること嬰兒の如く、往來都て備を設けずと。今を失うて取らずんば、後、大兵を興すと雖も、未だ歲月を以て平ぐ可からざらん」と。上初めて愕然たり。熟思すること良久しくして、乃ち之を許す。從史性貪る。承璀、盛に奇玩を陳ね、其の欲する所を視、稍く以て之に還る。從史喜び、益、相昵狎す。甲申、承璀、行營兵馬使李聽と謀り、從史を召して營に入りて博せしめ、壯士を幕下に伏せ、突出し、擒へて帳後に詣りて之を縛し、車中に内れ、馳せて京師に詣らしむ。(一九)左右驚き亂る。承璀、十餘人を斬り、諭すに詔旨を以てす。從史の營中の士、之を聞き、皆甲して以て出で、兵を操りて趨り譁ぐ。烏重胤、軍門に當り、之を叱して曰はく、「天子、詔有り、從ふ者は賞し、敢て違ふ者は斬らん」と。士卒皆兵を斂め、部伍に還る。會、夜、車疾驅し、未だ明けざるに、已に境を出づ。重胤は承洽の子、聽は晟の子なり。

【一七】 時に吐突承璀、行營の兵を總べ、邢道の界に屯す。邢州は昭義の巡屬なり。度支の芻粟、遠く致して以て行營に給する能はず、昭義に就きて市糴す。故に盧從史、其價を高くして以て利を牟るを得たり。

【一八】 款は誠なり。要は約なり。

【一九】 左右。從史の左右なり。

丁亥、范希朝・張茂昭、大に承宗の衆を木刀溝に破る。

上、烏重胤の功を嘉し、即ち授くるに昭義節度使を以てせんと欲す。李絳、以て不可と爲し、重胤に

河陽を授け、河陽節度使孟元陽を以て昭義に鎮せしめんと請ふ。會吐突

承璀・奏す、『已に重胤に牒して昭義留後を尙當せしむ』と。絳・上言す、

『昭義の五州は、山東の要害に據り、魏博・恆・幽の諸鎮蟻結し、朝

廷惟だ此を恃みて以て之を制し、邢・磁・洛、其腹内に入り、誠に國の寶

地、安危の繫る所なり。曩に從史の據る所と爲り、朝廷をして肝食せしむ。

今幸にして之を得たるに、承璀復た以て重胤に與ふ。臣、之を聞きて驚

歎し、實に心を痛むる所なり。昨、國家、從史を誘執す。長策たりと雖

も、已に大體を失ふ。今、承璀、又、文牒を以て人を差はし、重鎮の留後

と爲し、之が爲めに旌節を求む。君を無みするの心、孰れか此よりも甚だ

しからん。陛下、昨日、昭義を得、人神同じく慶し、威令再び立つ。今日

忽ち以て本軍の牙將に授け、物情頓に沮み、紀綱大に紊る。利害を校計するに、更に從史が之と爲

るに若かじ。何となれば則ち從史、姦謀を蓄ふと雖も、已に是れ朝廷の牧伯なり。重胤は列校に出で、

承璀の一牒を以て之に代る。竊に恐る、河南北の諸侯之を聞かば、憤怒せざるもの無く、與に伍を爲

【一〇】木刀溝。定州新樂縣の東南二十里に木刀溝有り。民木刀あり、溝の旁に居る、因つて之に名づく。

【一一】五州。澤・潞・邢・洛・磁。要害。我に於ては要と爲し、敵に於て害と爲る地。

【一二】邢磁洛云云。邢州は趙の境に臨み、磁洛は魏の境に臨み、其界犬牙相入る。

【一三】大體を失す。從史の罪を明斥して天討を行ふこと能はず、乃ち之を誘執す。是れを體を失ふと爲す。

【一四】事、二百三十六卷德宗貞元二十年に見ゆ。

【一五】潰え奔る者は盧從史の黨なり。

すを恥ぢ、且つ「承璀、重胤を誘ひ、從史を逐うて其位に代らしむ」と謂はんことを。彼の人人の磨

下、各將校有り。能く自ら危む無からんや。儻し劉濟・茂昭・季安・執恭・韓弘・師道、繼ぎて章表有

り、其情狀を陳し、并せて承璀が命を専らにするの罪を指さば、知らず陛下何を以て之を處せん。

若し皆報せずんば、則ち衆怒益甚だしからん。若し之が爲めに改除せば、則ち朝廷の威重去りなん

と。上復た樞密使梁守謙をして密に絳に謀りて曰はしむ、『今重胤已に軍務を總べ、事、已むを得ず、

須く應に節を與ふべし』と。對へて曰はく、『從史、帥と爲るは、朝

廷に由らず、故に其邪心を啓き、終に逆節を成せり。今、重胤を以て兵を

典らしめ、即ち之に節を授けなば、威福の柄、朝廷に在らず、何を以て

從史に異ならんや。重胤が河陽を得るは、已に望外の福たり。豈に敢て

更に旅拒を爲さん。況や重胤が能く從史を執へし所以は、本、順に杖るを以て功を成せるなり。一旦

自ら詔命に逆はば、安くんぞ同列其跡を襲うて動かざるを知らんや。重胤の軍中、等夷甚だ多く、必

ず重胤が獨り主帥と爲るを願はざらん。之を它鎮に移さば、乃ち衆心に愜はん。何ぞ其の亂を致すを

憂へんや』と。上悦び、皆、其請の如くす。壬辰、重胤を以て河陽節度使と爲し、元陽を昭義節度使

と爲す。戊戌、盧從史を驪州の司馬に貶す。

五月乙巳、昭義軍三千餘人、夜潰えて魏州に奔る。劉濟・奏す、『安平を拔けり』と。

庚申、吐蕃、其臣論思邪熱を遣はして入見せしめ、且つ路泌・鄧叔矩の柩を歸す。

甲子、奚、靈州に寇す。

六月甲申、白居易復た上奏して以爲はく、「臣比る兵を罷めんことを請へり。今の事勢、又、前の如くならず。知らず陛下復た何の待つ所ぞ」と。是時、上、軍國の大事有る毎に、必ず諸學士と與に之を謀る。嘗て月を踰えて、學士を見ず。李絳等・上言す、「臣等、飽食して、言はざるは、其の自ら計を爲すは則ち得たり。陛下を如何せん。陛下、(二六) 理道を詢訪し、直言を開納せば、實に天下の幸なり。豈に臣等の幸ならんや」と。上遽に令して明日、三殿に對來せしむ。白居易、嘗て事を論ずるに因り、「陛下錯れり」と言ふ。上、色莊にして罷み、密に承旨李絳を召し、(二七) 謂つて白はく、「居易小臣不遜なり。須く院を出でしむべし」と。絳曰はく、「陛下、直言を容納す。故に羣臣敢て誠を竭して、隱す無し。居易、言は(二八) 思少しと雖も、志は忠を納るるに在り。陛下、今日之を罪せば、臣恐る、天下各、口を箝まんと思はんことを。聰明を廣め聖徳を昭かにする所に非ざるなり」と。上悦び、居易を待つこと初めの如し。上嘗て近く苑

【二七】平涼の劫盟に泌・叔矩、吐蕃に没す。

【二八】理道。治道なり。

【二九】三殿。麟德殿なり、殿に三面有り、故に三殿と曰ふ。三殿の西は即ち翰林學士院なり。

【三〇】對來。明日、當に召對すべし、前來すべしとなり。

【三一】承旨。唐、翰林學士を置くの始め、承旨無し。永貞元年、上始めて鄧綯に命じて承旨と爲す。大誥令・大廢置・丞相の密畫・内外の密奏・上の甚だ注意する所の者、專受專對せざるは莫し。

【三二】白。當に曰に作るべし。

【三三】思少しは思慮を缺くなり。

中に獵し(二四) 蓬萊池の西に至らんと欲す。左右に謂つて曰はく、「李絳必ず諫めん。且く止むに如かじ」と。

秋七月庚子、王承宗、使を遣はし、自ら盧從史の離開する所と爲るを陳し、貢賦を輸し、官吏を請ひ、其の自ら新にするを許さんことを乞ふ。李師道等數、上表し、承宗を雪がんことを請ふ。朝廷亦、師久しく功無きを以て、丁未、制して承宗を洗雪し、以て成徳軍節度使と爲し、復た德棣二州を以て之に與へ、悉く諸道行營の將士を罷め、共に布帛二十八萬(三五) 端匹を賜ひ、劉濟に中書令を加ふ。

【二四】蓬萊池。蓬萊殿の北に在り、一に太液池と曰ふ、池中に蓬萊山有り。

【三五】端匹。布帛六丈を端と爲し、四丈を匹と爲す。

劉濟が王承宗を討つや、長子緄を以て副大使と爲し、幽州の留務を掌らしめ、濟、瀛州に軍し、次子總を瀛州の刺史と爲し、濟、行營都知兵馬使を署し、饒陽に屯せしむ。濟、疾有り。總、判官張玘・孔目官成國寶と謀り、詐りて人をして長安より來りて曰はしむ、「朝廷、相公が逗留して功無きを以て、已に副大使を除して節度使と爲せり」と。明日、又、人をして來り告げて曰はしむ、「副大使の旌節、已に太原に至れり」と。又、人をして走りて呼びて曰はしむ、「旌節已に代州を過ぐ」と。軍を擧げて驚駭す。濟、憤怒し、爲す所を知らず、大將の素より緄と厚き者數十人を殺し、緄を追うて行營に詣らしめ、張玘の兄臯を以て代りて留務に知たらしむ。濟、朝より日昃に至るまで食はず、渴して飲を索む。總因つて毒を寘きて之を進む。乙

卯、濟、薨す。緄行きて涿州に至る。總矯りて父の命を以て、之を杖殺し、遂に軍務を領す。

嶺南監軍許遂振、飛語を以て節度使楊於陵を上を毀る。上、命じて於陵を召して還らしめ、【三七】宄

官に除す。表垺曰はく、「於陵は性廉直なり。陛下、遂振の故を以て藩臣を黜くるは、不可なり」と。

丁巳、於陵を以て吏部侍郎と爲す。遂振尋ぎて自ら罪に抵る。

八月乙亥、上、宰相と語り、神仙に及び、「果して之れ有りや」と問ふ。李藩對へて曰はく、【三五】「秦の始皇、漢の武帝、仙を學ぶの效、具に前史

に載す。【三六】太宗、天竺の僧の長年藥を服して疾を致せり。此れ古今の明戒

なり。陛下、春秋鼎に盛なり。方に志を太平に勵まし、宜しく方士の説

を拒絶すべし。苟くも道盛に徳充ち、人安く國理まらば、何ぞ堯舜の壽無

きを憂へんや」と。

九月己亥、吐突承瓘、【三九】行營より還る。辛亥、復た左衛上將軍と爲し、

左軍中尉に充つ。表垺曰はく、【四〇】「承瓘、首として兵を用ふるを唱へ、天

下を疲弊し、卒に成功無し。陛下、縦ひ舊恩を以て、顯戮を加へずとも、豈に全く貶黜して以て天下に

謝せざるを得んや」と。給事中段平仲、呂元膺言ふ、「承瓘は斬る可し」と。李絳奏して稱す、「陛下、

承瓘を責めずんば、它日復た敗軍の將有りとも、何を以て之を處せん。若し或は之を誅せば、則ち罪

を同じくして罰を異にするなり。彼必ず服せざらん。若し或は之を釋せば、則ち誰か身を保ちて寇を

玩ばざらんや。願はくは陛下、忍びざるの恩を割き、【四二】易へざるの典を行ひ、將帥をして懲勸する

所有らしめよ」と。間二日にして、上、承瓘の中尉を罷め、降して【四三】軍器使と爲す。中外相賀す。

裴垺、風疾を得たり。上甚だ之を惜み、中使候問し、道に【四四】旁午す。

丙寅、太常卿權德輿を以て禮部尚書・同平章事と爲す。

義武節度使張茂昭、代人を除せんと請ひ、族を擧げて入朝せんと欲す。

河北の諸鎮、互に人を遣はして之を説止す。茂昭、從はず。凡そ四たび上表

す。上乃ち之を許し、左庶子任迪簡を以て義武行軍司馬と爲す。茂昭、悉

く易・定・二州の簿書管鑰を以て迪簡に授け、其妻子を遣はして先行せしめ、

曰はく、「吾、子孫が汚俗に染まるを欲せず」と。茂昭既に去るや、冬十月

戊寅、虞候楊伯玉、亂を作し、迪簡を囚ふ。辛巳、義武の將士、共に伯玉

を殺す。兵馬使張左元、又、亂を作し、迪簡を囚ふ。迪簡、朝に歸らんと

乞ふ。既にして將士復た佐元を殺し、迪簡を奉じて軍務を主らしむ。時に

易定の府庫罄竭し、【四六】閭閻も亦空し。迪簡、以て士を犒ふもの無し。乃ち糲飯を設け、士卒と共に之

を食ふ。身、【四七】戟門の下に居りて月を經。將士、之に感じ、共に迪簡に、寢に還らんことを請ひ、然

【三六】 涿州より南のかた莫州に至るまで一百六十里。莫州より南のかた瀛州に至るまで八十八里。

【三七】 宄官。散官なり。

【三八】 憲宗が方士を信するの心、已に此に露はる。

【三九】 事各、本紀に見ゆ。

【四〇】 事、二百一卷高宗總章二年に見ゆ。

【四一】 王承宗を討つより還るなり。

【四二】 事、前卷前年に見ゆ。

【四三】 功有れば必ず賞し、敗軍は必ず誅するは、此れ古今不易の典なり。

【四四】 唐の中世以後、内諸司使を置き、宦官を以て之と爲す。軍器庫使は其一なり。

【四五】 一縱一横を旁午と爲す。入りまじること。

【四六】 閭閻。周禮に、五家を比と爲し、五比を閭と爲すとあり。閭は里中の門なり。

【四七】 戟門。藩鎮府の門には戟を列ぬ、因つて之を戟門と謂ふ。

後其位に安んずるを得たり。上命じて綾絹十萬匹を以て易定の將士に賜ふ。壬辰、迪簡を以て義武節度使と爲す。甲午、張茂昭を以て河中慈恩晉絳節度使と爲す。從行の將校、皆官に拜す。右金吾大將軍伊慎、錢三萬緡を以て、右軍中尉第五從直に賂ひ、河中節度使を求む。從直、事の泄れんことを恐れ、之を奏す。十一月庚子、慎を貶して右衛將軍と爲す。死に坐する者三人。初め、慎、安州より入朝し、其子宥を留めて留事を主らしむ。朝廷因つて以て安州の刺史と爲す。未だ去る能はざるなり。會宥の母、長安に卒す。宥、兵權を利とし、時に喪を發せず。鄂岳觀察使鄒士美、僚屬を遣はし、事を以て其境を過ぐ。宥出で迎ふ。因つて告ぐるに、凶問を以てし、先づ籃輿を備へ、即日、之を遣る。

甲辰、會王纒薨す。

庚戌、前の河中節度使王鏐を以て河東節度使と爲す。上の左右、鏐の厚賂を受け、多く之を稱譽す。上、鏐に命じて平章事を兼ねしめんとす。李藩固く執りて以て不可と爲す。權德輿曰はく、『宰相は序進の官に非ず。唐興りて以來、方鎮、大忠大勳に非ざれば、則ち跋扈する者、朝廷或は已むを得ずして之を加ふ。今鏐は既に忠勳無く、朝廷、又、已むを得ざるに非ず。何爲れぞ速に此名を以て之に假さん』と。上乃ち止む。鏐、吏才有り、完聚に工なり。范希朝、河東の

【四〇】 胡三省曰はく、憲宗、任迪簡を用ひて易定を得、穆宗、張弘靖を用ひて幽燕を失ふ。節鎮の命代は慎まざる可けんやと。

【四一】 入朝すること前卷元和元年に見ゆ。

【四二】 凶問。母卒するの聞なり。

【四三】 纒。上の弟なり。

【四四】 王承宗を討つを謂ふ。

全軍を以て、出でて河北に屯し、耗散甚だ衆し。鏐、鐵に到るの初め、兵、三萬人に滿たず、馬、六百匹に過ぎず。歲餘にして、兵、五萬人に至り、馬、五千匹有り。器械精利に、倉庫充實す。又、家財三十萬緡を進む。上、復た鏐に平章事を加へんと欲す。李絳諫めて曰はく、『鏐、太原に在り、頗る績効を著はすと雖も、今、家財を獻するに因りて之を命せば、後世を若何せん』と。上乃ち止む。中書侍郎裴垍、數疾を以て位を辭す。庚申、罷めて兵部尚書と爲る。

十二月戊寅、張茂昭入朝し、祖考の骨を京兆に遷さんと請ふ。

壬午、御史中丞呂元膺を以て鄂岳觀察使と爲す。元膺嘗て夜城に登らんと欲す。門已に鎖せり。守者、爲めに開かず。左右曰はく、『中丞なり』と。對て曰はく、『夜中、眞僞を辯じ難し。中丞と雖も、亦不可なり』と。元膺乃ち還る。明日、擢て重職と爲す。

【四五】 骨云云。張茂昭の祖諱。父孝忠、皆、河北に葬る。

翰林學士司勳郎中李絳、面のあたり吐突承瓘の專横なるを陳べ、語極めて懇切なり。上、色を作して曰はく、『卿の言太だ過ぎたり』と。絳泣きて曰はく、『陛下、臣を腹心耳目の地に置く。若し臣、左右を畏避し、身を愛して、言はずんば、是れ臣、陛下に負くなり。之を言つて陛下聞かざる所にして、朕を陛下、臣に負くなり』と。上、怒解けて曰はく、『卿の言ふ所、皆、人の言ふ能はざる所にして、朕をして聞かざる所を聞かしむ。眞に忠臣なり。它日、言を盡すこと、皆應に是の如くなるべし』と。己

丑、絳を以て中書舍人と爲す。學士は故の如し。絳嘗て從容として上が財を聚むるを諫む。上曰はく、『今、兩河の數十州、皆、國家の政令の及ばざる所なり。河湟の數千里、左衽に淪む。朕、日夜、祖宗の恥を雪がんことを思へども、財力、贍らず。故に蓄聚せざるを得ざるのみ。然らずんば、朕、宮中の用度、極めて儉薄なり。』【五】多く藏して何にか用ひんや』と。

六年、春正月甲辰、彰義留後吳少陽を以て節度使と爲す。

庚申、前の淮南節度使李吉甫を以て中書侍郎・同平章事と爲す。二月壬申、李藩、罷めて太子詹事と爲る。

己丑、【一】忻王造・薨す。

宦官、李絳が翰林に在るを惡み、以て戸部侍郎と爲し、【三】本司に判たらしむ。上問ふ、『故事に、戸部侍郎は、皆、羨餘を進む。卿獨り進む無きは、何ぞや』と。對へて曰はく、『守土の官、厚く人に斂し、以て私恩を市ふすら、天下猶ほ共に之を非とす。況や戸部の掌る所は、皆陛下の府庫の物にして、給納、籍有り、安んぞ羨餘を得ん。若し左藏より之を内藏に輸し、以て進奉と爲さば、是れ猶ほ東庫より之を西庫に移すがごとし。』【三】臣敢て此弊を踵がざるなり』と。上、其直を嘉みし、益之を

【一】 造。代宗の子なり。
【二】 本司を判すとは、戸部の職事を判するなり。唐、中世より以後、戸部侍郎、或は度支を判す。故に戸部を判するを以て本司を判すと爲す。此れ二十四司の司なり。
【三】 玄宗の時に王鉞、歲ごとに錢を進め、以て天子の燕私に供せしより、斐延齡に至りて、其弊極まれり。

重んず。

乙巳、上、宰相に問ふ、『政を爲すには寛猛何れをか先とせん』と。權徳輿對へて曰はく、『秦、慘刻を以てして亡び、漢は寛大を以てして興れり。』【四】太宗、明堂の圖を觀、人の背を扶つを禁せり。是故に、安史以來、屢、悖逆の臣有れども、皆、踵を旋らして自ら亡べり。祖宗の仁政・人心に結び、人忘るる能はざるに由るが故なり。然れば則ち寛猛の先後、見る可し』と。

【四】 事、一百九十三卷貞觀四年に見ゆ。

夏四月戊辰、兵部尚書裴垍を以て太子賓客と爲す。李吉甫、之を惡めば

【五】 唐の内侍省に品官白身二千九百三十二人有り。

なり。庚午、刑部侍郎鹽鐵轉運使盧坦を以て、戸部侍郎と爲し、度支に判たらしむ。或るひと告ぐ、『泗州の刺史薛審、代北水運使と爲り、異馬有れども、以て獻せず』と。事、度支に下す。巡官をして往きて驗せしむ。未だ返らず。上、之を遲しとし、【五】品官劉泰昕をして其事を按せしむ。盧坦曰はく、『陛下既に有司をして之

【六】 行營は、前に恆州を討つ行營を謂ふ。
【七】 春州。漢の合浦郡高涼縣の地。京師の東南六千四百四十八里。

を驗せしめ、又、品官をして繼ぎて往かしむ。豈に大臣、品官よりも信するに足らざるか。臣請ふ先づ黜免に就かん』と。上、泰昕を召して還らしむ。

五月、前の【六】行營糧料使于臯謨・董溪、賊數千緡に坐す。敕して、其死を貸し、臯謨を春州に流

し、溪を封州に流す。行きて潭州に至る。竝に中使を追遣して死を賜ふ。權德輿・上言して以爲はく、『卓謨等の罪、死に當る。陛下、諸を市朝に肆さば、誰か法を懼れざらん。當に已に赦して而も之を殺すべからず』と。溪は晉の子なり。

庚子、(三)金吾大將軍李惟簡を以て鳳翔節度使と爲す。隴州は、地、吐蕃と接し、舊常、朝夕相伺ひ、更に入りて攻抄し、人、息むを得ず。惟簡以爲へらく、邊將は當に守備を謹み財穀を蓄へ以て寇を待つべし。當に小利を視、事を起し、(四)恩を盜むべからずと。(五)禁じて、妄に其地に入るを得ざらしめ、益、耕牛を市ひ、農器を鑄、以て農の自ら具ふる能はざる者に給し、墾田數十萬畝を増す。屬、歲屢、稔り、公私、餘有り、販ぐ者流れて他方に及ぶ。

振武節度使阿跌光進に姓李氏を賜ふ。

六月丁卯、李吉甫奏す、『秦より隋に至るまで、(六)十有三代、官を設くるの多きこと、國家の如き者無し。天寶以後、中原の宿兵、見在、計る可き者、八十餘萬。其餘、商賈・僧道と爲り、田畝に服せざる者、什に五六有り。是れ常に三分の、筋を勞し骨を苦しむる人を以て、七分の、衣を待ち坐食するの輩を奉ずるな

- 【八】封州。京師に至るまで水陸四千五百一十里。
- 【九】潭州。古の長沙郡、京師の南二千四百四十五里。
- 【一〇】已に刑して其尸を陳するを肆と曰ふ。
- 【一一】董晉は德宗に相たり。後、宣武に鎮し、鎮に薨す。
- 【一二】李惟簡は惟岳の弟なり。
- 【一三】事を生じ功を邀め、官賞を竊取るを、是を恩を盜むと爲す。
- 【一四】妄に吐蕃の界に入るを禁す。
- 【一五】十有三代。秦、漢、魏、晉、宋、齊、梁、陳、北魏、北齊、周、隋をいふ。

り。今、内外の官、税錢を以て給俸する者、萬員に下らず。天下、三百餘縣、或は一縣の地を以てして州と爲し、一郷の民にして縣と爲す者甚だ衆し。請ふ有司に敕し、廢置を詳定し、吏員の省く可き者は之を省き、州縣の併す可き者は之を併せ、入仕の塗の減す可き者は之を減せん。又、國家の舊章、品に依りて俸を制し、官一品には月俸錢三十緡、(七)職田祿米、千斛に過ぎず。(八)艱難以來、使額を増置し、厚く俸錢を給せり。大曆中、權臣の月俸、九千緡に至り、州、大小と無く、刺史皆千緡なり。(九)常袞、相と爲り、始めて限約を立つ。(一〇)李泌、又、其閑劇を量り、事に隨つて増加す。時に通濟と謂ふ、理、減削し難しと。然れども猶ほ、名存し職廢する有り、或は額去り俸存するあり、閑劇の間、厚薄頓に異なり。請ふ有司に敕し、詳かに俸料雜給を考へ、量定して以て聞せしめん』と。是に於て給事中段平仲・中書舍人韋貫之・兵部侍郎許孟容・戸部侍郎李絳に命じ、同じく詳定せしむ。秋九月、富平の人梁悅、父の仇を報い、秦果を殺し、自ら縣に詣りて罪を請ふ。敕す、『讎を復するは、(一一)禮經に據れば則ち義、天を同じくせず。法令に徴すれば則ち人を殺す者は死す。禮法の二事は、皆王教の大端にして、此異同有り。固に論辯に資す。宜しく(一二)都省をして集議聞奏せしむべし』と。職方員外郎韓愈、議して以爲はく、『律に其條無きは、闕文に非ざる

- 【六】唐の初め、一品に職田六十頃・祿七百石を給す。
- 【七】兵興りてより後、權臣、諸使を増領し、月に厚俸を給し、開元に比して數倍す。
- 【八】常袞の事、二百二十五卷代宗大曆十二年に見ゆ。
- 【九】李泌の事、一百三十三卷德宗の貞元四年に見ゆ。
- 【一〇】禮記に曰はく、父の讎は與に共に天を戴かずと。
- 【一一】都省。尚書都省なり。

なり。蓋し以ふに、讎を復するを許さざれば則ち孝子の心を傷り、而して先王の訓に乖き、讎を復するを許せば則ち人將に法に倚りて專殺せんとし、以て其端を禁止する無し。故に聖人、其義を經に丁寧にし、而して其文を律に深設せり。其意、將に法吏をして一に法に斷せしめ、而して經術の士をして經を引きて議するを得しめんとするなり。宜しく其の制を定めて曰ふべし、「凡そ父の讎を復する者は、事發すれば、具に尙書省に申し、集議して奏聞し、其宜を酌みて之を處す」と。則ち經律、其指を失ふ無からん」と。敕して、梁悅は杖すること一百、循州に流す。

甲寅、吏部奏す、「敕に準じ、内外の官を併省すること、計八百八員、諸司流外、一千七百六十九人」と。
 黔州、大水あり、城郭を壞る。(三) 觀察使竇羣、溪洞蠻を發して以て之を治め、督役太だ急なり。是に於て辰、淑二州の蠻、反す。羣、之を討つ。定むる能はず。戊午、羣を開州の刺史に貶す。

冬十一月、(三) 弓箭庫使劉希光、羽林大將軍孫璋の錢二萬緡を受け、爲めに方鎮を求め、事覺はれ、死を賜はる。事、左衛上將軍知内侍省事吐突承璀に連なる。丙申、承璀を以て淮南監軍と爲す。上、李絳に問ふ、「朕、承璀を出せるは何如」と。對へて曰はく、「外人、陛下が遽に能く是の如くならん

【三】 循州。古の龍川縣の地、東都に至るまで四千八百里。
 【三】 黔中觀察使は辰・錦・施・敘・夷・夷・播・思・費・南溪・漆等の州を領す。又福慶州五十有り、大率、皆、溪洞蠻なり。
 【四】 淑州。本、巫州、大曆五年、名を敘州と更む。
 【五】 開州。開江縣に治す。京師の南一千四百六十里。
 【六】 唐の内諸司使、弓箭庫使は軍器庫使の下に在り。

とは意はざりき」と。上曰はく、「此れ家奴なるのみ。曷に其の驅使の久しきを以て、故に假すに恩私を以てせり。若し違犯有らば、朕、之を去ること、輕きこと一毛の如きのみ」と。

(二六) 十六宅の諸王、既に閑を出でず、其女、嫁するに時を以てせず、尙者を選ぶこと皆宦官に由り、率ね厚賂を以て自ら達す。李吉甫、上言す、「古より主に尙するには、必ず其人を擇ぶ。獨り近世は然らず」と。十二月壬申、詔して、恩王等の六女を封じて縣主と爲し、中書・門下・宗正・吏部に委ね、門地・人才の稱可なる者を選びて之に嫁せしむ。

己丑、戸部侍郎李絳を以て中書侍郎・同平章事と爲す。李吉甫、相と爲り、多く舊怨を修む。上、頗る之を知る。故に絳を擢でて相と爲せり。吉甫善く上の意を逢迎す。而して絳は直にして、數、上の前に爭論す。上多く絳を直として其言に従ふ。是に由りて、二人、隙有り。

閏月辛卯朔、黔州奏す、「辰淑の賊帥張伯靖、播州・費州に寇す」と。
 (二五) 試太子通事舍人李涉、上の・吐突承璀に於ける・恩顧未だ衰へざるを知り、乃ち、魘に投じて上疏して稱す、「承璀は功有り、希光は罪無し。承璀は久しく心腹を委ぬ。宜しく遽に棄つべからず」と。知魘使諫議大夫孔戣、其副章を見、詰責すれども受けず。涉乃ち賂

【二七】 承璀、帝に東宮に事ふ。
 【二八】 十六宅の諸王。慶・忠・棣・鄂・儀・穎・永・榮・延・濟の十王と盛・儀・壽・豐・恆・梁の六王とをいふ。
 【二九】 唐の太子通事舍人は右春坊に屬す、員八人、正七品下、官臣を導き、辭見・承令・勞問すること掌る。此れ職事官なり。李涉の若きは試官なり。
 【三〇】 武后垂拱四年、魘四枚を置き、朝堂に列す。一は延恩魘と曰ひ、一は招諫魘と曰ひ、一は申冤魘と曰ひ、一は通玄魘と曰ふ。

を行ひ、光順門に詣りて之を通す。戮、之を聞き、上疏して極言す、「涉、姦險にして天を欺く。請ふ顯戮を加へん」と。戊申、涉を(三)峽州の司倉に貶す。涉は(三)渤の兄、戮は(三)巢父の子なり。辛亥、(三)惠昭太子寧・薨す。是歲、天下大に稔り、米斗ごとに、直二錢なる者有り。

七年、春正月辛未、京兆の尹元義方を以て鄜坊觀察使と爲す。初め義方、吐突承璀に媚事す。李吉甫、自ら承璀に託せんと欲し、義方を擢でて京兆の尹と爲す。李絳、義方の人と爲りを惡む。故に之を出す。義方入りて謝し、因つて言ふ、「李絳、其同年許季同に私し、京兆の少尹に除し、臣を鄜坊に出す。専ら威福を作し、聰明を欺罔す」と。上曰はく、「朕、李絳が是の如くならざるを諍んず。明日將に之を問はん」と。義方、惶愧して出づ。明日、上、以て絳を詰りて曰はく、「人、同年に於て、固に情有るか」と。對へて曰はく、「同年は乃ち九州四海の人、偶々科第を同じくし、或は科に登り、然る後相識る。情何に於てか有らん。且つ陛下、臣の愚なるを以てせず、位に宰相に備ふ。宰相の職は、才を量り任を授くるに在り。若し其人果して才ならば、兄弟子姪の中に在りと雖も、猶ほ將に之を用ひんとす。況や同年をや。嫌

- 【一】 唐の同榜の進士を同年と謂ふ。
- 【二】 寧立ちて太子と爲ること前卷四年三月に見ゆ。
- 【三】 巢父は李懷光の難に死す。
- 【四】 岳州。古の夷陵の地、京師の東南一千八百八十八里。今の湖北省荊南道宜昌縣の西北
- 【五】 李渤は時に少室山に隱る。
- 【六】 孔巢父は李懷光の難に死す。

を避けて才を棄つるは、是れ乃ち身に便するにして、公に猶ほに非ざるなり」と。上曰はく、「善し。朕、卿が必ず爾らざるを知る」と。遂に義方を趣して官に之かきむ。

(三) 振武の河溢れ、東受降城を毀る。

三月丙戌、上、延英殿に御す。李吉甫言ふ、「天下已に太平なり。陛下宜しく樂を爲すべし」と。李絳曰はく、「漢の文帝の時、兵本刃無く、家給し人足る。(三)賈誼猶ほ以爲はく、「火を積薪の下に厝く、安しと謂ふ可からず」と。今、法令の制する能はざる所の者、河南北

- 【一】 東受降城は河に瀕す、河溢る、故に城を毀る。
- 【二】 賈誼云云。十四卷漢の文帝六年に見ゆ。

五十餘州なり。犬戎腥羶、近く滄隴に接し、烽火屢驚く。之に加ふるに、水旱時に作り、倉廩空虚なり。此れ正に陛下の宵衣旰食の時なり。豈に之を太平と謂ひ、遽に樂を爲すを得んや」と。上、欣然として曰はく、「卿の言、正に朕の意に合ふ」と。退きて左右に謂つて曰はく、「吉甫は専ら悦媚を爲す。李絳の如きは、眞に宰相なり」と。上嘗て宰相に問ふ、「貞元中、政事、理まらざりしは、何ぞ乃ち此に至れる」と。李吉甫對へて曰はく、「徳宗自ら聖智に任じ、宰相を信せず、而して他人を信せり。是れ姦臣をして間に乘じ威福を弄するを得しむ。政事の理まらざるは、職として此故なり」と。上曰はく、「然り。此れ亦未だ必ずしも皆徳宗の過にあらず。朕、幼にして徳宗の左右に在り、事に得失有るを見る。當時の宰相も亦未だ再三執奏する者有らず、皆祿を懷ひ安を偷めり。今日豈に専ら咎を徳宗に歸するを得ん

や。卿が輩、宜しく此を用て戒と爲すべし。事、是に非ざる有らば、當に力陳して已まざるべし。朕の譴怒を畏れて遽に止む勿れ」と。李吉甫嘗て言ふ、「人臣は當に強諫すべからず。君をして悦び臣をして安からしむるも、亦美ならずや」と。李絳曰はく、「人臣は當に顔を犯して苦口し、得失を指陳すべし。若し君を惡に陥れば、豈に忠と爲すを得んや」と。上曰はく、「絳の言・是なり」と。吉甫、中書に至り、臥して・事を視ず、長吁するのみ。李絳或は久しく諫めざれば、上輒ち之を詰りて曰はく、「豈に朕、容受する能はざるか。將た事の諫む可き無きか」と。李吉甫、又、嘗て上に言つて曰はく、「賞罰は人主の二柄にして、偏廢す可からず。陛下、踐阼して以來、惠澤深し。而して威刑未だ振はず、中外懈惰す。願はくは嚴を加へて以て之を振はんことを」と。上、李絳を顧みて曰はく、「何如」と。對へて曰はく、「王者の政は、徳を尚びて・刑を尙はず。豈に成康文景を捨てて秦の始皇父子に效ふ可けんや」と。上曰はく、「然り」と。後旬餘にして于頔、入りて對し、亦、上に・刑を峻にせんことを勸む。又數日にして、上、宰相に謂つて曰はく、「于頔は大に是れ姦臣なり。朕に・刑を峻にせんことを勸む。卿、其意を知るか」と。皆對へて曰はく、「知らざるなり」と。上曰はく、「此れ朕をして人心を失はしめんと欲するのみ」と。(五) 吉甫、色を失ひ、退きて首を抑へ、言笑せざることを竟日の

【四】成康文景。周の成王・康王、漢の文帝・景帝。
 【五】上、于頔の峻刑の言を以て姦と爲す、故に吉甫、前の失言を愧づ。

夏四月丙辰、庫部郎中翰林學士崔羣を以て中書舍人と爲す。學士は故の如し。上、羣の讜直なるを嘉し、學士に命じ、今より事を奏するには、必ず崔羣の連署を取り、然る後之を進めしむ。羣曰はく、「翰林の舉動は、皆、故事と爲す。必ず是の如くせば、後來萬一、阿媚の人有りて之が長と爲らば、則ち下位の直言、從つて進む無からん」と。固く・詔を奉せず。章三たび上る。上乃ち之に従ふ。

五月庚申、上、宰相に謂つて曰はく、「卿が輩屢、言ふ、「淮浙、去歲、水旱あり」と。近ごろ御史有り、彼より還り、言ふ、「災を爲すに至らず」と。事竟に如何」と。李絳對へて曰はく、「臣、淮南・浙西・浙東の奏狀を按ずるに、皆云ふ、「水旱し、人多く流亡す」と。(六) 法を設けて招撫せんことを求む。其意、朝廷の之を罪せんことを恐るる者に似たり。豈に肯て災無くして而も妄に「災有り」と言はんや。此れ蓋し御史、姦諛を爲して以て上の意を悦ばさんと欲するのみ。願はくは其主名を得、其法を按致せん」と。上曰はく、「卿の言・是なり。國は人を以て本と爲す。災有りと聞かば、當に亟かに之を救ふべし。豈に尙ほ復た之を疑ふ可けんや。朕適者思はずして言を失せるのみ」と。命じて速かに其租賦を蠲かしむ。上嘗て宰相と與に、治道を延英殿に論じ、日旰け暑甚だしく、汗、御服を透る。宰相、上の體の倦まんことを恐れ、退かんことを求む。上、之を留めて曰はく、「朕、禁

【六】庫部郎は戎器兩簿儀仗を掌り、兵部に屬す。
 【七】讜直。正直なり。
 【八】法制を設け爲して、以て流亡の民を招撫す。

中に入り、與に處る所の者は、獨り宮人・宦官のみ。故に卿等と且く共に(九)理を爲すの要を談するを樂しみ、殊えて倦むを知らざるなり」と。

六月癸巳、司徒同平章事杜佑、太保を以て致仕す。

秋七月乙亥、遂王宥を立てて太子と爲し、名を恆と更む。恆は郭貴妃の子なり。諸姬の子澧王寬、恆よりも長せり。上、將に恆を立てんとし、崔羣に命じ、寬の爲めに讓表を草せしむ。羣曰はく、(一〇)「凡そ己の有を推して以て人に與ふる、之を讓と謂ふ。遂王は嫡子なり。寬何ぞ讓らん」と。上乃ち止む。

八月戊戌、魏博節度使田季安薨す。初め季安、(一一)涪州の刺史元誼の女を娶り、子懷諫を生み、(一二)節度副使と爲す。牙内兵馬使田興は(一三)庭玠の子なり。勇力有り、頗る書を読み、性恭遜なり。季安、淫虐なり。興數規諫す。軍中、之に頼る。季安以爲へらく衆心を收むと。出して臨清の鎮將と爲し、將に之を殺さんと欲す。興陽りて風痺の爲し、(一四)灸灼、身に滿つ。乃ち免るを得たり。季安、風を病み、殺戮、度無く、軍政廢亂す。夫人元氏、諸將を召し、懷諫を立てて副大使と爲し、軍務に知らしむ。時に年十一。季安を別殿に遷す。月餘にして薨す。田

- 【九】 理を爲す。猶ほ治を爲すといふがごとし。
- 【一〇】 崔羣、憲宗の爲めに、子を立つるには嫡を以てし長を以てせざるの義を力言す。
- 【一一】 元誼が魏に奔ること、二百三十五卷徳宗貞元十二年に見ゆ。
- 【一二】 新唐志に、節度副使は行軍司馬の下に在り。節度副大使は行軍司馬の上に在り、河北の三鎮以て儒帥と爲す。
- 【一三】 田庭玠は二百二十六卷徳宗建中二年に見ゆ。
- 【一四】 灸灼は艾を以て火を燃し、按じて之を灼くなり。

興を召して步射都知兵馬使と爲す。辛亥、左龍武大軍將薛平を以て鄆州節度使と爲し、以て魏博を控制せんと欲す。上、宰相と、魏博の事を議す。李吉甫、兵を興して之を討たんと請ふ。李絳以爲はく、「魏博は、必ずしも兵を用ひず、當に自ら朝廷に歸すべし」と。吉甫、盛に兵を用ひざる可からざるの状を陳ぶ。上の曰はく、「朕の意亦以て然りと爲す」と。絳曰はく、「臣竊に兩河藩鎮の跋扈する者を觀るに、皆兵を分ちて以て諸將に隸し、専ら一人に在らしめず。其權任太だ重からば間に乘じて己を謀らんことを恐るるが故なり。諸將勢均しく力敵し、能く相制するもの莫し。廣く相連結せんと欲せば、則ち衆心、同じからず、其謀必ず泄れん。獨り起ちて變を爲さんと欲せば、則ち兵少く力微にして、勢必ず成らじ。加ふるに購賞既に重く、刑誅又峻なるを以てす。是を以て諸將互に相顧忌し、敢て先づ發するもの莫し。跋扈者、此を恃みて以て長策と爲す。然れども臣竊に之を思ふに、若し常に・嚴明なる主帥の能く諸將の死命を制する者を得、以て之に臨まば、則ち粗ば能く自ら固くせん。今、懷諫は乳臭の子にして、自ら聽斷する能はず。軍府の大權、必ず歸する所有り、諸將の厚薄、均しからず。怨怒必ず起り、相服從せざらん。則ち晷日兵を分つの策は、適・今日禍亂の階と爲るに足るなり。田氏、(一五)屠肆と爲らずんば、則ち悉く俘囚と爲らん。何ぞ(一六)天兵を煩はさんや。彼、列將より起りて主帥に代る。鄰道の惡む所、此よりも甚だしきは莫し。彼、朝廷の援に倚らず、

- 【一五】 舉家屠戮せらるること、屠家の羊家を屠るが如くなる。
- 【一六】 天兵。天子の兵。

以て自ら存せば、則ち立ちどころに鄰道の〔七〕糝粉する所と爲らん。故に臣以爲へらく、必ずしも兵を用ひず、坐ながら魏博の自ら歸するを待つ可きなり。但だ願はくは陛下、兵を按じ威を養ひ、嚴に諸道に敕し、士馬を選練し、以て後敕を須たしめ、賊中をして之を知らしめば、數月に過ぎずして、必ず自ら軍中に效す者有らん。時に至りて、惟だ朝廷之に應ずること敏速にして、其機會に中り、爵祿を愛まず、以て其人を賞するに在り。兩河の藩鎮をして之を聞かしめば、其麾下が之に效ひ、以て朝廷の賞を取らんことを恐れ、必ず皆恐懼し、争うて恭順を爲さん。此れ所謂戰はずして人の兵を屈する者なり」と。上曰はく、「善し」と。它日、吉甫復た延英に於て、盛に兵を用ふるの利を陳べ、且つ言ふ、「芻糧金帛、皆已に備有り」と。上顧みて絳に問ふ。絳對へて曰はく、「兵は輕、しく動かす可からず。〔八〕前年、恆州を討ち、四面より兵を發すること二十萬、又、兩神策の兵を發し、京師より之に赴き、天下騒動し、費す所七百餘萬緡、訖に成功無く、天下の笑と爲れり。今瘡痍未だ復せず、人皆戰を憚る。若し又敕命を以て之を驅らば、臣恐る直に功無きのみならず、或は他の變を生せんことを。況や魏博必ずしも兵を用ひざること、事勢明白なり。願はくは陛下、疑ふ勿れ」と。上、身を奮ひ〔九〕案を撫ちて曰はく、「朕、兵を用ひざること決せり」と。絳曰はく、「陛下、是言有りと雖も、恐らくは退朝の後、復た聖聽を熒惑する者有らん」と。上、色を正しくし聲を厲まして曰はく、

〔七〕 糝粉。粉碎すること。
 〔八〕 吐突承璀が王承宗を討ちしを謂ふ。
 〔九〕 撫。拍つ也。

「朕の志、已に決せり、誰か能く之を惑はさん」と。〔一〇〕絳乃ち拜賀して曰はく、「此れ社稷の福なり」と。既にして田懷諫、幼弱にして、軍政皆家僮蔣士則に決し、數、愛憎を以て諸將を移易す。衆皆憤怒す。朝命、久しく至らず、軍中、安んぜず。田興晨に府に入る。士卒數千人、大に謀ぎて興を環りて拜し、留後と爲らんことを請ふ。興驚きて地に仆る。衆、散せず。之を久しくして、興、免れざるを度り、乃ち衆に謂つて曰はく、「汝肯て吾が言を聽かんか」と。皆曰はく、「惟だ命のままにせん」と。興曰はく、「副大使を犯す勿れ。朝廷の法令を守り、版籍を申し、官吏を請ひ、然る後可なり」と。皆曰はく、「諾」と。興、乃ち蔣士則等十餘人を殺し、〔一一〕懷諫を外に遷す。

〔一〇〕 代宗廣徳元年、田承嗣、魏博に帥たり、四世四十九年にして滅ぶ。

卷の第二百二十九

唐紀五十五

憲宗昭文章武大聖至神孝皇帝中の上

(二) 元和七年、冬十月乙未、魏博の監軍、(三) 狀を以て聞す。上、亟かに宰相を召し、李絳に謂つて曰はく、『卿が魏博を揣ること符契の若し』と。李吉甫請ふ、『中使を遣はして宣慰せしめ、以て其變を觀ん』と。李絳曰はく、『不可なり。今、田興、其土地兵衆を奉じ、坐ながら詔命を待つ。此際に乗じて心を推して撫納し、結ぶに大恩を以てせず、必ず、敕使彼に至り、將士の表を持し來り、爲めに節鉞を請ふを待ち、然る後之に與へば、則ち是れ恩、下より出で、上より出づるに非ず、將士を重しと爲し、朝廷を輕しと爲し、其感戴の心、亦、今日の比に非ざらん。機會一たび失はば、之を悔ゆとも及ぶ無からん』と。吉甫素より樞密使梁守謙と相結ぶ。守謙も亦之が爲めに上に言つて曰はく、『故事に、皆、中使を遣はして宣勞す。今、此鎮獨り無くんば、(三) 恐らくは更に諭らざらん』と。上竟に

【一】 元和七年。西紀八二二年。
 【二】 魏の兵が懷諫を廢し田興を立つるの狀を以て聞す。
 【三】 其の更に上の意を諭らざらんことを恐るるなり。

中使張忠順を遣はし、魏博に如きて宣慰せしめ、其の還るを俟ちて之を議せんと欲す。癸卯、李絳復た上言す、『朝廷の恩威の得失、此一舉に在り。時機、惜む可し。奈何ぞ之を棄つる。利害甚だ明かなり。願はくは聖心、疑ふ勿れ。忠順の行を計るに、甫めて應に陝を過ぐるなるべし。乞ふ明旦即ち白麻を降し、興を節度使に除せんことを。猶ほ及ぶ可からん。上且く留後に除せんと欲す。絳曰はく、『興が恭順なること此の如し。恩不次に出づるに非ざるよりは、則ち以て之をして感激すること常に殊ならしむる無からん』と。上、之に従ふ。

甲辰、興を以て魏博節度使と爲す。忠順未だ還らざるに、制命已に魏州に至る。興、恩を感じて流涕し、士衆、鼓舞せざるは無し。

庚戌、更めて皇子寬を名づけて暉と曰ひ、察を悰と曰ひ、寰を忻と曰ひ、察を悟と曰ひ、審を恪と曰ふ。

李絳又言ふ、『魏博は五十餘年、皇化に霑ほはず。一旦、六州の地を

擧げて來歸し、河朔の腹心を剝り、叛亂の巢穴を傾く。重賞の其の望む所に過ぐる有らざるば、則ち以て士卒の心を慰め、四鄰をして勸慕せしむる無からん。請ふ内庫の錢百五十萬緡を發し、以て之に賜はん』と。左右宦官以爲はく、『興ふる所太だ多し。後に此比有らば、將に何を以て之に給せんとする』と。上、以て絳に語る。絳曰はく、『田興、地を専らにするの利を貪らず、四鄰の患を顧み

【四】興が朝廷の法令を守り、版籍を申し、官吏を請ひ、河北諸鎮の爲す所に異なるを言ふ。
【五】五十餘年。魏博、田承嗣より以來、倔強にして命を拒む、是に至りて四十九年。
【六】六州。魏・博・貝・衛・洺・相。

ず、命を聖朝に歸す。陛下、奈何ぞ小費を愛みて大計を遺れ、以て一道の人心を收めざる。錢は用ひて盡くれば更に來る。機事は一たび失はば、復た追ふ可からず。借使國家、十五萬の兵を發し、以て六州を取り、期年にして之に克つとも、其費豈に止だ百五十萬緡のみならんや』と。上悦びて曰はく、『朕が惡衣菲食にして貨財を蓄聚する所以は、正に四方を平定せんと欲するが爲めなり。然らずして、徒らに之を府庫に貯ふとも何をか爲さん』と。十一月辛酉、知制誥裴度を遣はし、魏博に至りて宣慰せしめ、錢百五十萬緡を以て軍士を賞し、六州の百姓、復一年を給す。軍士、賜を受け、歡聲、雷の如し。成德、兗・鄆の使者數輩、之を見て相顧みて色を失ひ、歎じて曰はく、『倔強なる者果して何の益あるか』と。度、興の爲めに君臣上下の義を陳す。興、之を聽き、終夕、倦まず。度を待つ禮極めて厚し。度に請うて、徧く所部の州縣に至り、朝命を宣布せしめ、奏して、節度副使を除せんことを朝廷に乞ふ。詔して、戸部郎中河東の胡証を以て之と爲す。興又奏す、『所部の缺官九十員、請ふ有司注擬せよ。朝廷の法令を行ひ、賦税を輸せん』と。田承嗣以來、室屋の僭侈する者、皆、避けて居らず。羈・蔡・恆、遊客を遣はし、間説百方すれども、興、終に聽かず。李師道、人をして宣武節度使韓弘に謂つて曰はしむ、『我世田氏と、相保援せんことを約せり。今、興、田氏の族に非ず、又、首として、兩

【七】其の賦役を復除するなり。
【八】兗・鄆。即ち淄青平盧軍なり。
【九】羈は李師道、蔡は吳少陽、恆は王承宗なり。
【一〇】田興が心を悉して朝廷を奉じ、兩河藩鎮の故事を變ずるを言ふ。

河の事を變ず。亦、公の惡む所なり。我、將に成徳と與に軍を合せて之を討たんとす」と。弘曰はく、「我、利害を知らず、詔を奉じて事を行ふを知るのみ。若し兵北して河を度らば、我は則ち兵を以て東して、曹州を取らん」と。師道懼れ、敢て動かす。田興既に田季安を葬り、田懷諫を京師に送る。辛巳、懷諫を以て右監門衛將軍と爲す。

李絳・奏す、「振武・天徳の左右、良田、萬頃可り。請ふ能吏を擇びて營田を開置せん。以て費を省き食を足らす可からん」と。上、之に従ふ。絳、度支使盧坦に命じ、用度を經度せしむ。四年の間に、田を開くこと四千八百頃、穀を收むること四千餘萬斛。歳ごとに度支の錢二十餘萬緡を省く。邊防、之に頼る。

上、嘗て延英に於て宰相に謂つて曰はく、「卿が輩、當に朕が爲めに官を惜むべし、之を用ひて親故に私する勿れ」と。李吉甫・權徳輿、皆、敢てせずと謝す。李絳曰はく、「崔祐甫、言へる有り、「親に非ず故に非ざれば、其才を諳んせず」と。諳んする者にすら尙ほ官を與へずんば、諳んせざる者には何ぞ敢て復た與へん。但だ其才器と官と相稱ふや否やを問ふのみ。若し親故の嫌を避け、聖朝をして多士の美を虧かめば、此れ乃ち偷安の臣にして、至公の道に非ざるなり。苟くも用ふる所其人に非ずんば、則ち朝廷自ら典刑有り。誰か敢て之を逃れん」と。上曰はく、「誠に卿の言の如し」と。

【一】曹州。李師道の巡屬なり。

是歳、(一)吐蕃、涇州に寇し、西門の外に及び、人畜を驅掠して去る。上、之を患ふ。李絳・上言す、(二)京西、(三)京北、皆、神策の鎮兵有り。始めて之を置くは、以て吐蕃を備禦し、節度使と犄角して相應せしめんと欲するなり。今は則ち鮮衣美食し、坐して縣官を耗す。寇至る有る毎に、節度使、與に俱に進まんことを邀むれば、則ち云ふ、(三)申して中尉の處分を取らん」と。其の報を得る比ほひ、虜去りて遠し。縦ひ果銳の將の命を聞きて奔赴する有りとも、節度使、刑戮以て之を制する無く、相視ること平交の如く、左右前却、肯て命を用ふるもの莫し。何の益する所あらんや。請ふ所在の地に據り、士馬及び衣糧・器械は、皆割きて當道節度使に隸し、號令をして齊壹ならしめ、臂の指を使ふが如くせん。則ち軍威大に振ひ、虜、敢て入寇せざらん」と。上曰はく、「朕、舊事の此の如きを知らず。當に亟かに之を行ふべし」と。既にして神策軍、驕恣なること日久しく、節度使に隸するを樂しません。竟に宦者の沮む所と爲りて止む。

【二】先に涇州の界に寇し、進みて涇州の西門の外に及ぶ。

【三】京西。鳳翔・秦隴・原・涇・渭なり。

【四】京北。邠・寧・丹・延・鄜・坊・慶・靈・鹽・夏・綏・銀・宥なり。

【五】唐の神策鎮兵は、分ちて外に屯し、皆、左右神策中尉に屬す。

【一】田興。興の兄なり。

【二】兄弟、皆、幼にして父母を失ふ。而して兄の年差や長ず。故に其弟を長養して之を教ふ。

【三】角射。弓を射ることの競技なり。

八年、春正月癸亥、(一)博州の刺史田融を以て、相州の刺史と爲す。(二)融・興、幼にして孤なり。融、長養して之を教ふ。興嘗て軍中に於て角射し、一軍、及ぶもの莫し。

融退きて之を扶ち、曰はく、「爾、自ら晦ますんば、禍將に及ばんとす」と。故に興能く猜暴の時（四）に自ら全くせり。

勃海の定王元瑜卒す。弟言義、國務を權知す。庚午、言義を以て勃海王と爲す。

李吉甫・李絳、數上の前に爭論す。禮部尙書同平章事權德輿、中に居り、可否する所無し。上、之を鄙しむ。辛未、德輿罷めて本官を守る。

辛卯、魏博節度使田興に名を弘正と賜ふ。

司空同平章事于頔、久しく長安に留まり、鬱鬱として志を得ず。梁

正言といふ者有り、自ら言ふ、「樞密使梁守謙と同宗なり。能く人の爲めに屬請す」と。頔、其子太常丞敏をして、重く正言に賂せしめ、鎮に出で

んことを求む。之を久しくして、正言の詐漸く露はる。敏、其賂を索むれども得ず。其奴を誘うて之を支解し、濶中に棄つ。事覺はる。頔、

其子殿中少監季友等を帥めて素服し、建福門に詣りて罪を請ふ。門者、内

れず。退きて南牆を負うて立ち、人を遣はして上表す。閤門、印引無きを以て、受けず。日暮れて

がめて歸り、明日復た至る。丁酉、頔には恩王の傳を左授し、仍ほ朝謁を絶ち、敏は雷州に流さる。

季友等、皆、官を貶せられ、僮奴の死する者數人。敏、秦嶺に至りて死す。事、僧鑿虚に連なる。

鑿虚、貞元より以來、財を以て權倖に交はり、方鎮の賂遺を受け、厚く自ら奉養す。吏、敢て詰す

是に至りて、權倖争うて之が爲めに言ふ。上、之を釋さんと欲す。中丞薛存誠、可かず。上、中使を

遣はし、臺に詣りて旨を宣して曰はしむ、「朕、面のあたり此僧を詰らんと欲す。之を釋すに非ざるな

り」と。存誠對へて曰はく、「陛下必ず面のあたり此僧を釋さんと欲せば、請ふ先づ臣を殺し、然る後之を取れ。然らずんば、臣、期して詔を奉せ

す」と。上、嘉して之に従ふ。三月丙辰、鑿虚を杖殺し、其の有する所の財を没す。

甲子、(一)前の西川節度使同平章事武元衡を徵し、入りて政事に知たらしむ。

夏六月、大水あり。上以爲へらく、陰盈つるの象なりと。辛丑、宮人二百車を出す。

秋七月、振武節度使李光進、受降城を修め、兼ねて河防を理めんと請ふ。時に受降城、河の毀る

所と爲る。李吉甫、其徒を天徳の故城に徙さんと請ふ。李絳及び戸部侍郎盧坦以爲はく、「受降城

は張仁愿の築く所にして、積口に當り、虜の要衝に據り、水草美にして、邊を守るの利地なり。

【一】 藍田關より南に出でて秦嶺を渡る。

【二】 元和二年、武元衡出でて西川に鎮す。是に至りて召還す。

【三】 河、受降城を毀ること、前卷七年に見ゆ。

【四】 天徳の故城。東受降城の西二百里大同川に在り。

【五】 事、二百九卷中宗景龍二年に見ゆ。

【四】 猜暴の時とは田季安の時を謂ふ。

【五】 二年、頔入朝すること、二百三十二卷に見ゆ。

【六】 濶。圃なり。

【七】 唐の大明宮の端門を丹鳳門と曰ひ、其西を建福門と曰ふ。

【八】 唐の制、凡そ四方の章表は皆、閤門受けて之を進む。頔方に罪を請ふ。既に職印無く、又、内引無し。受けざる所以なり。

【九】 雷州より京師に至るまで六千五百一十二里。

今、河患を避け、退くこと二三里にして可なり。奈何ぞ萬代の永安の策を捨て、一時費を省くの便に徇はんや。況や天徳の故城は、僻處、确瘠にして、河を去ること絶た遠く、烽候緊急、相應接せず。虜忽ち唐突するも、勢、由りて知る無し。是れ故無くして國を蹙むること二百里なり。城使周懷義が利害を奏するに及び、絳、垣と同じ。上卒に吉甫の策を用ひ、受降城の騎士を以て天徳軍に隸す。李絳、上に言つて曰はく、「邊兵、徒らに其數有り、而も其實無く、虚しく衣糧を費し、將帥但だ、緣私役使し、貨財を聚め、以て權倖を結ぶのみ。未だ嘗て訓練して以て不虞に備へず。此れ無事の時に於て豫め聖意を留めざる可からざるなり」と。時に受降城の兵籍、舊四百人、天徳軍の兵を交するに及び、止だ五十人有り、器械止だ一弓有り。自餘は是に稱ふ。故に絳の言、之に及び。上驚きて曰はく、「邊兵は乃ち是の如く其れ虚なるか。卿が曹當に按閣を加ふべし」と。會、絳、相を罷めて止む。

乙巳、(一七) 天威軍を廢し、其衆を以て神策軍に隸す。

丁未、(一八) 辰淑の賊帥張伯靖、降らんと請ふ。辛亥、伯靖を以て歸州の司馬と爲し、荆南軍の前驅使を委ぬ。

【一五】 确瘠。确確にして土薄き地をいふ。
 【一六】 緣私役使。竝に公役の名に緣りて之を私使するなり。
 【一七】 元和の初め、左右神威を并せて一軍と爲し、天威軍と號す。神威軍は、本、殿前射生軍なり。
 【一八】 辰淑の賊反すること前卷六年に始まる。

初め吐蕃、(一九) 烏蘭橋を作らんと欲し、先づ材を河側に貯ふ。朔方常に潛に人を遣はし、之を河に投ず。終に成す能はず。虜、朔方靈鹽節度使王侁が貪なるを知り、先づ厚く之に賂ひ、然る後力を併せて橋を成し、仍ほ月城を築きて之を守る。是より、朔方、寇を禦ぎ、暇あらず。

冬十月、回鶻、兵を發し、磧南に度り、(二〇) 柳谷より西して吐蕃を撃つ。壬寅、振武天徳軍・奏す、「回鶻の數千騎、(二一) 鷓鴣泉に至る」と。邊軍・戒嚴す。

振武節度使李進賢、士卒を恤まず。判官嚴澈は、(二二) 綬の子なり。刻覈を以て幸を進賢に得たり。進賢、牙將楊遵憲をして、五百騎を將ゐ、東受降城に趣かしめ、以て回鶻に備ふ。(二三) 給する所の資裝、虚估多し。鳴沙に至り、遵憲は屋處し、而して士卒は暴露す。衆、怒を發し、夜薪を聚め其屋を環らして之を焚き、甲を卷きて還る。庚寅夜、門を焚きて進賢を攻む。進賢、城を踰えて走る。軍士、其家を屠り、并せて嚴澈を殺す。進賢、(二四) 靜邊軍に奔る。

羣臣・累表し、(二五) 德妃郭氏を立てて皇后と爲さんと請ふ。上、妃の門宗彊盛なるを以て、位を正す

【一九】 會州烏蘭縣(今の甘肅省蘭山道靖遠縣の西南)に烏蘭關有り。縣の西南に在り。吐蕃、河上に橋を作る。
 【二〇】 柳谷は西州交河縣(今の新疆省迪化道吐魯番縣の西二十里)の北二十里に在り。
 【二一】 鷓鴣泉。西受降城の北三百里に在り。
 【二二】 時に嚴綬猶ほ在り。
 【二三】 資裝、本色を給せず、虚しく其價を估り、給するに他物を以てす。
 【二四】 靜邊軍は雲州の西一百八十里に在り。
 【二五】 德妃。郭曖の女、子儀の孫女なり。

の後後宮進むを得るもの莫からんことを恐れ、託するに歲時の禁忌を以てし、竟に許さず。
 丁酉、振武監軍駱朝寬・奏す、「亂兵已に定まる。請ふ將士に衣を給せん」と。上怒り、夏綏節度使張煦を以て振武節度使と爲し、夏州の兵二千を將ゐて鎮に赴かしめ、仍ほ河東節度使王鐔に命じ、兵二千を以て之を納れしめ、聽すに便宜事に從ふを以てす。駱朝寬、罪を其將蘇若方に歸して之を殺す。

鄭滑魏博の卒を發し、黎陽の古河十四里を鑿り、以て滑州の水患を紓む。

上、宰相に問ふ、「人言ふ、「外間の朋黨大に盛なり」と。何ぞや」と。

李絳對へて曰はく、「古より、人君の甚だ惡む所の者は、人臣の朋黨を爲すに若くは莫し。故に小人、君子を諍るには、必ず朋黨と曰ふ。何となれば則ち朋黨は、之を言へば則ち惡む可く、之を尋ねれば則ち跡無きが故なり。東漢の末、凡そ天下の賢人君子、(七)宦官皆之を黨人と謂ひ、而して之を禁錮し、遂に以て國を亡ぼせり。此れ皆羣小が善人を害せんと欲するの言なり。願はくは陛下、深く之を察せよ。夫れ君子は固より君子と合ふ。豈に必ず之をして小人と合はしめ、然る後之を黨に非すと謂ふ可けんや」と。

【六】 大河の故瀆は、黎陽山の東を逕、後、南に徙りて滑州の患を爲す、故に古河を鑿る。
 【七】 漢の桓靈二帝紀に見ゆ。

九年、春正月甲戌、王鐔、兵五千を遣はし、張煦に善羊柵に會せしむ。乙亥、煦、單于都護府に入り、亂者蘇國珍等二百五十三人を誅す。二月丁丑、李進賢を貶して通州の刺史と爲す。甲午、駱朝寬、亂者を縱すに坐し、之を杖つこと八十、色を奪うて定陵に配役す。

李絳、屢 足疾を以て位を辭す。癸卯、罷めて禮部尚書と爲る。初め上、絳を相とせんと欲し、先づ吐突承璀を出して淮南監軍と爲す。是に至りて、上、承璀を召還し、先づ絳の相を罷む。甲辰、承璀、京師に至る。復た以て弓箭庫使・左神策中尉と爲す。

李吉甫・奏す、「國家舊 六胡州を靈鹽の境に置く。開元中、之を廢し、更に宥州を置き、以て降戸を領す。天寶中、宥州、經略軍に寄理す。實應以來、因循して遂に廢す。今請ふ之を復し、以て回鶻に備へ、党項を撫せん」と。上、之に從ふ。夏五月庚申、復た宥州を置き、經略軍に理し、郵城・神策の屯兵九千を取り、以て之を實す。是より先、回鶻屢 昏を請ふ。朝廷、公主出降せば其費甚だ廣きを以て、故に未だ之を許さず。禮部尚書李絳・上言して以爲はく、「回鶻は凶彊なり。備無かる可からず。淮西は窮蹙す。事、經營を要

【一】 善羊。當に善陽に作るべし、唐の朔州は善陽縣に治す。西北のかた單于府に至るまで百二十里。柵は蓋し縣界に立つ。
 【二】 振武節度使は單于都護府に治す。
 【三】 色を奪ふ。其品色を奪ふなり。
 【四】 前卷六年に見ゆ。
 【五】 調露元年、靈夏の南境に於て、降突厥を以て魯州・靈州・含州・塞州・依州・契州を置き、唐人を以て刺史と爲す。之を六胡州と謂ふ。鹽州は靈夏と境を接す。
 【六】 昏。婚に同じ。

す。今、江淮の大縣、歳ごとに入る所の賦、二十萬緡なる者有り、以て主を降すの費を備ふるに足る。陛下、何ぞ一縣の賦を愛み、以て勁虜を羈縻せざる。回鶻若し昏を許すを得ば、必ず喜びて猜ふ無からん。然る後、以て城塹を修め甲兵を蓄ふ可からん。邊備既に完からば、意を淮西に専らにするを得、功必ず萬全ならん。今既に未だ公主を降さず、而して西城を虚弱にし、磧路、備無く、更に天徳を修め、以て虜心を疑はす。萬一、北邊、警有らば、則ち淮西の遺醜、復た歲月の命を延べん。僕し虜騎・南牧せば、國家、歩兵三萬・騎五千に非ずんば、則ち以て抗禦するに足らじ。借使一歳にして之に勝つとも、其費豈に特に主を降すの比ならんや」と。上、聽かず。

乙丑、(九)桂王綸・薨す。

六月壬寅、河中節度使張弘靖を以て刑部尚書・同平章事と爲す。弘靖は延賞の子なり。

翰林學士獨孤郁は、權徳輿の壻なり。上、郁の才美なるを歎じて曰はく、「徳輿は壻郁を得。我は反つて及ばざるか」と。是より先、主に尙するもの、皆、貴戚及び勳臣の家に取る。上始めて宰相に命じ、公卿大夫の子弟の文雅にして清貫に居る可き者を選ばしむ。諸家、多く願はず。惟だ杜佑の孫司議郎驚のみ辭せず。秋七月戊辰、驚を以て殿中少監・駙馬都尉と爲し、岐陽公主に尙せしむ。公主は上

- 【七】 西城は西受降城を謂ふ。
- 【八】 受降城を天徳に徙すを謂ふ。
- 【九】 綸。上の弟なり。
- 【一〇】 張延賞は徳宗の貞元の間に相たり。
- 【一一】 清貫。貫は事なり。清職といふが如し。

の長女にして、郭妃の生む所なり。八月癸巳、昏を成す。公主、賢行有り。杜氏は大族にして、尊行翹に數十人のみならず。公主、卑委怡順し、一に家人の禮度に同じ。二十年間、人未だ嘗て絲髮の間を以て指して貴驕と爲さず。始めて至れば則ち驚と謀りて曰はく、「上の賜ふ所の奴婢は、卒に肯て窮屈せざらん」と。奏して請うて之を納れ、悉く自ら寒賤にして制指す可き者を市ふ。是より、閨門落然として、人聲を聞かず。

閏月丙辰、彰義節度使吳少陽・薨す。少陽、蔡州に在り、陰に亡命を聚め、馬騾を牧養す。時に壽州の茶山を抄掠し、以て其軍を實す。其子攝蔡州刺史元濟、喪を匿し、病を以て聞し、自ら軍務を領す。上、蜀を平げしより、即ち、淮西を取らんと欲す。淮南節度使李吉甫・上言す、「少陽の軍中、上下攜離す。(四)請ふ徒りて壽州に理し、以て之を經營せん」と。會

- 【一】 制指す可き者。制御して指使す可き者を謂ふ。
- 【二】 元和の初め、蜀を平ぐ。
- 【三】 淮南節度使は揚州に治す。徙りて壽州に治し以て淮西を經略せんと欲す。
- 【四】 事、前卷四年五年に見ゆ。
- 【五】 事、七年に見ゆ。
- 【六】 朝廷の魏博を猜防せざるを喜ぶ也。

(二) 朝廷方に王承宗を討ち、未だ暇あらざるなり。吉甫が入りて相たるに及び、(三) 田弘正、魏博を以て歸附す。吉甫以爲はく、「汝州は東都を扞蔽し、河陽の宿兵は、本以て魏博を制す。今、弘正、順に歸すれば、則ち河陽は内鎮と爲る、應に重兵を屯して以て猜阻を示すべからず」と。辛酉、河陽節度使烏重胤を以て汝州の刺史と爲し、河陽懷汝節度使に充て、徙りて汝州に理せしむ。己巳、弘正、右僕射を檢校し、其軍に錢二十萬緡を賜はる。弘正曰はく、「吾未だ河陽軍

を移すの・喜たるに若かざるなり』と。九月庚辰、洛州の刺史李光顔を以て陳州の刺史と爲し、忠武都知兵馬使に充つ。泗州の刺史令狐通を以て壽州防禦使と爲す。通は彰の子なり。丙戌、山南東道節度使袁滋を以て荆南節度使と爲し、荆南節度使嚴綬を以て山南東道節度使と爲す。吳少陽の判官蘇兆・楊元卿・大將侯惟清、皆、少陽に入朝せんことを勸む。元濟、之を惡み、兆を殺し、惟清を囚ふ。元卿先に事を奏して長安に在り、具に淮西の虛實及び元濟を取るの策を以て、李吉甫に告げ、之を討たんと請ふ。時に元濟猶ほ喪を匿す。元卿、吉甫に勸め、凡そ蔡の使の入りて奏する者、所在之を止めしむ。少陽死して四十日に近し。爲めに朝を輟めず。但だ蔡を環る諸鎮の將帥を易へ、兵を益し備を爲すのみ。元濟、元卿の妻及び四男を殺し、以て射期に巧す。淮西の宿將董重質は、吳少誠の壻なり。元濟、以て謀主と爲す。戊戌、河東節度使王鐔に同平章事を加ふ。

- 【一】 陳州より西南のかた蔡州に至るまで一百九十里。
- 【二】 令狐彰は、肅宗の時、史思明に背きて歸順せり。
- 【三】 射期。射的場なり。
- 【四】 巧す。壁をぬる也。
- 【五】 唐の工部郎は、城池土木の工役程式を掌る。

李吉甫、上に言つて曰はく、『淮西は河北の四に黨援無きが如きに非ず、國家常に數十萬の兵を宿し、以て之に備へ、勞費、支ふ可からざるなり。今を失うて、取らずんば、後に圖り難からん』と。上將に之を討たんとす。張弘靖請ふ、『先づ少陽の爲めに朝を輟め官を贈り、使を遣はして弔贈し、其の不順の迹有るを待ちて、然る後兵を加へん』と。上、之に従ひ、工部員外郎李君何を遣はして弔祭せしむ。元濟、敕使を迎へず。兵を發して四に出で、舞陽を屠り、葉を焚き、魯山・襄城を掠む。關東震駭す。君何、入るを得ずして還る。冬十月丙午、中書侍郎同平章事趙公李吉甫薨す。壬戌、忠武節度副使李光顔を以て節度使と爲す。甲子、嚴綬を以て申光蔡招撫使と爲し、諸道の兵を督し、吳元濟を招討せしむ。乙丑、内常侍知省事崔潭峻に命じ、其軍を監せしむ。戊辰、尙書左丞呂元膺を以て東都留守と爲す。党項、振武に寇す。

- 【一】 舞陽縣は、唐、許州に屬す。州の西南一百八十里に在り。今、河南省汝陽道。
- 【二】 東。東都畿なり。

十二月戊辰、尙書右丞韋貫之を以て同平章事とす。

十年、春正月乙酉、韓弘に守司徒を加ふ。弘、宣武に鎮すること十餘年、入朝せず、頗る兵力を以て自負す。朝廷も亦忠純を以て之を待たず。王鐔、平章事を加ふるや、弘、班其下に在るを恥ぢ、武元衡に書を與へ、頗る不平の意を露はす。朝廷方に其形勢に倚り、以て吳元濟を制す。故に官を遷して、鐔の上に居らしめ、以て之を寵慰す。吳元濟、兵を縦ちて侵掠し、東畿に及ぶ。己亥、制して、元濟の官爵を削り、宣武等十六道に命じ、軍を進めて之を討たしむ。嚴綬、淮西の兵を撃ち、小しく勝ち、備を設けず。淮西の兵、夜還り